

# 越知町地域防災計画

一般対策編

令和5年3月

越知町防災会議



# 目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	重点を置くべき事項	2
第4節	計画の効果的な推進に向けた留意点	2
第5節	一般対策編の修正	2
第6節	計画の周知徹底	2
第2章	越知町の特性	4
第1節	趣旨	4
第2節	自然的条件	4
第3節	社会的条件	8
第3章	災害誘因に関する検討	11
第1節	地域の分類	11
第2節	現況	11
第3節	防災上の課題	11
第4節	対策	12
第5節	過去の災害記録	13
第4章	地域防災ビジョン	16
第1節	趣旨	16
第2節	現況と問題点の把握	16
第3節	災害に強いまちづくり	17
第4節	コミュニティ防災力の向上	18
第5節	要配慮者などの支援に資する人づくり	19
第5章	越知町防災会議	20
第1節	趣旨	20
第2節	設置及び所掌事務	20
第3節	組織及び運営	20

第 6 章	防災関係機関.....	21
第 1 節	趣旨.....	21
第 2 節	防災関係機関の責務.....	21
第 3 節	防災関係機関の処理すべき事務及び業務.....	22
第 2 編	災害予防計画.....	29
第 1 章	災害に強いまちづくり.....	29
第 1 節	趣旨.....	29
第 2 節	防災のまちづくり.....	29
第 3 節	建築物などに対する災害予防対策.....	30
第 4 節	災害に強い土地利用の推進.....	34
第 1	計画の方針.....	34
第 2	公園、緑地などの整備による対策.....	34
第 3	市街地への浸水防除施設対策.....	34
第 4	土地利用に関する規制・誘導.....	34
第 5	移転の促進.....	34
第 6	土砂災害対策.....	35
第 5 節	山地災害・農地災害などを予防する施設整備.....	43
第 6 節	風水害を予防する施設整備.....	44
第 7 節	風水害予防活動.....	45
第 8 節	ライフラインなどの予防対策.....	47
第 9 節	火災予防対策.....	50
第 10 節	危険物など災害予防対策.....	51
第 2 章	地域防災力の育成.....	53
第 1 節	趣旨.....	53
第 2 節	防災知識の日常化.....	53
第 3 節	実践的な防災訓練の実施.....	56
第 4 節	自主的な防災活動への支援.....	59
第 5 節	事業所などにおける自主防災体制の整備.....	62
第 6 節	要配慮者対策等.....	63
第 1	計画の方針.....	63
第 2	定義.....	63
第 3	避難行動要支援者名簿の作成・運用.....	64
第 4	情報の共有.....	64
第 5	在宅の要配慮者への支援.....	65
第 6	施設に入所（通所）する要配慮者への支援.....	66
第 7	独居高齢者への対策.....	68
第 8	福祉避難所の指定及び拡充.....	68

第9	訪日外国人旅行者等の安全確保.....	68
第7節	消防団を中心とした地域の防災体制.....	68
第8節	自発的な支援への環境整備.....	71
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策.....	74
第1節	趣旨.....	74
第2節	防災施設の限界と避難開始の時期.....	74
第3節	危険性の周知.....	77
第4節	避難を誘導するサインの整備.....	78
第5節	自主的な避難.....	79
第6節	避難計画.....	80
第1	計画の方針.....	80
第2	住民との話し合い.....	80
第3	避難計画の策定.....	81
第4	消防本部・警察署との連携.....	83
第5	避難訓練の実施.....	83
第6	避難計画についての広報.....	83
第7節	避難体制の整備.....	84
第1	計画の方針.....	84
第2	避難施設.....	84
第3	避難経路.....	85
第4	指定避難所の設備及び資機材の配備.....	86
第5	その他の対策.....	87
第6	応急仮設住宅供給体制の整備.....	87
第7	公営住宅、空き家などの把握.....	87
第8	防災上重要な施設の避難計画.....	87
第9	住民への避難方法、避難所等の周知.....	89
第4章	災害に備える体制の確立.....	90
第1節	趣旨.....	90
第2節	防災担当者などの人材育成.....	90
第3節	実践的な防災訓練の実施.....	91
第4節	防災関係機関相互の連携体制.....	92
第5節	防災中枢機能の確保、充実.....	92
第5章	災害応急対策・復旧対策への備え.....	94
第1節	趣旨.....	94
第2節	消火・救助・救急対策.....	94
第3節	災害時医療対策.....	95
第4節	緊急輸送活動対策.....	98

第1	計画の方針.....	98
第2	緊急輸送道路ネットワークの形成.....	98
第3	輸送拠点の確保.....	98
第4	輸送手段の確保.....	99
第5	輸送路の確保.....	99
<b>第5節</b>	<b>緊急物資確保対策.....</b>	<b>99</b>
第1	計画の方針.....	99
第2	個人備蓄の推進.....	99
第3	給水体制の整備.....	99
第4	食料・生活必需品の確保.....	100
第5	備蓄・供給体制の整備.....	100
<b>第6節</b>	<b>消毒・保健衛生体制の整備.....</b>	<b>101</b>
<b>第3編</b>	<b>災害応急対策計画.....</b>	<b>103</b>
<b>第1章</b>	<b>災害時の応急体制.....</b>	<b>103</b>
第1節	趣旨.....	103
第2節	配備動員体制.....	103
第1	計画の方針.....	103
第2	第1配備（事前体制）.....	103
第3	第2配備（警戒体制）.....	103
第4	第3配備（非常体制）（※災害対策本部設置 第3節に詳細）.....	104
第5	第4配備（緊急非常体制）.....	104
第6	配備及び動員計画.....	105
第3節	災害対策本部.....	108
第4節	情報の収集・伝達体制.....	114
第1	計画の方針.....	114
第2	町の通信施設.....	114
第3	連絡体制の整備.....	114
第4	県による体制整備.....	114
第5	町の体制整備.....	115
第6	通信の確保.....	115
第7	住民への情報提供.....	118
<b>第2章</b>	<b>災害時応急活動.....</b>	<b>119</b>
第1節	趣旨.....	119
第2節	活動体制の確立.....	119
第1	計画の方針.....	119
第2	初動体制の確立.....	119
第3	町の初動活動体制.....	119
第4	活動体制の拡大.....	119
第3節	気象予警報などの伝達.....	121
第4節	情報の収集・伝達.....	127

第5節	通信連絡.....	131
第6節	応援要請.....	131
第1	計画の方針.....	131
第2	実施責任者.....	131
第3	他機関への応援要請.....	132
第7節	広報活動.....	133
第8節	警戒活動.....	136
第9節	避難活動など.....	138
第1	計画の方針.....	138
第2	実施責任者.....	138
第3	住民の自主的な避難.....	138
第4	広報.....	138
第5	緊急的な避難誘導.....	139
第6	避難指示など（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）.....	139
第7	水防計画に基づく避難のための立ち退き.....	141
第8	避難指示などの伝達方法.....	141
第9	警戒区域の設定.....	141
第10	指定避難所の運営.....	142
第11	避難に当たっての注意事項.....	144
第12	避難の誘導及び移送.....	144
第13	誘導・移送方法及び経路.....	145
第10節	災害拡大防止活動.....	145
第11節	緊急輸送活動.....	147
第12節	交通確保対策.....	149
第1	計画の方針.....	149
第2	実施責任者.....	149
第3	交通規制など.....	149
第4	施設の応急復旧など.....	153
第13節	社会秩序維持活動など.....	153
第14節	被災地域への救援活動.....	154
第1	計画の方針.....	154
第2	給水活動の実施.....	154
第3	食料の確保、調達.....	155
第4	生活必需品の確保・調達.....	157
第5	医療及び助産.....	158
第6	消毒及び保健衛生.....	162
第7	災害廃棄物処理等.....	163
第8	遺体の検案など.....	165
第9	犬・猫・家畜などの保護及び管理.....	168
第10	応急仮設住宅など.....	169
第11	農林水産業対策.....	172
第15節	ライフラインなど施設の応急対策.....	174
第1	計画の方針.....	174
第2	電力施設.....	174

第3	ガス施設	175
第4	上下水道施設	176
第5	通信施設	176
<b>第16節</b>	<b>教育対策</b>	<b>177</b>
<b>第17節</b>	<b>労務の提供</b>	<b>181</b>
第1	計画の方針	181
第2	実施責任者	181
第3	従事協力命令	181
第4	民間団体など	181
第5	職員の派遣要請及びあっせん要請	183
<b>第18節</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>184</b>
<b>第19節</b>	<b>災害応急融資</b>	<b>185</b>
<b>第20節</b>	<b>二次災害の防止</b>	<b>186</b>
<b>第21節</b>	<b>自発的支援の受入れ</b>	<b>186</b>
<b>第22節</b>	<b>水防計画</b>	<b>187</b>
第1	計画の方針	187
第2	実施責任者	188
第3	水防活動の実施	188
第4	定義	188
第5	水防の責任と義務	188
第6	水防組織	188
第7	伝達系統	190
第8	水防活動など	190
第9	水防警報（国土交通省）	195
第10	自衛隊の派遣要請	196
第11	公用負担	196
<b>第23節</b>	<b>感染症対策</b>	<b>198</b>
第1	計画の方針	198
第2	実施責任者	198
第3	行動計画の主要6項目	198
第4	感染症対策	200
<b>第24節</b>	<b>災害救助法施行細則（別表第1及び別表第2）</b>	<b>201</b>
別表第1	（第2条関係）	201
別表第2	（第12条関係）	208
<b>第3章</b>	<b>自衛隊の災害派遣</b>	<b>209</b>
第1節	趣旨	209
第2節	災害派遣要請ができる範囲	209
第3節	災害派遣要請の手続	210
第4節	派遣部隊の受入体制	213
第5節	派遣部隊の業務及び撤収など	213



第4編	災害復旧・復興計画.....	217
第1章	災害復旧対策.....	217
第1節	趣旨.....	217
第2節	復旧・復興の基本方針の決定.....	217
第3節	迅速な原状復旧の進め方.....	217
第1	計画の方針.....	217
第2	実施責任者.....	218
第3	被災施設の復旧等.....	218
第4	がれきの処理.....	218
第5	公共施設の災害復旧.....	218
第2章	復興計画.....	222
第1節	趣旨.....	222
第2節	復興計画の進め方.....	222
第3節	被災者などの生活再建などの支援.....	223
第1	計画の方針.....	223
第2	被災者のための相談.....	223
第3	災害弔慰金等の支給.....	223
第4	生活保護.....	223
第5	税の減免、徴収猶予.....	224
第6	公共料金の特例措置.....	224
第7	住宅対策.....	225
第8	経済復興対策.....	225
第9	医療費などの負担の減免など.....	225
第10	広報連絡体制の構築.....	225
第11	災害復興基金の設立など.....	226
第12	メンタルケア対策.....	226
第4節	被災中小企業の復興その他の経済復興の支援.....	226



# 第1編 総則

計 画 事 項	頁
第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 重点を置くべき事項	2
第4節 計画の効果的な推進に向けた留意点	2
第5節 一般対策編の修正	2
第6節 計画の周知徹底	2
第2章 越知町の特徴	4
第1節 趣旨	4
第2節 自然的条件	4
第3節 社会的条件	8
第3章 災害誘因に関する検討	11
第1節 地域の分類	11
第2節 現況	11
第3節 防災上の課題	11
第4節 対策	12
第5節 過去の災害記録	13
第4章 地域防災ビジョン	16
第1節 趣旨	16
第2節 現況と問題点の把握	16
第3節 災害に強いまちづくり	17
第4節 コミュニティ防災力の向上	18
第5節 要配慮者などの支援に資する人づくり	19
第5章 越知町防災会議	20
第1節 趣旨	20
第2節 設置及び所掌事務	20
第3節 組織及び運営	20
第6章 防災関係機関	21
第1節 趣旨	21
第2節 防災関係機関の責務	21
第3節 防災関係機関の処理すべき事務及び業務	22



# 第 1 章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進に向けた留意点、及び重点を置くべき事項などについて定める。

## 第 1 節 計画の目的

越知町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、越知町の防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、町民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急及び災害復旧活動にかかる諸施策の基本を定め、町の総合的な災害対応力の向上を図る。

このことにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安心・安全な住民生活の確保を図ることも目的とする。

## 第 2 節 計画の構成

### 1 計画の構成

本計画は、「一般対策編」「震災対策編」「火災及び事故災害対策編」及び「資料編」により構成する。

### 2 本編の趣旨

本編は、「一般対策編」である。

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び高知県水防計画の趣旨に基づき、大雨、洪水による水害を警戒、防御し、被害を軽減することを目的とする。

### 3 計画の趣旨

地域防災計画一般対策編は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画について定めたものであり、その趣旨は、次のとおりである。なお、土砂災害警戒避難体制については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

#### (1) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するための事務又は業務に関して、防災施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

#### (2) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その応急対策について定める。

また、災害対策本部の組織、気象情報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生などの事項について、その対応策を定める。

#### (3) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後、被災した諸施設及び町の生活機能を再興・復旧し、将来の災害に備えるために必要な事項を定める。

### 第3節 重点を置くべき事項

本町は、一級河川・仁淀川や禿山<sup>はげやま</sup>を最高峰とする山々に囲まれ、洪水、土砂災害、台風などの自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これらの災害への対策を講じてきた。今後は、近年、全国各地で多発する集中豪雨災害など、予期せぬ災害が発生する傾向にあることなどを考慮し、自らの命、安全及び財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づき、災害を最小限に抑えるため「減災」に中心を置いた対策を推進する。

### 第4節 計画の効果的な推進に向けた留意点

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、以下の事項への留意を図る。

#### 1 アクションプラン

町は、本計画に基づくアクションプランの策定及び訓練などを通し、職員への計画の周知徹底を図る。

#### 2 点検と見直し

町は、様々な社会的要因の変化に応じて、定期的に計画内容及びアクションプランの点検と見直しを行う。

#### 3 他計画との連携・整合性

他の関連計画と連携した地域防災の観点から、総合的な防災体制確保に向け、計画相互の整合性と諸計画との連携に留意した計画とする。

### 第5節 一般対策編の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねなどにより、随時見直されるべき性格のものである。災害対策基本法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、防災会議において修正を加える。

### 第6節 計画の周知徹底

本計画は、災害対策基本法の定めに従い町の関係機関、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底を図るとともに、住民に広く周知を図る。

[注記] 本計画における用語について

住 民	越知町に住所を有する者、他都道府県、他市町村から通学・通勤する者（災害時に町に滞在する者なども含める）
避 難 所 等	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
要 配 慮 者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な者
防 災 関 係 機 関	町、県、国、指定公共機関及び指定地方公共機関
関 係 機 関	上記の「防災関係機関」以外で防災に係る機関
県	高知県の部局、高知県警察本部及び出先機関、高知県教育委員会など
町	越知町の課室局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部（署）、消防団）
自 衛 隊	陸上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上水道、簡易水道、営農飲雑用水などの飲料水供給施設、及び通信の事業

## 第 2 章 越知町の特性

### 第 1 節 趣旨

越知町の自然的及び社会的な条件の現状と災害の特性を整理する。

### 第 2 節 自然的条件

#### 1 位置

町は、高知市の西方約 32km にあり、高知県のほぼ中央、仁淀川の中流域に位置し、北緯 33 度 32 分、東経 133 度 15 分、面積は 111.95 km<sup>2</sup>である。

町域は東西 15.2km、南北 16.6km で南北に細長く、南部から西部にかけては津野町に、北部は仁淀川町に、東部は佐川町、日高村、いの町に接している。

#### 2 面積

町の土地の状況は、次のとおりである。

区分	可住地面積			林野面積	総土地面積
	以下を含む		耕地面積		
	都市計画 区域面積				
面積 km <sup>2</sup> (比率 %)	17.98 (16.06)	6.65 (5.94)	3.74 (3.34)	93.97 (83.94)	111.95 (100.00)

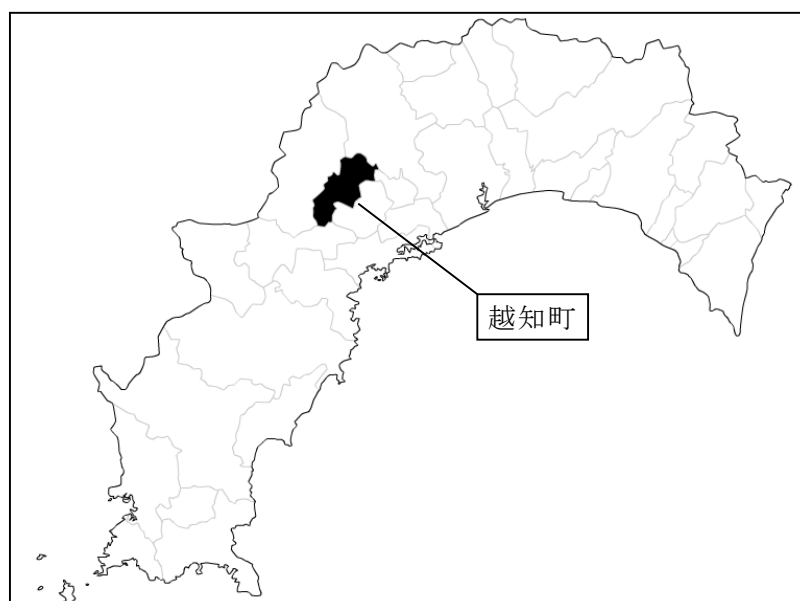
(総土地、林野面積は、農林水産省「2015 年農林業センサス」による)

(可住地面積は、総土地－林野面積とする)

(都市計画区域面積は、国土交通省都市・地域整備局「平成 26 年都市計画年報」による)

(耕地面積は、農林水産省「平成 30 年作物統計調査」による)

#### ■ 越知町位置図





### 3 地勢

町の地形は、町域の大部分を占める山地と中央東部に位置する越知盆地により構成されている。山脈は1,073mの禿山を最高峰とし、800m～1,000m級の山地で構成され、北部の黒森山系、中部の横倉山系、南部の坂折川南岸山系の3系列に大別される。

町域中央部を仁淀川が貫流し、柳瀬川、坂折川などが、越知甲付近で仁淀川に合流している。この合流部を中心に盆地が形成され、本町の中心となる市街地が形成されている。

### 4 地質

町は、西南日本外帯の秩父帯に位置し、地質年代は横倉山の山上部が最も古く、4億年前の地質であり、低くなるにしたがって新しくなる。全体に極めて複雑な地質構造となっている。

越知盆地は、女川などの河岸段丘と沖積泥質低地の谷底平野及び沖積砂礫河床である河原より構成され、河川合流部付近は、沖積泥質又は沖積砂礫地質となっている。

河岸段丘を含めた平野部は約2.5km<sup>2</sup>(総面積の2.3%)となっている。

#### ■ 主な山岳

山名	位置	標高(m)
五在所山	明治 (町北部、仁淀川中流、いの町との境界)	976.0
明治富士	明治 (仁淀川中流、越知町北部)	800.0
オモウチ山	明治 (仁淀川中流、いの町との境界)	993.3
黒森山	横畠 (仁淀川町との境界、仁淀川中流)	1,017.6
母ノ森山	横畠 (仁淀川中流、横畠西部)	528.6
八艘ヶ森	野老山 (仁淀川中流、仁淀川町との境界)	939.6
禿山	大桐 (大桐川上流、仁淀川町との境界)	1,073.0
横倉山	越知 (一部大桐川、一部仁淀川に面し越知市街地西部)	774.6
ハナセ岳	大桐 ( )	1,009.8
黒滝山	南国 (大桐川上流、仁淀川町と津野町との境界)	980.0

資料 越知町

■ 主な河川

区分 河川名	流路 延長 (km)	流域 面積 (㎡)
仁 淀 川	25.6	72,759
柳 瀬 川	1.3	869
坂 折 川	15.8	29,350
上 八 川 川	1.6	70

資料 越知町

■ 主なため池

区分 農業用 ため池名	位 置	満水 面積 (㎡)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	水深 (m)	備 考
築 池	越知町柴尾	800	1,200	1.5	水田及び 防火用
奥 池	越知町野老山	1,200	4,000	4.2	水田用
下 池	越知町野老山	600	1,200	2	水田用
清 水 池	越知町横畠中	440	880	2	水田用

資料 越知町

5 気象条件

(1) 気候

町の気候は比較的温暖で、気象庁高知地方気象台高知観測所の過去20年間（平成12年から令和元年）における観測では、年間平均気温は17.4℃、最高38.3℃、最低-5.1℃となっている。

また、夏期から秋期にかけては台風が通過するため、過去において多大な被害を被っている。

(2) 降水量

高知地方気象台佐川観測所で過去20年間（平成12年から令和元年）の年平均降水量は3,035.4mm/年で、同期間における年別の日最大降水量の平均は266.0mm/日となっている。

高知地方気象台高知観測所では過去20年間の平均降水量は2,628.9mm/年で平野部と比較して年間の降水量は406.5mm/年ほど多くなっている。

また、同期間の年別の日最大降水量は、平成26年に記録した491.5mm/日を最大で、平成19年に433.0mm/日、平成17年に379.0mm/日などの集中的な豪雨が記録されている。

高知地方気象台高知観測所では過去20年間の年別の日最大降水量は、平成26年に記録した372.0mm/日で、平野部と比較して120mmほど多くなっている。

なお、最大1時間降水量の平均は55.3mm/hで、令和元年の74.5mm/hを最大とし、平成27年にも72.5mm/hの集中豪雨を記録している。

■ 過去20年間の気象情報

区分 年別	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照	雪 寒候年(cm)	
	合計	日最大	日平均	最高	最低	平均 風速	最大		時間 (h)	降雪 合計	最深 積雪
							風向	風速			
平成12	3,041.0	193.0	17.1	37.4	-3.4	1.9	西	31.1	2,192.0	0	-
13	2,473.0	141.0	17.2	38.3	-4.4	1.9	北北東	23.5	2,230.0	0	0
14	2,518.0	219.0	17.2	36.9	-3.6	2.0	西	19.8	2,100.2	0	-
15	3,648.0	320.0	17.3	34.6	-4.4	1.8	北西	31.9	2,065.9	3	3
16	4,699.0	344.0	17.9	37.5	-5.1	1.8	北西	35.7	2,264.4	0	-
17	1,920.0	379.0	17.0	36.9	-2.6	1.7	東南東	31.1	2,303.0	6	6
18	3,255.0	260.0	17.7	37.1	-2.0	1.8	東南東	21.6	2,034.0	12	9
19	2,440.0	433.0	17.9	36.9	-1.1	1.7	東南東	26.5	2,210.6	1	1
20	2,352.5	121.0	17.3	35.8	-1.5	1.7	西北西	18.7	2,182.7	0	-
21	2,137.0	187.5	17.5	36.5	-2.6	1.7	北北東	20.9	2,137.4	0	0
22	3,056.0	207.5	17.6	35.5	-3.1	1.7	西	7.9	2,118.4	0	-
23	2,991.5	289.0	17.2	34.8	-4.0	1.7	東	10.1	2,126.3	0	-
24	3,424.5	161.5	16.8	34.2	-3.6	1.7	北北東	10.1	2,066.4	0	-
25	2,871.0	339.0	17.3	36.9	-2.4	1.8	西	7.8	2,372.9	-	-
26	4,013.5	491.5	17.0	35.5	-1.4	1.8	東北東	16.1	2,095.0	-	-
27	3,122.5	250.5	17.5	36.7	-2.9	1.7	北西	11.3	2,098.4	-	-
28	2,967.5	159.5	18.1	37.5	-4.0	1.7	北北東	10.6	2,096.7	-	-
29	2,647.0	314.5	17.1	36.5	-2.8	1.7	東	11.9	2,218.3	-	0
30	3,612.0	245.5	17.4	36.9	-4.6	1.8	東	11.0	2,265.0	2	2
令和元年	3,518.0	264.5	17.8	36.8	-0.7	1.7	東	12.3	2,134.7	-	-
平均	3,035.4	266.0	17.4	36.5	-3.0	1.8	-	10.6	2,134.7	1.2	1.1

資料 気象庁高知地方気象台  
※降水量：佐川観測所 その他：高知観測所

## 第 3 節 社会的条件

### 1 人口・世帯の構成

平成 23 年から平成 31 年の 8 年間の町の人口推移を見ると、人口は 891 人、世帯数は 181 世帯減少している。

#### ■ 人口の推移

年次	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)
平成 23 年	6,496	3,035	3,461	3,004
平成 27 年	6,021	2,805	3,216	2,894
平成 31 年	5,605	2,613	2,992	2,823

資料 「住民基本台帳」各年 3 月 31 日現在

平成 29 年の年齢 3 階層別の構成をみると、年少人口 474 人 (8.5%)、生産年齢人口 2,519 人 (45.1%)、老年人口 2,586 人 (46.4%) となっている。老年人口が全人口の 2 分の 1 近くを占め、高齢化の進行を示している。

これを高知県全体と比較すると、町の年少人口は 2.8 ポイント、生産年齢人口で 9.3 ポイント少なく、老年人口が 12.2 ポイント多くなっており、町は県内市町村の中でも高齢化が進んでいることがわかる。

#### ■ 年齢 3 階層別人口構成

行政区域	総計 人 (%)	年少人口 15 歳未満 人 (%)	生産年齢人口 15~64 歳 人 (%)	老年人口 65 歳以上 人 (%)
越知町	5,579 (100.0)	474 (8.5)	2,519 (45.1)	2,586 (46.4)
高知県	713,465 (100.0)	81,058 (11.3)	388,503 (54.5)	243,904 (34.2)

平成 29 年 10 月 1 日

資料 高知県 HP

### 2 産業

町の産業別就業者構成は、第 1 次産業 14.2%、第 2 次産業 23.1%、第 3 次産業 62.7% である。

第 1 次産業のうち、最も就業者が多いのは農業の 357 人で 96.0% を占めている。経営耕地面積は少なく、小規模な農業経営となっている。なお、農家の大部分は山林も所有する農家林家で、森林面積 93.97 km<sup>2</sup> は、全て民有林となっている。

第 2 次産業では、建設業が 328 人で 54.0% と最も多く、次いで、製造業が 263 人で 43.3% となっている。

第 3 次産業については、最も多いのが医療・福祉が 514 人で 31.3%、次いで、小売業・卸売業の 391 人で 23.8%、サービス業が 154 人で 9.4% と続いている。

■ 産業別就業者構成

産業区分	就業人口(人)	構成比率(%)
第1次産業	372	14.2
第2次産業	607	23.1
第3次産業	1,643	62.7
合計	2,622	100.0

※ 分類不能8人は第3次産業に含めた。  
資料 平成27年国勢調査

3 交通

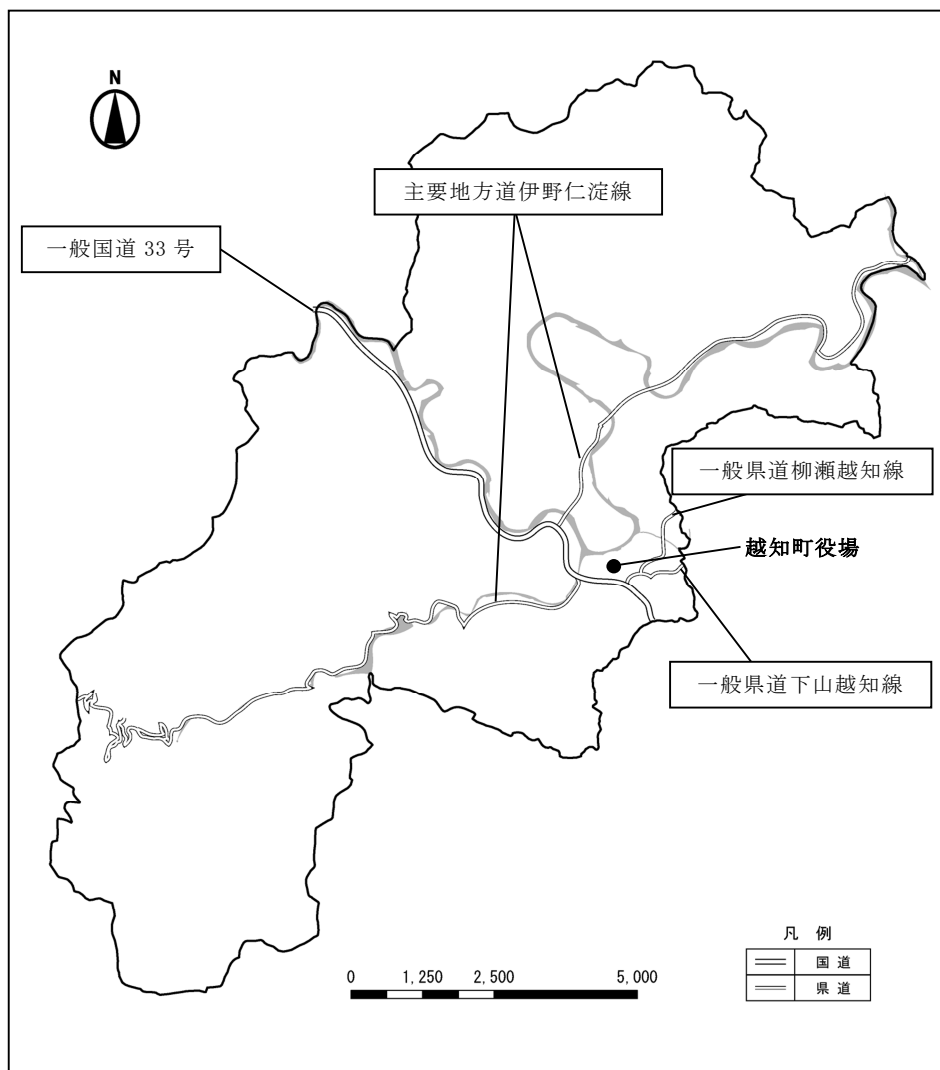
(1) 道路

町の骨格道路は、国道1路線と県道3路線で構成されている。国道33号は町域のほぼ中央部を仁淀川に沿って南北方向に通過し高知市と松山市を結んでいる。

県道は、伊野仁淀線、下山越知線、柳瀬越知線が、東西方向の幹線として位置する。

これらの幹線道路に山間高地からの町道、農林道が接続しながら、道路網を形成している。

■ 主な道路



(2) 交通

公共交通では、黒岩観光路線バスがあるほか、越知町民バス、スクールバス、デイサービスセンターバスが配備されている。

なお、町の道路現況は次のとおりである。

■ 道路現況

区分	路線数	総延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	
国 道	1	9,643	9,643	100.0	9,643	100.0	
県 道	4	32,072	22,062	68.8	32,072	100.0	
		うち2車線	10,084m	(総延長の31.44%)			
町 道	計	301	235,598	114,325	48.5	213,768	90.7
	1 級	7	18,510	11,511	62.2	18,510	100.0
	2 級	13	34,891	23,842	68.3	34,703	99.5
	そ の 他	281	182,197	78,972	43.3	160,555	88.1

資料 高知県の道路状況 (平成30年4月1日現在)

## 第3章 災害誘因に関する検討

### 第1節 地域の分類

災害誘因の検討は、町域を市街地と中山間地に区分して、それぞれについて、危険箇所の指定状況や、避難所等の設置状況、人口や集落の状況などから整理・分析を加える。

地域区分は、分断要素である山地や河川などの自然地形、災害時の緊急輸送路となる幹線道路の位置、以前から醸成されてきたコミュニティなどを勘案した。

### 第2節 現況

町の現況は以下のとおりである。この現況を基に課題を明確にして対策を講じる。

地域	地区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口・ 年齢階層別 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	危険箇所	避難 場所	福祉避 難所
市街地	越 知	3.7	地域計 4,022 年少 377 生産年齢 1,951 老年 1,694	1,087	急傾斜地の崩壊 21 土石流 22 地すべり 0	3	3
中山間地	野老山 南 国 大 桐 横 島 明 治 東 北	107.9	地域計 1,583 年少 79 生産年齢 644 老年 860	14.7	急傾斜地の崩壊 142 土石流 54 地すべり 13 ため池 4	5	0

資料 住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

### 第3節 防災上の課題

課題は以下のとおりである。

地 域	市街地(越知)	中山間地 (野老山、南国、大桐、横島、明治、東北)
全体的な状況	7地区の中では人口密度が最も高く、人家が密集するほか、幅員の狭い道路が少ない。 急傾斜地崩壊危険区域及び土石流危険区域は、他地区に比べ少ないが、被害を被る可能性のある家屋がある。 なお、仁淀川の氾濫する被害を被る可能性も皆無ではない。	地すべり危険箇所が広範に存在するほか、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流・区域内にも多数の人家が立地することから、被害の発生が懸念される。
特に注意すべき事項	河川改修は進んでいるが、仁淀川沿いで氾濫被害が懸念される。 老朽木造家屋や耐震基準に満たない建物が多いエリアにおいては、倒壊による災害、また通行不能や火災被害の拡大が懸念される。	地すべり危険箇所が広範に存在するほか、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流・区域内にも多数の人家が立地することから、被害の発生が懸念される。 老朽木造家屋や耐震基準に満たない建物等の倒壊による被害が懸念される。
避難所等	人家が広範に立地することから、避難所等への移動の利便性が懸念される。	人家が広範に立地することから、避難所等への移動の利便性が懸念される。また、要配慮者利用施設は、未設置である。

避難所等の浸水予想	指定緊急避難場所・指定避難所である越知小、中学校及び基幹集落センターが、仁淀川氾濫時に浸水する可能性も皆無ではない。	—
孤立化	国道 33 号や県道 298 号が急傾斜地崩壊危険区域に含まれるため、通行不能になる可能性がある。	孤立化のおそれのある集落が多数存在する。
その他	町役場や医療機関などが集中することから、災害時にはこれらの利用による早急な対策を講ずるために、市街地の幹線道路の通行確保や、火災などへの対策が求められる。	全体に高齢者が多いことから、共助における人手不足の可能性が高く、公助の必要性が高い。

## 第 4 節 対策

対策として以下の事項が考察される。

地 域	市街地(越知)	中山間地 (野老山、南国、大桐、横畠、明治、東北)
避難所等	耐震化等の環境整備等のほか、必要物資の整備を図り、必要に応じて他地区からの避難受入れに対応する。	耐震化や土砂災害対策の環境整備のほか、必要物資の整備を図る。 要配慮者の受け入れ可能な避難所等の整備を図る。
孤立化対策	他地区への応援体制の確立を図る。 孤立化の際の連絡体制、けが人の搬送、救護活動、道路の復旧体制の確立を図る。	孤立化の際の連絡体制、けが人の搬送、救護活動、道路の復旧体制の確立を図る。
その他	浸水想定区域の周知を図る。 家屋やブロック塀等建築物の耐震化を推進する。	高齢者への連絡体制の充実を図る。 昼夜間人口や季節などに配慮した可能な限り詳細な計画立案が求められる。 主要地方道伊野仁淀線は仁淀川町との境界付近で狭小屈曲しており、災害時の連絡確保の観点からは、早期改良整備が望まれるため、県に対して整備依頼が必要である。

対策上の留意点

### ■ 課題を踏まえた対策実施上の留意点

市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の中核機能を担う地区であり、災害時における主要施設の機能発揮対策を構築</li> <li>・ 仁淀川の水防対策、市街地密集地の倒壊・火災対策を中心に防災体制を構築</li> <li>・ 建築物の耐震改修促進対策の構築</li> <li>・ 他地区からの被災者受入れも念頭に置いた災害時の対応策を構築</li> </ul>
中山間地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口が少なく、高齢化が最も進んだ地区であり、他地区からのマンパワー支援を含めた防災対策を構築（建築物の耐震改修促進対策・家具転倒防止・出火予防対策・避難の呼びかけ等）</li> <li>・ 仁淀川の水防と危険箇所が多い土砂災害への対策の一層の充実</li> <li>・ 南北方向の道路連絡体制の整備促進による孤立化の回避と孤立時の連絡体制の確立</li> <li>・ 一時的孤立にも対応できる避難所等の配置・内容整備</li> </ul>



## 第 5 節 過去の災害記録

町が過去に被った主な災害状況は次のとおりである。

### ■ 過去の災害記録

災害発生日	区 分	被災地域、被害状況
昭和 2. 8. 26	豪 雨	道路被害 120m、その他河川、橋梁被害
3. 8. 29	台 風	河川決壊、行方不明者 2 人、田畑の被害甚大
20. 9. 17	枕崎台風	仁淀川氾濫のため未曾有の浸水
21. 7. 29	台 風	越知町雨量 536 ミリ 住家床下浸水 35 戸、半壊 2 戸
21. 12. 21	北海道地震	県下死者 670 人 越知町被害不明
36. 9. 16	台風 18 号 (第二室戸台風)	仁淀川大洪水 越知町被害不明
38. 8. 9	台風 9 号	仁淀川大洪水 災害救助法適用 建物全壊 3 戸、半壊 9 戸、床下浸水 229 戸、その他森林・ 耕地・道路・商工関係被害甚大
41. 8. 16	台風 13 号	集中豪雨 床下浸水 18 戸、軽傷 1 人、板折橋流失
43. 9. 24	台風 16 号	仁淀川最高水位 7.5m 避難 9 戸 33 人、片岡橋一部流失
45. 8. 21	台風 10 号	越知町など災害救助法適用 26 市町村 重傷 1 人、軽傷 8 人、全壊 13 世帯 46 人、半壊 54 世帯 184 人、一部破損 1,980 戸、非住家・公共建物被害 12 棟、 その他 350 棟 冠水(田 0.425km <sup>2</sup> 、畑 0.415km <sup>2</sup> 、文教施設 10、病院 1、 道路 10、橋 1、がけ崩れ 4、通信施設 800 か所)
46. 8. 5	台風 19 号	仁淀川洪水 死者 2 人、橋梁被害 2 か所、道路欠損 1 か所、避難命令 2 世帯 9 人
8. 29	台風 23 号	床上浸水 2 戸 8 人、道路被害 12 か所、水路被害 3 か所、 河川被害 3 か所、がけ崩れ 1 か所、避難 17 世帯 58 人
47. 7. 24	台風 9 号	道路被害 5 か所、がけ崩れ 4 か所、避難 3 世帯 13 人
47. 9. 1	台風 16 号	住家一部破損(80 世帯 150 棟)、道路被害 18 か所、河川 被害 1 か所、がけ崩れ 2 か所
9. 7	豪 雨	越知佐川落雷、停電 7 千世帯 道路被害 9 か所、橋被害 1 か所、水道被害 2 か所、がけ 崩れ 2 か所

災害発生日	区 分	被災地域、被害状況
50. 8. 17	台風 5・6 号	※別途記載のとおり
51. 9. 9 ～ 13	台風 17 号	仁淀川大洪水 道路被害 67 か所、橋梁被害 2 か所、河川被害 28 か所、 がけ崩れ 3 か所、被害総額 2 億 8,800 万円
52. 8. 24	台風 7 号	道路被害 26 か所、橋梁被害 1 か所、河川被害 10 か所
平成 9. 9. 16	台風 19 号	仁淀川洪水 床上浸水 2 戸、床下浸水 2 戸 避難世帯 4 世帯、9 人 片岡・上ノ峠・栗ノ木土砂災害
17. 9. 6	台風 14 号	仁淀川大洪水 避難勧告発令 床上浸水 8 戸、床下浸水 4 戸 避難世帯 117 世帯、296 人 道路被害 42 箇所、被害総額 3 億 9,500 万円 農作物被害不明 大渡ダム特例操作実施寸前 (最大放流量 3,230 m <sup>3</sup> /s、最大流入量 4,655 m <sup>3</sup> /s)
19. 7. 14	台風 4 号	仁淀川洪水 床上浸水 1 戸 避難世帯 30 世帯、69 人

※ 別途記載

昭和 50. 8. 17 台風 5・6号

未曾有の大災害となり、その災害査定、復旧には3年もの歳月を要した。

《被害の概況》

- ・死者5人、重傷15人、軽傷11人、全壊30世帯106人、半壊17世帯51人、床上浸水20世帯67人、床下浸水203世帯657人
- ・その他次表のとおり

区 分	件 数	被 害 額 (千円)	摘 要	
水 道	9 件	8,400		
建 物	281 件 55 件	180,810	住 家 非 住 家	
公共建物	1 件	2,450		
文教施設	6 件	1,920		
農 産 物	水 稲	2.10 km <sup>2</sup>	204,162	小 災 害 は 含 ま ず
	生 姜	0.50 km <sup>2</sup>		
	里 芋	0.14 km <sup>2</sup>		
	ご ぼ う	0.06 km <sup>2</sup>		
	み か ん	0.40 km <sup>2</sup>		
	甘 藷	0.09 km <sup>2</sup>		
	茶 蚕	0.19 km <sup>2</sup> 423 箱		
林 産 物	0.17 km <sup>2</sup>	57,500		
農業施設	29 件 17 件 10 件 1 件	99,000	全 壊 半 壊 一 部 飼 育 所	

区 分	件 数 (件)	被 害 額 (千円)
町 道	116	200,910
橋 梁	6	32,839
河 川	204	1,091,056
林 道	45	79,000
住家がけ崩れ	14	16,633
林 崩 落	8	18,760
農 道	170	277,279
橋 梁	12	17,213
水 路	188	339,591
た め 池	1	1,696
頭 首 工	30	83,301
農 地 保 全	5	87,406
農 地	131	148,454
河 川	46	310,000
砂 防 道	6	530,000
県 道	16	18,000

※被害額は国の災害査定額

## 第4章 地域防災ビジョン

---

### 第1節 趣旨

近年全国各地で発生している「水害」「土砂災害」「地震災害」など、「いつどこで・どのような災害が発生するのか」といった予測を越える災害が多くなっている。自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ・自主防災組織等を中心とした『共助』、行政による『公助』が必要であり、この『三助』を基本に防災ビジョンの基本方針を定める。

### 第2節 現況と問題点の把握

次に挙げる町の災害に対する現況と問題点を把握し、今後の防災対策づくりに活用する。

#### 1 予測される災害

- (1) 風水害  
台風など豪雨による仁淀川の氾濫による家屋の浸水や強風による家屋の倒壊。
- (2) 土砂災害  
地形上、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流の発生。
- (3) 地震災害  
建物の倒壊や火災。

#### 2 災害発生時の問題点

災害発生時の迅速な避難、人命救助、財産保護などの活動に支障を来すと考えられる問題点は次のとおりである。

- (1) 昼間人口の不足  
昼間に災害が発生した場合、高齢者率が高い地域における迅速な救護活動が十分に機能しない可能性がある。
- (2) 道路閉鎖  
浸水や土砂災害、建物倒壊等による道路閉鎖により迅速な救護活動が十分に機能しない可能性がある。
- (3) 指定避難所、指定緊急避難場所の被害  
指定避難所、指定緊急避難場所の中には、土砂災害や仁淀川の氾濫による浸水被害を被る可能性のあるものや、老朽化及び耐久性・耐震性が懸念されるところもある。
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所の不足  
土砂災害危険箇所内や建築物の耐震基準を満たさない公民館や集会所など避難所等の指定の見直しから、避難所等が不足し、十分な収容ができない可能性がある。
- (5) 孤立化  
山間部に位置することから、災害発生時に、土砂災害、浸水などにより孤立化する可能性のある集落が存在する。

### 3 災害に備えた対策

上記の問題点に対し、以下のような対策を講ずる。

#### (1) 昼間人口に配慮した対策

町は、昼間災害への対策を考慮し、平常時から自主防災組織などが中心となり、要配慮者の所在を把握し、迅速な避難、救助活動などを実施するための人員配備・担当地区の設定など、諸対策を講ずる。

#### (2) 緊急輸送路・避難経路の確保対策

土砂災害危険箇所や浸水区域の把握と周知及び道路対策。また沿道建築物の耐震化の促進を図る。

#### (3) 指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所の不足への対策

町は、山間部に居住する住民も迅速に避難し、安全に利用できる指定避難所、指定緊急避難場所及び災害時の要配慮者利用施設の設置を図る。

#### (4) 指定避難所、指定緊急避難場所被害への対策

町は、指定避難所、指定緊急避難場所の老朽化及び耐久性・耐震性を検査点検するとともに、新規の指定に当たっては、これら及び土砂災害危険箇所等を考慮して選定する。

#### (5) 孤立化への対策

町は、避難経路やヘリポートの確保、復旧が迅速に行えるように、通信手段、道路の整備、機械設備の充実などを図る。

## 第3節 災害に強いまちづくり

町は、延焼遮断帯、避難経路、避難所等の防災活動拠点の整備点検を確実に実施する。また、町は、豪雨や地震による災害時の避難所等の確保などに向け、周辺市町村との相互支援や連携体制を構築し、災害に強いまちづくりを進める。

### 1 自助活動

「自らの生命は自己の力により守っていく」との考え方を改めて普及・啓発し、自助努力で対応可能な自主的な減災対策を促進する。

### 2 共助活動

自主防災組織の活動を通して、地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難経路や避難所等の点検活動など、恒常的な防災活動を促進する。

### 3 公助活動

町は、公共施設の耐震化、浸水対策などを進めるとともに、農地などの被災による経済的損失を極力軽減するため、減災に向けた計画的な土地利用を推進する。

#### ■ 各地域ごとのポイント

各地域	自助	共助	公助
市街地部	建築年数などを勘案し、自宅の補強、修繕を検討する。	避難経路や避難所等について、修繕、補強など気付いた点があれば、町に報告する。	国道及び県道が通行止めにならないように対策を講ずる。

中山間地	土砂災害及び水害による被害を受ける可能性のある方角、又は建築年数などを勘案し、自宅の補強、修繕を検討する。	避難経路や避難所等について、修繕、補強、新設が必要な場合など気付いた点があれば、町に報告する。	国道及び県道が通行止めにならないように対策を講ずる。 また、避難経路や避難所等の新設が必要であれば検討する。
------	---	---	---

## 第4節 コミュニティ防災力の向上

町は、自主防災組織などの強化を促し、コミュニティ防災力の向上を図る。

また、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

### 1 自助活動

町は、地域の防災訓練や自主防災組織の活動などへの住民の積極的な参加を促す。  
また、町は、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法などについて話し合い、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

### 2 共助活動

町は、自主防災組織の確立及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違など、可能な限り細部にわたる対応策を検討する。また、町は、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

### 3 公助活動

町は、コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供する。町は、こうした取組を通し、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供などに努め、コミュニティ防災力向上に向けた取組を進める。

#### ■ 各地域ごとのポイント

各地域	自助	共助	公助
市街地部	住民が応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会に参加し、知識及び資格の取得などに努める。	自主防災組織などが中心となって、避難経路や避難所等などを確認する。	町が応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会及び防災訓練を企画し、女性の参加も呼びかけ、知識及び資格の取得を支援する。 中山間地区の要配慮者支援を念頭に置いた人員配備及び防災訓練を検討する。
中山間地			町が応急危険度判定士、防災士、防災リーダーの研修会及び防災訓練を企画し、女性の参加も呼びかけ、知識及び資格の取得を支援する。 また、高齢者も多く危険箇所の割合が高いため、要配慮者に対する迅速な連絡体制を整え、緊急時でも正確に機能するように防災訓練を主催する。

## 第5節 要配慮者などの支援に資する人づくり

町は、高齢者（とりわけ独居老人）、障害者など、いわゆる要配慮者の増加が今後とも予測される中で、これら要配慮者の支援を実践する人材の確保と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

### 1 自助活動

自力での避難が困難と考えられる住民は、あらかじめ要配慮者の登録を行うなど、自己の身体状況及び判断能力などを考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

### 2 共助活動

災害時要配慮者避難支援プランを作成し、要配慮者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携などの体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

特に近隣住民との連絡体制の強化に努め、要配慮者が取り残されることのない環境づくりに努める。

### 3 公助活動

町は、災害時要配慮者避難支援プランに、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するなど、住民や各種団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するための機構づくりを進める。

#### ■ 各地域ごとのポイント

各地域	自助	共助	公助
市街地部	住民を避難行動要支援者名簿に登録する。	住民相互が近隣の要配慮者などを把握し、迅速な連絡確認体制を構築する。	支援者の確保・連携及び日ごろの見守り事業の推進
中山間地			高齢者の割合も高く、危険箇所の割合も高いため、特に要配慮者に配慮する。

## 第 5 章 越知町防災会議

---

### 第 1 節 趣旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに地方自治法の規定に基づき、町は越知町防災会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第 2 節 設置及び所掌事務

越知町防災会議は、越知町防災会議条例（昭和 38 年条例第 24 号）に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 防災計画を策定し、その実施を推進すること
- 2 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと

### 第 3 節 組織及び運営

越知町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法及び越知町防災会議条例の規定による。

（資料編 資料 1 「越知町防災会議条例」参照）



## 第6章 防災関係機関

### 第1節 趣旨

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しつつ、町における防災に係わる事務又は業務を遂行する。

### 第2節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を担う。

#### 1 町

一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、町の地域防災計画を策定し、防災活動を実施する。

また、町の地域防災計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、町の地域防災計画に、地区防災計画を定める。

#### 2 県

県は、法令及び県の計画に従い、町の防災活動を支援するとともに、国及び関係機関との情報連絡の役割を担う。

また、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、その総合調整を行うため、町と緊密な連絡体制を構築する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導などを行う。

#### 4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務及び業務

町の区域を管轄する越知町、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関ごとに定める所掌事務又は業務を通して町に係る防災活動を実施する。

以下に、各機関が処理すべき事務又は業務を掲げる。

#### 1 地方自治体

機 関 名	処理すべき事務及び業務
町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 越知町防災会議の実施</li> <li>2 防災計画の策定</li> <li>3 防災に関する組織の整備と訓練の実施</li> <li>4 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>5 公共団体又は住民による自主防災組織の育成指導の実施</li> <li>6 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>7 防災のための施設の新設、改良及び復旧、設備の整備及び点検</li> <li>8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報、被害調査</li> <li>9 避難の指示及び指定避難所の開設</li> <li>10 消防、水防その他応急措置</li> <li>11 被災者に対する救助及び救護などの措置</li> <li>12 緊急輸送の確保、交通対策の実施</li> <li>13 食料、医薬品、その他物資の確保</li> <li>14 災害時の保健衛生及び応急教育</li> <li>15 町立の学校及び施設などにおける防災対策の立案</li> <li>16 その他の災害発生の防衛又は拡大防止のための措置</li> <li>17 災害復旧・復興の実施</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施</u></li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li><u>4 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進</u></li> <li>5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li><u>6 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</u></li> <li>7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li><u>8 市町村が実施すべき避難の指示及び避難所の開設の代行</u></li> <li><u>9 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行</u></li> <li><u>10 被災者の救助及び救護活動</u></li> <li>11 緊急輸送の確保</li> <li>12 食料、医薬品、その他物資の確保</li> <li>13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</li> <li>14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>15 その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置</li> <li>16 災害復旧・復興の実施</li> </ol>
中央西土木事務所 越知事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路、橋梁施設の保全及びその災害復旧</li> <li>2 洪水予報、水防警報の発表、伝達</li> <li>3 坂折川の洪水、異常出水警報の伝達</li> <li>4 雨量に関する情報収集</li> </ol>

## 2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務及び業務
中国四国管区警察 局四国警察支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導及び調整</li> <li>2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関などからの災害情報の収集及び連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> <li>5 管区内各県警察への気象予警報等の伝達</li> </ol>
四国財務局 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設の災害復旧事業費査定立会</li> <li>2 農林水産業施設の災害復旧事業費査定立会</li> <li>3 災害時における金融情勢などの調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係の融資</li> <li>(2) 預貯金の払戻し及び中途解約</li> <li>(3) 手形交換、休日営業などの配慮</li> <li>(4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予</li> <li>(5) その他非常金融措置</li> </ol> </li> <li>4 地方公共団体への災害復旧事業債の貸付け</li> <li>5 地方公共団体に対する短期資金の貸付け</li> <li>6 災害応急措置などの用に供する場合の国有財産の貸付け</li> </ol>
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の独立行政法人国立病院機構等関係機関における医療、助産、救護の指示等連絡調整</li> </ol>
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設などの防災</li> <li>2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導</li> <li>3 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</li> <li>4 農地、農業用施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品などの供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理などの災害応急対策</li> <li>5 農地、農業用施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害再発防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業</li> <li>6 被災農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、(株)日本政策金融公庫などからの融資</li> <li>7 応急用食料・物資の供給に関する支援</li> </ol>
中国四国農政局 高知農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急食料の緊急引渡し</li> </ol>
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施</li> <li>2 国有保安林の整備保全</li> <li>3 災害応急対策用木材(国有林)の供給</li> <li>4 民有林における災害時の応急対策等</li> </ol>
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災商工業、鉱業などの事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> <li>3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策など</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務及び業務
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策など</li> <li>2 危険物などの保安の確保</li> <li>3 鉱山における災害の防止</li> <li>4 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
四国運輸局 高知運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における自動車による輸送のあつせん</li> <li>2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶などの調達あつせん</li> </ol>
大阪航空局 高知空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便性の確保</li> <li>2 航空保安施設などの防災対策としての管理体制の強化</li> </ol>
高知地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象及び水象に関する予警報などの発表及び関係機関への伝達</li> <li>2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表</li> <li>3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説</li> <li>4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種非常通信訓練の実施及びその指導</li> <li>2 高知県非常通信協議会の育成指導</li> <li>3 災害時における電気通信及び放送を確保するための応急対策並びに非常通信の運用管理</li> <li>4 災害時における電気通信、放送施設などの被害及び措置状況の収集</li> <li>5 災害時における通信機器の供給の確保</li> </ol>
高知労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</li> <li>2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</li> <li>3 災害応急、復旧工事などに従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</li> <li>4 被災事業場において作業再開時の安全衛生施設などに関して危険防止上のための必要な指導</li> <li>5 労働条件の確保に向けた総合相談</li> <li>6 事業場の閉鎖などによる賃金未払労働者に対する未払賃金の立替払</li> <li>7 被災労働者に対する労災保険の給付</li> <li>8 労働保険料の納付に関する特例措置</li> <li>9 雇用保険の失業認定</li> <li>10 被災事業所離職者に対する求職者給付</li> </ol>
四国地方整備局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所 (佐川国道維持出張所) 大渡ダム管理所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄河川、ダム、道路などの施設の保全及びその災害復旧</li> <li>2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</li> <li>3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</li> <li>4 直轄河川の水質事故対策、通報など</li> <li>5 直轄ダムの放流などの通知</li> <li>6 災害関連情報の伝達・提供</li> <li>7 災害ポテンシャル情報などに関する普及・啓発活動</li> <li>8 公共土木施設の応急対策・復旧などに関する応援・支援</li> </ol>

### 3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務及び業務
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>2 町が実施する防災訓練への協力</li> <li>3 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者などの捜索・救助、行方不明者の捜索、人命救助活動、水防活動、消防活動、障害物の除去、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、廃棄物の収集・運搬、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物などの保安及び除去)</li> <li>4 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与</li> </ol>

### 4 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務及び業務
西日本電信電話(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達</li> </ol>
(株)NTT ドコモ四国 KDD I (株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電話通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>2 災害非常通話の確保</li> </ol>
日本郵便(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>7 通信病院の医療救護活動</li> <li>8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請</li> <li>9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</li> </ol>
日本郵便(株) 越 知 郵 便 局 大 桐 郵 便 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便局の窓口掲示板などを利用した広報活動</li> </ol>
日 本 銀 行 高 知 支 店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金の確保及び決済機能の維持</li> <li>2 金融機関の業務運営の確保</li> <li>3 非常金融措置の実施</li> </ol>
日 本 赤 十 字 社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護活動</li> <li>2 遺体の処理及び助産</li> <li>3 血液製剤の確保及び供給のための措置</li> <li>4 被災地応援救護班の編成、派遣の措置</li> <li>5 被災者に対する救援物資の配布</li> <li>6 義援金の募集受付</li> <li>7 防災ボランティアの登録及び育成</li> <li>8 防災ボランティアの活動調整</li> <li>9 各種ボランティアの調整、派遣</li> </ol>
日 本 放 送 協 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する防災知識の普及及び警報などの周知徹底</li> <li>2 災害時における広報活動及び被害状況などの速報</li> <li>3 生活情報、安否情報の提供</li> <li>4 社会福祉事業団などによる義援金品の募集への協力</li> </ol>
<u>四国電力(株)送配電カンパニー中村支社須崎事業所</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の保全、保安</li> <li>2 電力の供給</li> </ol>

機 関 名	処理すべき事務及び業務
四国電力(株) 仁淀川第三発電所 筏津ダム 管理事務所	1 仁淀川の洪水、異常出水警報の伝達 2 雨量に関する情報収集

## 5 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務及び業務
(一社)高知県 L P ガス協会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 指定避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	1 気象予警報の放送 2 災害時における広報活動 3 住民に対する防災知識の普及 4 住民に対する災害応急対策などの周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
とさでん交通(株) (一社)高知県バス協会	1 災害時に軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者などの輸送の協力
(一社)高知県 トラック協会高吾北支部	1 災害時に貨物自動車による救助物資などの輸送の協力
(一社)高知県医師会 (一社)高岡郡医師会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時における「 <a href="#">越知町災害時医療救護計画</a> 」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県建設業協会	1 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
(公社)高知県看護協会	1 災害看護に関する事 2 要配慮者等の健康対策に関する事 3 大規模災害時における「 <a href="#">越知町災害時医療救護計画</a> 」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力した医療救護活動
(社福)高知県社会福祉協議会	1 要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 2 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事 3 災害ボランティアに関する事 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(社福)越知町社会福祉協議会	1 要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 2 災害ボランティアに関する事 3 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(株)高知新聞社	1 防災知識の普及に関する事 2 災害時における広報活動 3 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時における「 <a href="#">越知町災害時医療救護計画</a> 」に基づく医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会	1 災害時における薬剤師の派遣 2 大規模災害時における「 <a href="#">越知町災害時医療救護計画</a> 」に基づく医師会、歯科医師会、看護協会等と協力した医療救護活動

## 6 警察署

機 関 名	処理すべき事務及び業務
佐 川 警 察 署 ( 越 知 駐 在 所 )	1 災害警察活動及び相互援助の指導と調整 2 警察局及び防災関係機関との連携 3 県警察及び防災関係機関などからの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務及び業務
高知県農業協同組合 ( 越 知 支 所 )	1 災害時における応急食料の緊急需給 2 農業用関係の被害調査及び復旧融資などの対策 3 農作物などに対して災害に備えた肥培管理の指導 4 水田、用水路及び農道などに関する災害復旧、改良工事並びに維持・管理・保全
仁 淀 川 森 林 組 合	1 林業用関係の被害調査及び復旧融資などの対策 2 災害に備えた林産物などの管理の指導
越 知 町 商 工 会	1 町が行う商工業関係の被害調査、応急対策に対する協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
社会福祉施設管理者	1 被災者の救援及び保護対策などについての協力
社会教育関係団体 おちスポーツクラブ P T A など	1 被災者の救助などの応急諸対策の活動及び義援金品の募集などについての協力
危険物施設など防災上 重要な施設の管理者	1 災害予防体制の整備 2 災害応急措置の実施 3 町その他の防災関係機関による防災活動についての協力





## 第2編 災害予防計画

計 画 事 項	頁
第1章 災害に強いまちづくり	29
第1節 趣旨	29
第2節 防災のまちづくり	29
第3節 建築物などに対する災害予防対策	30
第4節 災害に強い土地利用の推進	34
第5節 山地災害・農地災害などを予防する施設整備	43
第6節 風水害を予防する施設整備	44
第7節 風水害予防活動	45
第8節 ライフラインなどの予防対策	47
第9節 火災予防対策	50
第10節 危険物など災害予防対策	51
第2章 地域防災力の育成	53
第1節 趣旨	53
第2節 防災知識の日常化	53
第3節 実践的な防災訓練の実施	56
第4節 自主的な防災活動への支援	59
第5節 事業所などにおける自主防災体制の整備	62
第6節 要配慮者対策等	63
第7節 消防団を中心とした地域の防災体制	68
第8節 自発的な支援への環境整備	71
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	74
第1節 趣旨	74
第2節 防災施設の限界と避難開始の時期	74
第3節 危険性の周知	77
第4節 避難を誘導するサインの整備	78
第5節 自主的な避難	79
第6節 避難計画	80
第7節 避難体制の整備	84
第4章 災害に備える体制の確立	90
第1節 趣旨	90
第2節 防災担当者などの人材育成	90
第3節 実践的な防災訓練の実施	91
第4節 防災関係機関相互の連携体制	92
第5節 防災中枢機能の確保、充実	92
第5章 災害応急対策・復旧対策への備え	94
第1節 趣旨	94
第2節 消火・救助・救急対策	94
第3節 災害時医療対策	95
第4節 緊急輸送活動対策	98
第5節 緊急物資確保対策	99
第6節 消毒・保健衛生体制の整備	101



# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 趣旨

災害に強いまちづくりを進めるに当たり、町は、避難経路・避難所等のネットワークの整備など各種の防災対策を、計画的かつ総合的に推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

## 第2節 防災のまちづくり

防災のまちづくりを進めるため、町は、上位・関連計画等に留意し、災害に強い生活基盤づくりを進める。

### 1 災害に強い市街地の形成

町は、市街地の整備に際し、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止に考慮した対策を検討する。

特に、都市計画道路などの幹線道路は、延焼遮断機能、消防活動並びに救援活動の際の交通輸送機能として、防災空間の確保を考慮した整備に努める。

公共施設については、「越知町公共施設等総合管理計画」に基づき、耐震化・不燃化を計画的に進め、公園や緑地は、延焼遮断帯、指定緊急避難場所及び応急救助活動の基地となり、物資集積などの重要施設であるため、防災機能の配備された施設整備を進める。

### 2 避難経路・避難所等（指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所）の整備

#### (1) 避難経路・避難所等整備計画の策定

町は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難所等の施設の整備状況を勘案し、避難経路・避難所等の整備に関する計画を作成する。

#### (2) 避難経路・避難所等設置基準

町は、延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊などから避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準にしたがって、避難経路・避難所等の整備に努める。

##### ア 安全が確保されるスペース

避難所等は、集合した人の安全が確保されるスペースをもった学校、公園、緑地等とする。

##### イ 地区単位での検討

避難所等は、地区単位で検討する。

### 3 地域の状況に応じた避難経路の設置

避難道路の選定については、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない国道、県道及び主要な町道を対象とするが、安全な避難所等に移動するための町域内すべての道は、避難経路とする。

#### 4 ライフライン施設などの機能確保

町は、電力、電話、ガス、上下水道などのライフライン施設について、発災後直ちに機能回復を図るとともに、事前の予防措置を講ずる。

#### 5 土砂災害への取組

土砂災害による建物被害を未然に防ぐための対策を検討するとともに、土砂災害の危険度を表示した地図などを利用し、対策の内容を住民に周知する。

#### 6 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設 など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

#### 7 液状化への取り組み

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策の推進を図る。また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

### 第3節 建築物などに対する災害予防対策

災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、町は、事前に予防措置を講じ、災害拡大の未然防止に努める。

#### 1 計画の方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物について、「越知町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を計画的に進める。また、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備などの規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査などにより、構造・設備などの維持管理においても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓発を図る。

#### 2 建築物の現況

本町の場合、昭和56年以前の旧耐震基準による家屋が多く、耐震性の低い家屋倒壊が懸念される。（耐震化率35% 平成31年3月改訂 越知町耐震改修促進計画）

また、木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックなどによる耐震耐火構造の建築物は少ない。

#### 3 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行う。町長から要求があった場合は佐川警察署長も、この事前措置の指示を行うことができる。

#### 4 事前措置の対象

災害を拡大するおそれがあると認められ、事前措置の対象となる設備又は物件は、次のとおりである。

(1) 設備

危険物貯蔵所、高圧線、ネオン看板などの広告物、がけ崩れのおそれのある土地・農業用ため池、その他不動産的なもの

(2) 物件

材木、石油、ガスなどの危険物、その他、設備以外の動産的なもの

## 5 事前措置の内容

災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、補強及び保安、その他必要な措置を行う。

(1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止など

(2) 物件

処理、整理、移動、撤去など

## 6 事前措置の指示基準

(1) 時期

町が事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合及び被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者などに対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起し、発災害時に自主的な措置を行うよう事前の指導を行う。

(2) 実施方法

町は、原則として文書をもってあらかじめ指示の予告を行うが、緊急でやむを得ないときは口頭による指示も行う。

なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ、報告書を提出するほか、必要に応じ現地調査により確認する。

## 7 公共用建築物の災害予防への対策

(1) 安全点検

町は、公共用建築物において業務に従業する者、一般の公共建築物利用者に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を行う。また、町は、町の公共建築物にあつては消防法の規定に基づく消防用設備などの設置を促進する。

(2) 定期点検及び臨時点検

町は、公共用建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所などは補修又は補強し、災害の防止に努める。

## 8 建築基準法に基づく建築物などの規制による防災の推進

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物について、「越知町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を計画的に進める。

(1) 公共施設における対策

ア 対象建築物

町は、災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる次の施設を対象に、耐震化を進めるとともに、自家発電施設などを整備し、停電時でも利用可能な施設整備に努める。

- (ア) 防災情報の伝達、救出、救助、救援など、防災活動の中心となる役場庁舎及び医療施設など
- (イ) 救護所や避難所等となる学校、公民館、体育館、社会福祉施設、集会所など
- (ウ) 物資の集積場所となる備蓄倉庫・屋内多目的運動広場
- (エ) その他越知町応急期機能配置計画に計画する施設

イ 老朽建築物の改築の促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火建物への改築の促進を図る。

ウ 消防施設などの整備

町は、消防施設などの整備に努め、常時使用可能な状態とする。

(2) 一般建築物における対策

ア 建築基準法に基づく建築物などの規制による対策の推進

建築物の敷地、構造及び用途などが建築基準法に適合するよう、県では建築確認審査業務を通じた指導を行っているため、町は、適宜活用する。

イ 家屋等の耐震化対策

町は「越知町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を計画的に進める。

ウ 広報の実施

町は、学校、病院、スーパーマーケットなど多数の住民が集合する建築物に対して、落下物の防止などの指導、広報を行う。

## 9 空家対策

近年、全国的に管理のできていない空家が増加したことを受け、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が制定された。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家等の所有者または管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつも、空家等に関する計画的な対策の実施については、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握する立場にある市町村の責務としているところである。

町では、空家の適正な管理及び有効利用について、「越知町空家等対策計画」に則して対応する。

## 10 危険物落下、飛散防止及び倒壊防止

### (1) ブロック塀・石垣の安全化

災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、老朽化したブロック塀の撤去やフェンスや生け垣への変更を補助制度を活用しながら推進し、石垣の強度点検、補強の必要性の啓発に取り組む。

### (2) 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

### (3) ガラスの飛散防止

地震や竜巻、暴風によりガラスが破壊された場合、死傷者の発生が予想されるため、飛散防止フィルムを貼る、メッシュ入りの窓ガラスに交換するなどの飛散防止対策を推進する。

### (4) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道や通路に面して設置されている。災害時にこれらが転倒し、避難、応急対策の妨げとならないよう、販売機器の固定設置化を徹底するように関係者への指導を行う。

### (5) 屋外広告物の落下防止

広告塔、看板類は毎年増え続け、そのまま放置されている場合もある。台風等災害時に、落下又は倒壊し被害をもたらさないよう、設置後の維持管理に対して適宜改善指導を行う。

## 11 要配慮者に対する配慮

### (1) 要配慮者に配慮した施設、設備の整備

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や多目的トイレの設置など、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

### (2) 避難誘導

不特定多数の人が出入りする施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育及び訓練を通じて、避難の連携等の徹底を図る。

## 12 不燃化の推進

町は、不燃化の促進に向け、建築物の不燃化を推進する。

狭小な宅地の連担並びに類焼のおそれのある建築物の多く存在する場所は、都市防火不燃化促進事業や居住環境整備事業などの推進に努める。

また、延焼遮断帯となる道路や公園の整備と併せて、防火地域及び準防火地域の指定を検討するなど、都市の不燃化対策に努める。

## 第4節 災害に強い土地利用の推進

### 第1 計画の方針

災害に強い土地利用の推進は、以下に掲げる3つの視点に基づく対策を推進する。

災害に強いまちづくりに向けた第一の視点は、住民自身が「自らの身は自分で守る」といった『自助』の精神であり、これによって災害への備えを講じる。

災害に強いまちづくりに向けた第二の視点は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想による『共助』の精神を醸成することであり、これによって地域防災力の向上を図る。

災害に強いまちづくりに向けた第三の視点として、行政は、まちの根本的な安全性の強化を図るため『自助』、『共助』と連携の取れた『公助』に努めることであり、これによって災害に強いまちづくりを実現するための土地利用を推進する。

### 第2 公園、緑地などの整備による対策

町は、市街地に存在する空地などについて、防災空間としての活用なども踏まえた利用を図る。

### 第3 市街地への浸水防除施設対策

町は、宅地造成開発における指導、施設の整備などにより市街地の浸水対策を促進する。

#### 1 宅地造成開発の指導

町は、市街地への浸水防除の視点から宅地造成開発における適切な指導を実施する。

#### 2 防災上重要な施設への安全性の確保

不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関などの応急対策において重要な施設の管理者は、風水害に対する施設の安全性の確保に努める。

### 第4 土地利用に関する規制・誘導

町は、県と協議を進めながら建築の制限などにより、安全な土地利用を推進する。

また、町は、浸水による災害の危険のある土地について、土砂の流出を防ぐために、水源涵養林の育成等を図り、可能な限り市街化を抑制するよう努める。

### 第5 移転の促進

町は、制限を受ける住宅を対象に、がけ地など近接危険住宅移転事業による援助を行い、移転の促進について県と協議を進める。



## 第6 土砂災害対策

### 1 土砂災害対策の方針

町は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害発生の危険に備えるとともに、住民の自主的な避難体制を確立するため、適切な指導と援助を行い、住民の安全確保に万全を期する。

### 2 土砂災害の予防措置

土砂災害の予防措置として、公共性が強く一定の要件を備える案件の場合は、国庫補助などにより崩壊防止のための対策を実施する。町は(1)～(3)の対策について、実施可能なものから順次実施する。

#### (1) 土石流対策

##### ア 土石流危険渓流の定義

土石流危険渓流は、以下の3通りに分けられる。

##### (ア) 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険渓流Ⅰとは、土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの要配慮者関連施設などのある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流をいう。

##### (イ) 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険渓流Ⅱとは、土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流をいう。

##### (ウ) 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲとは、土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど一定の要件を満たし、住宅などが新規に立地する可能性があると考えられる当該区域に流入する渓流をいう。

##### イ 対策

対策としては、仁淀川など一級河川及びその他の河川流域において、荒廃が著しい箇所を対象に、砂防えん堤工、流路工などの土石流防止対策を実施する。

#### (2) 地すべり対策

##### ア 地すべり危険箇所の定義

地すべり危険箇所とは、土地の一部が地下水などに起因してすべる現象、又はこれに伴って移動する現象により、被害が生じるおそれのある箇所をいう。

##### イ 地すべり防止区域の定義

地すべり防止区域とは、地すべりにより、相当数の居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、町長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。法律により指定された点が地すべり危険箇所とは異なる。

ウ 対策

地すべり防止区域のうち、特に滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進するなど、町は、地すべりによる災害防止に必要な諸施策を実施する。

また、町は、仁淀川など一級河川及びその他の河川流域においても、地すべり防止の対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

急傾斜地崩壊危険箇所は、以下の3か所に分けられる。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上など(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの要配慮者関連施設などのある場合を含む)ある箇所をいう。

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1~4戸ある箇所をいう。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲとは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど一定の要件を満たし、住宅などが新規に立地する可能性があると考えられる箇所をいう。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、町長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。法律により指定されている点が急傾斜地崩壊危険箇所とは異なる。

ウ 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防する観点から、次の行為について県知事の許可を必要とする。

(ア) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為

(イ) ため池、用水路などの急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造

(ウ) のり切、切土、掘さく又は盛土

(エ) 立木竹の伐採

(オ) 木竹の滑下又は地引による搬出

(カ) 土石の採取又は集積

(キ) その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

エ 調査及び住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険区域及びその他住家などに影響を及ぼすおそれのある急傾斜地について、総合的な調査を実施し、過去の被害状況などを参考に検討を行う。

また、町は、緊急な対策を要するものから指定及び崩壊防止工事の実施を県に要請する。さらに、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、町は、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及に努める。

#### オ 対策

町は、急傾斜地の所有者などが崩壊防止対策を行うことが困難又は不適當な場合、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、県と協議の上、斜面の崩壊防止対策を実施する。

#### (4) その他の対策

町は、荒廃の著しい地域や地すべりなどが発生するおそれのある地域について、災害防止事業を実施し、災害防止対策を促進する。

### 3 危険予想箇所の周知

町は、住民に対し、土砂崩れなどの災害予想危険区域である急傾斜地崩壊危険区域、水害危険区域、土石流危険溪流、砂防指定地などについて、それぞれの区域を表示する標識を設置する。また、町は、土砂災害危険箇所マップを充実し、広報などで災害危険予想箇所の周知に努め、住民の自主的な防災対策を支援する。

### 4 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次の事項について実施する。

#### (1) 情報の伝達など

##### ア 周知方法などの取り決め

町は、防災パトロールなどによる情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知などの方法について定める。

##### イ 注意の喚起

町は、毎年1回以上のパトロールを実施し、住民の注意を喚起する。

##### ウ 警戒体制

大雨などにより、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、町は、直ちに住民などに情報の伝達を行い警戒体制をとらせる。

##### エ 避難所等の徹底

町は、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、避難経路及び心得などをあらかじめ住民に徹底させる。

#### (2) 避難の指示

町は、指定区域内に災害発生の危険がある場合に、迅速かつ適切な避難指示を行えるように発令の基準及び伝達方法などについて規則を確立する。

## 5 要配慮者施設に対する連携強化

町及び県は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、次に掲げる3つの事項を相互に連携・調整を図りつつ、遺漏なく適切に実施することとする。また、町の関係課室間でも同様に必要な連携・調整を図るものとする。

- (1) 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する当該施設に関する基本的な情報の共有
- (2) 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設への対応
- (3) 土砂災害のおそれのある箇所に新たに立地する当該施設への対応

## 6 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努める。(土砂災害警戒区域等については高知県防災砂防課ホームページを参照)

## 7 大規模な土砂災害(緊急調査)

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国が、その他の場合については県が緊急調査を行うこととする。

- (1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流の場合、国が緊急調査を実施する。
  - ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
  - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合
- (2) 河道閉塞による湛水時の場合、国が緊急調査を実施する。
  - ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
  - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合
- (3) 地すべり

次の場合、県が緊急調査を実施する。

- ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

## 8 開発の指導

町は、土地の利用と保全において、無秩序な土地開発の防止に努め、開発者に対しては適切な指導を行う。

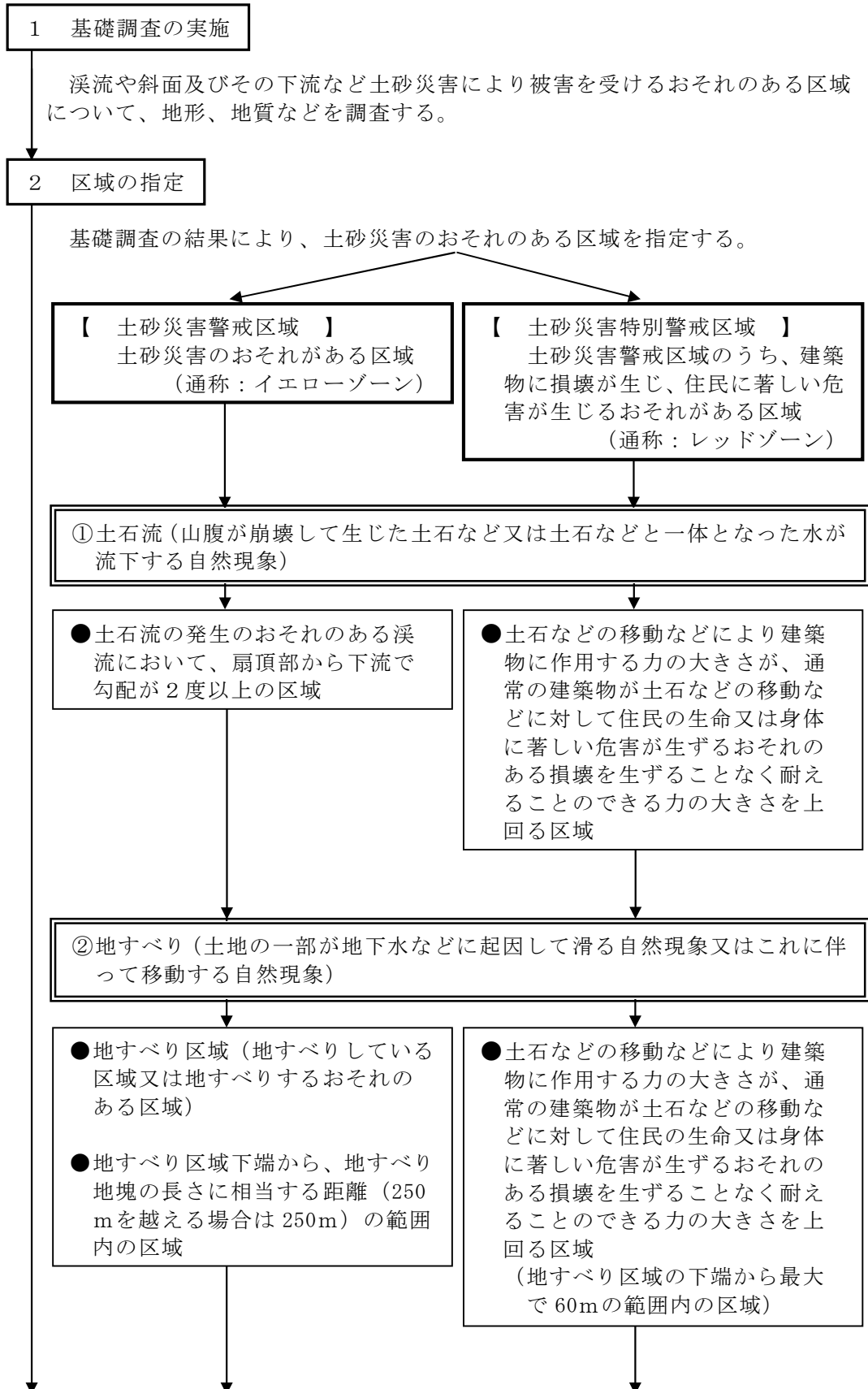
■ 土砂災害防止法の組立て

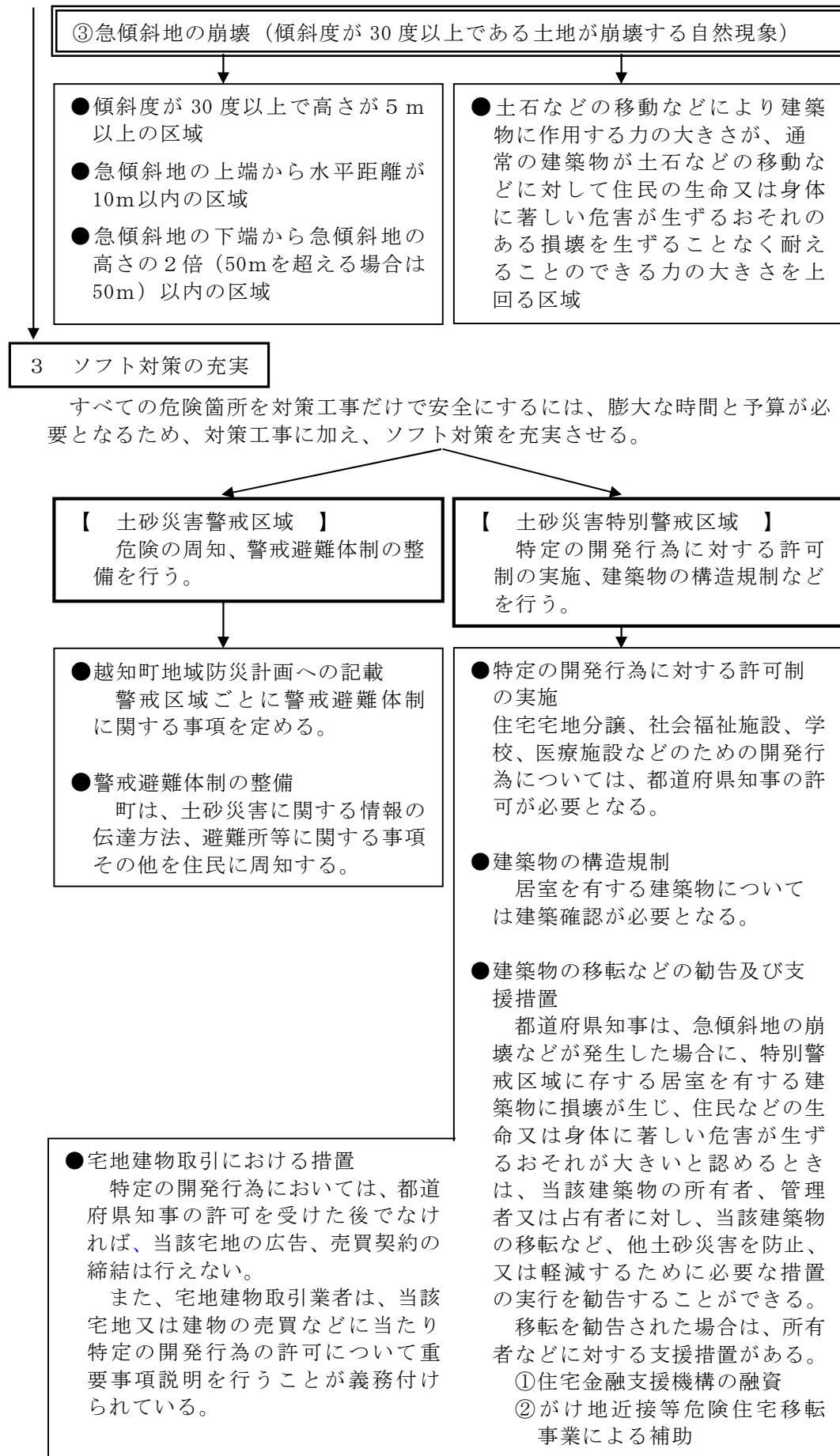
第1章 総則	
第1条	目的
第2条	定義
第2章 土砂災害防止対策基本指針等	
第3条	土砂災害防止対策基本指針
第4条	基礎調査
第5条	基礎調査のための土地の立入りなど
第6条	基礎調査に関する是正の要求の方式
第3章 土砂災害警戒区域	
第7条	土砂災害警戒区域
第8条	警戒避難体制の整備等
第8条の2	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
第4章 土砂災害特別警戒区域	
第9条	土砂災害特別警戒区域
第10条	特定開発行為の制限
第11条	申請の手続
第12条	許可の基準
第13条	許可の条件
第14条	既着手の場合の届出等
第15条	許可の特例
第16条	許可又は不許可の通知
第17条	変更の許可等
第18条	工事完了の検査等
第19条	建築制限
第20条	特定開発行為の廃止
第21条	監督処分
第22条	立入検査
第23条	報告の徴収等
第24条	特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準
第25条	特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用
第26条	移転等の勧告
第5章 緊急調査及び土砂災害緊急情報	
第27条	土砂災害警戒情報の提供
第28条	都道府県知事が行う緊急調査
第29条	国土交通大臣が行う緊急調査
第30条	緊急調査のための土地の立入り等
第31条	土砂災害緊急情報の通知及び周知等
第32条	避難のための立退きの指示等の解除に関する助言
第6章 雑則	
第33条	費用の補助
第34条	資金の確保等
第35条	緊急時の指示
第36条	地方公共団体への援助
第37条	権限の委任

附 則 抄	
第1条	施行期日
附則（平成17年5月2日法律第37号）抄	
第1条	施行期日
第4条	政令への委任
附則（平成22年11月25日法律第52号）抄	
施行期日	
附則（平成25年6月21日法律第54号）抄	
第1条	施行期日
第22条	政令への委任
附則（平成26年6月4日法律第54号）抄	
第1条	施行期日
附則（平成26年11月19日法律第109号）抄	
第1条	施行期日
第2条	経過措置
第3条	政令への委任
附則（平成29年5月19日法律第31号）抄	
第1条	施行期日
第3条	政令への委任
第4条	検討

## ■ 土砂災害防止法の概要

【対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり】







## 第5節 山地災害・農地災害などを予防する施設整備

### 1 計画の方針

町は、風水害等の山地災害や農地、農作物の被害の防止を図るため、以下の事項を定める。

### 2 山地災害

町は、山地災害の発生の危険性の高い箇所などを中心に、森林の土砂流出防止機能強化対策や水源涵養機能の拡充による土壌保水力の増加対策を図る。また、地球温暖化防止に資する観点から、山地災害に関する情報共有体制の促進などと併せ、治山施設の整備を進める。これらの山地、森林整備は、以下の事項について県と協議する。

- (1) 荒廃危険地に対し復旧と災害の予防対策の推進
- (2) 地すべり防止事業の推進
- (3) 水源涵養機能などの向上
- (4) 山地治山事業などの推進
- (5) 保安林指定の拡大
- (6) 公共事業、県の補助対策事業への積極的な取組

### 3 農地災害

#### (1) 計画の方針

町は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害、地すべりなどの災害に対する防災指導を行う。

#### (2) 農業防災体制

気象長期予報又は警報などにに基づき、農作物に著しい被害がもたらされるおそれがあるとき、町は、県関係機関及び各農業関係機関、団体との協力を得て、次の事項を協議し、農作物などの防災に関する技術対策の確立と普及の徹底に努める。

- ア 異常気象による農作物などの防災対策
- イ 各関係機関相互の連絡調整
- ウ 防災対策の普及と浸透に向けた措置
- エ その他必要と認められること

### 4 農作物の防災対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは農家独自の判断により、その対策を講ずる。なお、災害発生のおそれのある地域については、平素から農家に対し災害予防に関する情報を提供し、対策の指導徹底を図る。

#### (1) 農地及び農業用施設の災害防止対策

##### ア 耕地防災事業の推進

町は、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農地の浸食、崩壊、洪水などを防止するなど、耕地防災事業の積極的な推進を図る。

イ 農地地すべり防止事業の推進

町は、地すべりによる災害を防止するため、農地地すべり防止事業を積極的に推進する。

5 林野災害

町は、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道施設をあらかじめ調査し、必要な箇所については補強するなど適正な措置を実施する。

また、町は、針葉樹よりも水源涵養機能が高いとされる広葉樹などの植林に努める。

## 第6節 風水害を予防する施設整備

1 計画の方針

町は、災害応急活動に必要な通信、水防、消防、救助、避難、気象観測その他に係わる施設、設備などについて、各々整備計画を立案し、整備を推進する。

2 河川・ダム管理施設

過去の大水害履歴とその対応策などに基づいて、主要河川、災害の著しい河川及び流域の開発が著しい河川の整備に関して、町は、国及び県と協議を進め、その対策を検討する。

- (1) 仁淀川、柳瀬川の改修事業
- (2) 市街地域の普通河川の整備
- (3) 既存の河川管理施設の機能増進
- (4) ダムの適正操作による、下流の治水安全度の向上

3 通信施設、設備など

町は、住民、町、県、関係機関の相互における情報連絡網の整備を図るとともに、通信施設などの整備改善に努める。

また、町は、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機などの設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

通信施設は、防災業務遂行時に、有効に利用できるよう定期的に点検し、災害が発生した場合に備える。

(1) 通信施設の現況

利用可能な通信施設などは、次のとおりである。

- ア 越知町防災行政無線
- イ 高知県防災行政無線
- ウ NTTの災害時優先扱いの電話
- エ 町内他機関の所有する無線（警察、消防、四国電力、県土木事務所）
- オ 衛星携帯電話
- カ 越知町一斉メール配信システム

#### 4 水防施設、設備など

水防資材、援助物資などの備蓄倉庫については、現場到着時間や危険箇所との距離などを考えて配置する。また、町は、それら自体が被災することのないよう耐震構造についても十分考慮する。

また、町内には6か所の水防倉庫（消防屯所）がある。本施設に備えられる水防資機材については、特に出水期前に点検し、出水に備える。

#### 5 消防施設、設備など

町は、町の構造変化に対処できる消防力などを増強するため年次計画により整備を行う。消防ポンプ自動車などの消火機械、消火栓、防火水槽などの消防用水利・火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査などは、通常点検及び特別点検を行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

#### 6 避難施設、設備など

町は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、避難所等を事前に指定し、避難経路や避難所等を住民に周知するための案内標識を整備する。

また、町が、避難所等として指定した施設は、その施設の管理者と使用方法などについて事前に協議し、県、佐川警察署などの関係機関に報告する。

なお、避難施設選定の際には、集中豪雨及び河川の氾濫による洪水や落雷に配慮する。

#### 7 その他の施設、設備など

町は、倉庫内の資機材、備蓄品の整備点検を行うほか、災害のため被災した道路、河川などの損壊の復旧に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラックなどの所有者を把握、選定し、あらかじめ協定を締結する。

また、特に防災活動上必要な公共施設及び避難所等に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

## 第7節 風水害予防活動

### 1 計画の方針

町は、町域内の河川などの現況危険箇所などを把握し、県に整備の促進を要請する。また、河川改修、排水事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

### 2 水害の要因

一部森林の荒廃、局地的な集中豪雨などの気象現象により、河川の氾濫や土砂災害などの被害が全国各地で発生していることから、本町においては、水害の誘発要因となる危険箇所の把握に努め、その対策を講ずる。

### 3 河川の整備

本町は、町域を仁淀川が約 26 km にわたって流れ、市街地部で坂折川、柳瀬川が合流することなどにより、過去に多くの洪水災害の履歴があり、こうした教訓をもとに以下の対策を講ずる。

- (1) 工事完了の要請  
仁淀川・柳瀬川については、早期の工事完了を県に要請する。
- (2) 河川改修の推進  
普通河川については、必要な箇所から順次河川改修を推進する。

### 4 水害の予防措置

- (1) 河川堤防などの巡視  
河川（水路含む）管理者は、水防計画に基づき、河川堤防などの巡視に努める。
  - ア 危険箇所の早期発見
  - イ 河川の不法使用などの取締り
  - ウ 応急対策の実施  
危険と認められた箇所は早急に応急対策を実施し、必要な措置を講ずる。
- (2) 施設の維持管理の徹底
  - ア 河川管理施設などの構造における安全確保  
水位、流量、地形、地質及び河川などの状況を把握し、自重や水圧などにより予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講ずる。
  - イ 操作規則  
河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理を徹底する。
    - (ア) 洪水を調節する施設
    - (イ) 洪水を分流させる施設
    - (ウ) 治水特特に重要な内水排除施設などの洪水防止施設や流水調整施設
- (3) ダム、堰、水門などの施設に危険箇所を認めた場合の措置
  - ア 必要事項の通報  
河川管理者は、必要な事項を町及び警察に通報する。
  - イ 河川管理者からの通報  
町は、河川管理者からの通報を住民に通知する。
  - ウ 危険箇所発見時の通報  
住民は、危険箇所を発見したときは町に通報する。
  - エ 河川管理者への通報  
通報を受けた町は、管轄する河川管理者に通報する。
- (4) 河川に影響を及ぼす行為の規制  
河川及び水防管理者は、河川の流水・流量など河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底する。

- ア 流水及び河川区域内の土地の占有
  - イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築など
  - ウ 河川における竹木などの流送
- (5) 農業用施設の維持管理
- 町など施設の管理者は、ため池、可動ゲートなど農業用施設を維持管理する。
- また、損朽が進んでいるため池の堤体、取水施設などの改修、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。
- ア 危険箇所の早期発見  
施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い、危険箇所の早期発見に努める。
  - イ 貯水制限などの措置  
施設の管理者は、出水時の貯水制限などの措置を定める。
  - ウ 維持管理における必要事項  
町は、施設の維持管理に必要な事項を、あらかじめ施設の管理者に通知する。
  - エ 避難対策の確立  
町は、住民の避難対策の確立に向け、施設の管理者に協力する。
  - オ 施設の補修  
施設の管理者は、堤体、取水施設などの補修に努める。
  - カ 応急資材の準備  
施設の管理者は、必要に応じ土のう、杭などの応急資材の準備をする。

## 5 土砂災害の予防措置

砂防施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の防災施設の整備促進を図る。また、豪雨などに伴う二次災害防止体制を整備する。

また、土砂災害危険箇所などの巡視を行い、がけ崩れなどの危険の早期発見に努める。

## 6 危険区域（箇所）の警戒巡視

町は、日常から気象情報を的確に把握し、異常降雨などによる水害の早期発見に努める。また、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、町区域内の危険区域の警戒巡視を行う。

# 第8節 ライフラインなどの予防対策

## 1 計画の方針

町は、町域内の電力施設、LPガス施設、上下水道、通信施設などのライフラインとなる施設災害に対する予防対策の推進に努め、適正な維持管理を図る。

## 2 電力

各電力施設は、次にしたがって施設の設計・建築・設置を実施し、災害対策を講ずる。

- (1) 各種設備  
送電設備、変電設備、配電設備などは、平時から災害を考慮した対策を講ずる。  
また、各電力施設管理者は、設備の維持管理に努め、点検などによる危険箇所の早期発見と改善を行う。
- (2) 被災状況の把握  
各電力施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (3) 災害復旧用資機材の確保  
各電力施設管理者は、災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車など）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- (4) 優先復旧についての計画の策定  
各電力施設管理者は、指定避難所、公共機関、病院などへの優先復旧について計画を策定する。
- (5) 管理図書の分散  
各電力施設管理者は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。
- (6) 電力の安定供給  
被災時の電力の供給については、各地域の系統制御所が中心となって、できるだけ停電の防止に努める。また、停電した場合においても、その範囲をさらに局限化し、かつ短時間ですむよう操作を行う。
- (7) 要員、資機材の確保  
各電力施設管理者は、復旧作業などに必要な要員を確保するため、あらかじめ非常時の連絡体制を確立しておくとともに、資機材の確保、整備に努める。

### 3 LPガス

ガス施設については、被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、ガス漏れ探知装置の設置や転倒防止措置などにより災害の防止に努める。

- (1) 流出及び転倒防止措置  
ガス施設管理者は、LPガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施する。
- (2) 被災状況の把握  
ガス施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

### 4 上水道

町は、上水道施設について、災害の発生に備え、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

- (1) バックアップ体制の構築  
町は、管路の多重化などによりバックアップ体制を構築する。
- (2) 被災状況の把握  
町は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 管理図書の分散

町は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。

(4) 応急復旧用資機材の備蓄

町は、応急復旧が、支障なく実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

## 5 下水道

町は、下水道施設について、災害の発生に備え、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) バックアップ機能の検討

町は、特に重要な管路について、バックアップ機能を検討、導入する。(施設の複数化や雨水管渠の活用など)

(2) 被災状況の把握

町は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 管理図書の分散

町は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。

(4) 応急復旧用資機材の備蓄

町は、応急復旧が、連やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努めるとともに、輸送体制の確保を図る。

## 6 通信

西日本電信電話(株)は、通信施設について建物、設備などに耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど、災害予防対策を推進する。

(1) 通信施設の建設

通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路については多ルート化を図る。

(2) 建物の整備

通信施設管理者は、耐火構造を採用した設計を行い、火災、浸水などの二次災害の防止のため、防火扉、防水板などを設置する。

(3) 所内設備の整備

通信施設管理者は、非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の確保

通信施設管理者は、通信の全面途絶地域、避難所等などとの通信を確保するために、衛星通信無線機、災害対策用無線機、移動無線機などを配備する。

イ 代替交換装置の配備

通信施設管理者は、所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため代替交換装置として、非常用移動電話局装置などを主要地域に配備する。

- ウ 通信電源の確保  
通信施設管理者は、長時間の停電に対して、通信電源を確保するために、主要局に移動電源車や携帯発動発電機を配備する。
- エ 災害対策用機器などの配備  
通信施設管理者は、所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル・災害対策用機器などを配備する。
- (5) ネットワークの信頼性  
通信施設管理者は、共通線、クロック回線などネットワークの神経線回線や基幹伝送路の2ルート化を推進する。
- (6) 通信ケーブルの地中化の推進  
通信施設管理者は、県などとの連携を図りながら、電話回線などの地中化計画に積極的に参画する。
- (7) 被災状況の把握  
通信施設管理者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (8) 応急復旧資機材の備蓄  
通信施設管理者は、災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- (9) 管理図書の分散  
通信施設管理者は、施設、設備などの管理図書の分散、整備を図る。
- (10) その他  
通信施設管理者は、県内の施設の監視・制御は一元的に行い、通信網における異常発生時の影響度の把握とその際それに必要な措置を迅速に行う。

## 第9節 火災予防対策

### 1 計画の方針

町は、地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。

### 2 地域や職場における消火・避難訓練

町及び消防機関などは、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により住民への徹底を図る。

### 3 民間防火組織の育成

町及び消防機関などは、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。



## 4 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

### (1) 予防査察の実施

『消防法』の規程に基づき、消防本部（署）などは、計画的に防火対象物の予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。

### (2) 不燃化の促進

町及び消防本部（署）などは、建築物の不燃化を促進する。

## 5 消防力の強化

### (1) 消防計画の策定

町は、災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的として、総合的な消防計画を策定する。

### (2) 消防計画策定における検討事項

消防計画策定に当たっては、特に次の点について検討する。

- ア 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
- イ 災害予防計画（災害の未然防止・被害拡大防止のための査察及び指導）
- ウ 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通知）
- エ 風水害など警防計画（災害発生時の職員非常招集及び関係機関との連携）
- オ 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
- カ 救急救助計画（集団災害時の対応、医療機関などとの協力体制）

## 第10節 危険物など災害予防対策

### 1 計画の方針

町は、危険物を貯蔵し、取扱う貯蔵所などの施設を対象に、関連する諸法令、規則に基づき、安全な製造、貯蔵、処理又は取扱いを徹底するとともに、これらに起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策を講ずる。

### 2 講習会、研修会などの実施

消防機関などは、関係団体と協力して講習会、研修会などを実施する。

### 3 防災訓練の実施

町、施設管理者及び消防機関などが連携し、防災訓練を実施する。

### 4 施設の調査

消防機関などは、施設への調査や検査を実施し、危険物の流出事故などに対する安全性の確保を図る。

### 5 検査及び指導の実施

消防機関などは、危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、次の事項を行い、保安体制の強化を図る。

- (1) 製造施設、貯蔵所などの保安検査及び立入検査の実施  
消防法に規定する危険物を貯蔵又は取扱う施設(製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所など」)は、消防機関により、その維持管理の状況調査を実施し、指導を行う。
- (2) 各事業所の実状把握と自主保安体制の推進  
取扱い業者は、特に次の事項などを整備し、安全確保に努める。
  - ア 危険物保安監督者の選任の励行
  - イ 危険物取扱者による貯蔵及び取扱いの保安監督の励行
  - ウ 危険物取扱者などによる施設点検の励行
  - エ 消火、警報設備の維持及び点検
  - オ 危険物運搬の安全確保
  - カ 一定規模以上の製造所などの場合、自衛消防組織の設置又は予防規程の制定
- (3) 毒物、劇物の災害予防対策の推進  
町は、毒物、劇物を保管又は業務上取扱う施設や組織に対して、指導を行う。
  - ア 設備の設置  
取扱い業者は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を明示し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、設備のさらなる安全性向上を図る。
  - イ 在庫数量の把握  
取扱い業者は、災害発生時の流出、散逸などに備え、在庫数量の把握を徹底する。
  - ウ 貯蔵施設の安全確保  
災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転などにより安全が確保されるよう措置する。

## 第2章 地域防災力の育成

### 第1節 趣旨

自然災害による人的被害、経済被害の軽減を目的とした減災に備え、町は、その実践を促進する住民運動を展開する。また、町は、こうした住民活動により「自らの命は自らが守る」ひとづくりを促進するために、自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図るなど、住民主体の取組を支援・強化する。

特に、本町においては、要配慮者や男女の性差による災害支援のニーズの違いなどに配慮した災害に強い地域づくりを推進するとともに、ボランティアなど自発的な支援を推進するための環境整備に努める。

### 第2節 防災知識の日常化

#### 1 計画の方針

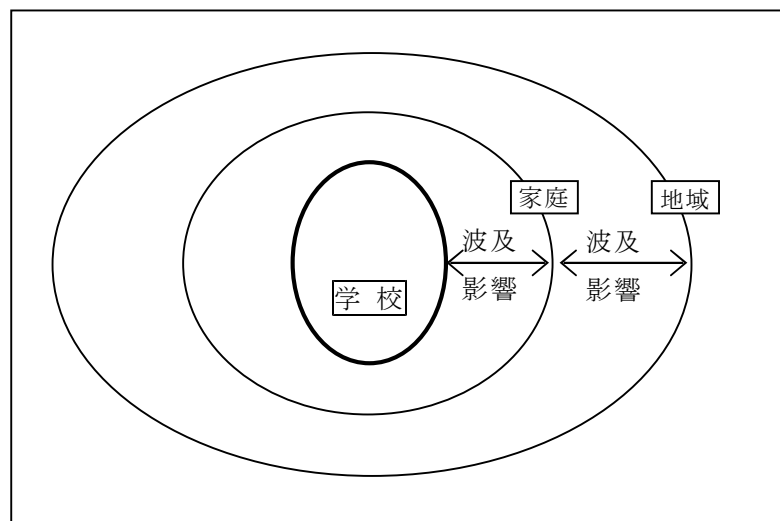
町は、町職員及び消防機関などの関係者に対して、専門的な教養訓練などを実施し、防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

#### 2 防災教育の実施

町は、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

基本的な考え方としては、学校現場での取組を家庭や地域に広げ、地域コミュニティの中の多様な主体の中で防災教育を進め、町全体の防災力の向上を図る。

#### ■ 防災教育の進め方



##### (1) 普及の対象

- ア 町職員
- イ 住民
- ウ 園児、児童、生徒など

(2) 職員に対する教育

ア 町地域防災計画の周知徹底

町は、町地域防災計画の運用などを周知徹底するように努める。

イ 研修会などの実施

町は、職員に対する研修会、講習会、施設見学会などを随時実施し、関係法令の周知徹底に努め、災害時の任務分担などについて職員の自覚と認識を深める。

(3) 住民に対する教育

ア 町地域防災計画概要の周知

町は、地域防災計画に定められた内容で、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底する。

イ 過去に町内で発生した災害の紹介

町は、過去に発生した災害について、発生時の状況と対策を紹介し、同様の災害による被害を減らせるように住民への再認識を図る。

ウ 災害時における住民の心構え

住民は、風水害、地震、大火など災害の種別に特徴をとらえ、避難所等や避難経路、携帯品、災害危険箇所など知っておくべき心得や注意事項などを周知する。

### 3 住民の自主防災活動の促進

(1) 非常備蓄などの推進

町は、被災時への対応として、2～3日分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など）の準備、家具の転倒防止など、住民が事前対策を講ずるための知識普及に努め、被災時の家族内の連絡体制確保を促すよう努める。

(2) 平常時及び災害時の活動の周知

町は、住民に対し、次のような自主防災思想の普及、徹底を図る。

<p><b>■平常時の活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 家族防災会議の開催</li><li>2 食料、身の回り品などの2～3日分の家庭内備蓄</li><li>3 住居内の安全点検の実施</li><li>4 住居周辺の災害特性の把握</li><li>5 家具転倒防止、消火器の設置など災害に備えた安全措置</li><li>6 避難する場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法などの認識の共有化</li><li>7 地域の一員としての必要な行動の事前確認</li></ol> <p><b>■災害時の活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 身の回りの安全の確保</li><li>2 火元の始末（出火防止）</li><li>3 消火、救出作業</li><li>4 正確な情報の収集</li><li>5 避難活動</li></ol> <p><b>■避難後の活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難生活への対応</li><li>2 自立へ向けた行動</li></ol>
--

### 4 防災に関する広報の実施

(1) 広報

町と、防災関係機関は、防災に関する取組を公開するなど住民の意識高揚を図る。

(2) 広報の充実

町は、ホームページ、防災マップ、パンフレットなどにより防災知識の啓発と普及を図る。

(3) 看板設置

町は、観光客などに、パンフレットや看板設置などで、災害時の行動を周知する。

■ 広報内容の例

(知識)	<input type="checkbox"/>	各機関の実施する防災対策
	<input type="checkbox"/>	災害の基礎知識
	<input type="checkbox"/>	地域の災害特性・危険場所
(災害への備え)	<input type="checkbox"/>	避難所等や避難経路の確認
	<input type="checkbox"/>	家具などの固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
	<input type="checkbox"/>	防災訓練、地域の自主防災組織の活動への参加
	<input type="checkbox"/>	2～3日分の食料、飲料水、物資の備蓄
	<input type="checkbox"/>	非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など)の準備
	<input type="checkbox"/>	警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
(災害時の行動)	<input type="checkbox"/>	災害時の家族内の連絡体制の確認
	<input type="checkbox"/>	身の安全を確保する方法、救助、応急手当の方法
	<input type="checkbox"/>	要配慮者への支援
	<input type="checkbox"/>	情報を収集する方法

5 危険物を有する施設などにおける防災研修

町は、危険物を有する施設の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

6 防災上重要な施設の管理者などの教育

町及び消防機関などは、危険物を有する施設、病院、旅館などの防災上重要な施設の管理者に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

7 学校教育における防災教育

(1) 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策など、防災関係の事項を取り上げる。

(2) 防災訓練

学校行事などの一環として実施し、防災の実践活動、避難行動などを習得させる。

(3) 教育課程外における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催しなどの見学を行う。

8 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。

(1) 防災行政無線の利用

(2) 「広報おち」、印刷物(チラシ・ポスターなど)

(3) 広報車の巡回

(4) 講習会、研修会等の開催

(5) 見学、視察、現地調査

(6) 宣伝、パレードの実施

(7) その他

## 第3節 実践的な防災訓練の実施

### 1 計画の方針

町や各機関は、防災活動要領の習熟度、防災関係機関との連携、防災意識、技術の習得及び実効性を検証するため、防災訓練を実施する。その際は、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を実施する。

また、訓練後には防災計画の点検や評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどを行うなど、効果的な訓練を実施することにより、災害応急対策の的確で迅速な遂行を期する。

### 2 初動体制の確立訓練の実施

町や各機関は、災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

### 3 現地訓練の実施

町や各機関は、災害発生時に実際に行う活動の検証を目的として、現地訓練を実施する。この際、町は、関係機関や関係者との連携を十分に考慮する。

### 4 情報収集・伝達などに関する訓練の実施

町は、情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報訓練を実施する。

### 5 図上訓練の実施

訓練効果が大きい図上訓練については、町と関係機関が連携し様々な被害シナリオを想定して、応急対策能力を高める目的で積極的に実施する。

### 6 訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常招集訓練、非常通信連絡訓練その他防災に関する訓練に分類し、それぞれ図上訓練、実施訓練などの方法で適宜行う。

### 7 訓練計画

各種訓練は、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施する。各種訓練は関係機関と緊密な連携のもと、想定する被害、実施場所、日時、実施種目、参加機関などを規定した「防災訓練実施要領」を策定する。

各種計画の目的と主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 総合防災訓練

町は、他関係機関をはじめ住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練を行い、災害応急対策活動の習熟と、関係機関相互の協力体制強化を図る。

#### (2) 水防訓練

町は、中央西土木事務所越知事務所、消防本部（署）の指導を受け、他関係機関及び住民の協力を得て水防訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防訓練は、次の内容による消防訓練を実施する。自衛消防についても随時消防訓練を行うように指導し、必要に応じて消防団も協力する。

- ア 通報訓練
- イ ポンプ操法
- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練

(4) 避難救助訓練

訓練は、その他の災害防護活動とあわせて、避難救助訓練を実施する。

学校、病院、工場、事業所、旅館などは、特に避難に用いる施設を整備し、各事業所などで作成する消防計画に基づいて訓練を実施する。訓練に当たっては、必要に応じて警察などの協力を得る。

洪水災害に対する訓練は、越知市街地、今成・柴尾地区を主な対象に、地すべり、山崩れなどの訓練については災害の発生しやすい地区（主として野老山、稲村、楠神、五味、桐見川、鎌井田、片岡）のうちから地域を選定し、訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、対処できる体制を整える。訓練計画策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 平素における非常招集措置の体制の整備

- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法など
- (イ) 招集の区分
- (ウ) 招集命令伝達、示達要領
- (エ) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
- (カ) 待機命令の基準
- (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達・示達

非常招集命令の伝達・示達は、災害の緊急性を考慮し、加入電話、無線放送、略電報及び口頭による伝達など、最も迅速な対応を考えて実施する。

ウ 集合の方法

訓練は、土砂崩壊などにより通行不可能となった場合などを想定し実施する。

エ 点検

町は、訓練後は実施効果を検討し、訓練計画の改善に向けた資料として、次の事項を確認・点検し、これらの事項を中心とした訓練記録をまとめる。

- (ア) 伝達方法、内容の確認と点検
- (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認と点検
- (ウ) 集合人員の確認と点検
- (エ) その他必要事項の確認と点検

(6) 非常通信連絡訓練

非常通信連絡訓練は、関係機関（佐川警察署、中央西土木事務所越知事務所、消防本部（署）など）などの協力を受け、非常時の通信方法、送受信技術の錬磨に努める。有線電話が使用不能となった場合を考慮し、防災行政無線による通信について訓練を行う。

(7) 本町の災害特性を考慮した訓練

本町に起こり得る災害は、主として次のようなものである。

- ア 斜面崩壊、揺れによる家屋の倒壊 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練
- イ 土砂災害 ⇒ 避難訓練

(8) 組織動員訓練

特に大規模災害の発生を想定した非常招集動員訓練を行う。

(9) 通信連絡訓練の強化検討

町は、電話の不通などが生じた場合に、各種無線による伝達訓練を行う。

(10) 要配慮者が参加する訓練

町は、近隣住民により地域内の要配慮者を把握し、避難の際の計画を作成するとともに、要配慮者ととともに計画の内容に沿った訓練を行う。

(11) 非常時に有効な実践的訓練

災害時には、実際に器具を扱えることや訓練により、行動の手順を習得するため、次のような災害時に有効な実践的訓練の実施を図る。

- ア 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱訓練
- イ 倒壊家屋などからの救出訓練
- ウ 負傷者の手当て及び救命訓練
- エ 要配慮者の参加する避難訓練
- オ 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- カ 炊き出し訓練

(12) その他防災に関する訓練

町は、非常通信連絡訓練、救急訓練などが広域的に実施される場合は、積極的に参加し、必要な場合は町単独で行う。

また、町は、コミュニティ及び自主防災組織による防災訓練の実施を呼びかけるなど、訓練実施への取組を支援するように努める。

(13) 訓練の実施予定

- |                |     |
|----------------|-----|
| ア 総合防災訓練       | 年1回 |
| イ 水防訓練         | 年1回 |
| ウ 消防訓練         | 年1回 |
| エ 避難救助訓練       | 年1回 |
| オ 非常招集訓練       | 年1回 |
| カ その他の消防に関する訓練 | 随時  |



## 第4節 自主的な防災活動への支援

### 1 基本的な方針

大規模災害時に対しては住民自らが被害の防止又は軽減を図るために、避難行動、避難生活、被災者の救護及び要配慮者の援護など、自主防災組織の結成を促し、共助の体制づくりを進める。

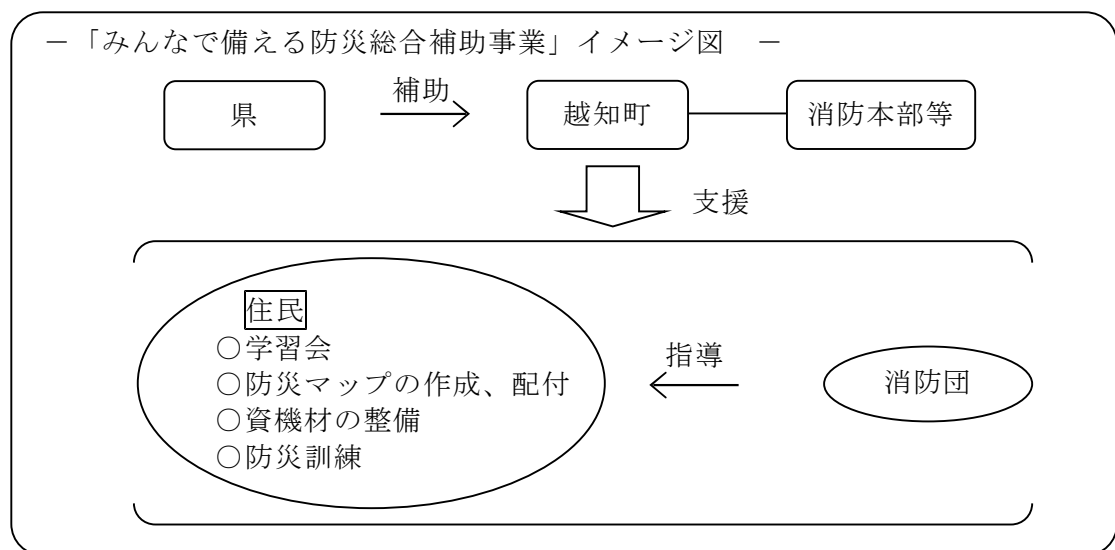
また、事業所は、事業所自主防災体制を整備し、事業所における安全確保はもとより、地域の安全に向けて積極的に行動促進に努める。

### 2 自主防災組織

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識のもと、コミュニティごとの自主防災組織の育成を図るとともに、事業所においても自主的な防災体制を確立するなど、地域、職場などで共助の活動主体を設置し、自主防災体制を構築する。

### 3 自主防災組織の育成

町及び消防機関などは、地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。



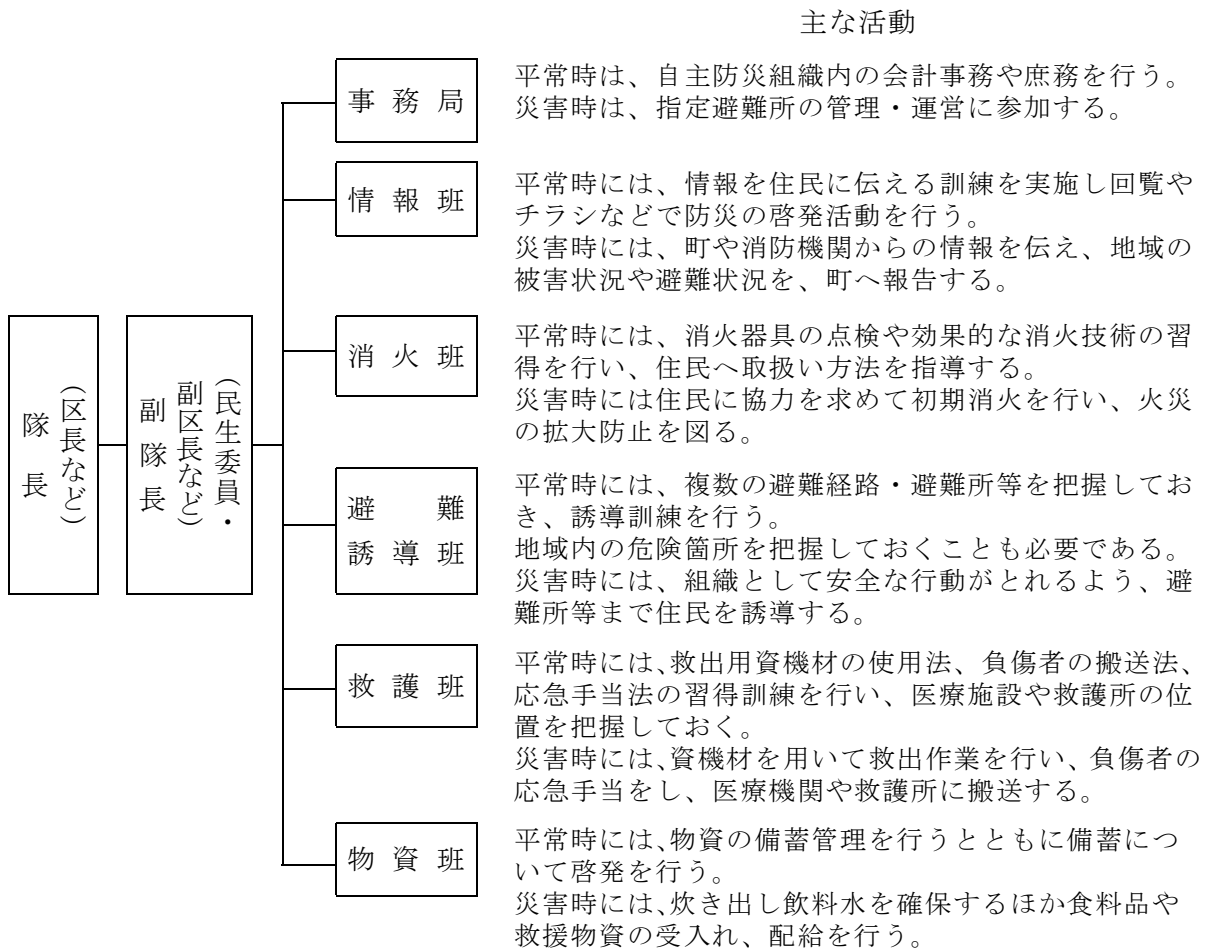
#### (1) 地域の防災対策

地域の防災対策において、住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体などと有機的な連携を保ち、的確な自主防災活動ができるよう、町は、自主防災組織の育成と強化を図る。

#### (2) 消防団を中心とした組織の編成

町の自主防災組織は、住民の協力のもとに消防団を中心とした組織を編成する。

■ 自主防災組織図 (例)



4 自主防災活動のリーダーの育成

町は、地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に、研修を実施する。

(1) リーダー養成のための研修会などの開催

町は、自治会などを対象に、リーダー養成のための研修会などを開催し、組織の核となる人材を育成する。

(2) 地区組織と自主防災組織の連動

町は、地区組織に対し、防災活動を活動の一環として組み入れ、自主防災組織を育成する。

(3) サブリーダーの配置

町は、自主防災組織の活動強化のために、防災に関する知識や経験をもったサブリーダーの配備に努める。

(4) 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、活動別の役割に基づく班編成とし、防災に関する専門の知識や経験をもつ住民を適正に配置して、その活動の強化を図る。

## 5 自主防災組織の育成に向けた施策

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所など）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、避難所運営訓練、研修会などの実施への支援
- (4) 啓発資料の作成
- (5) 地域防災施設の整備支援
- (6) 防災資機材の整備支援

## 6 自主防災組織の役割と活動内容

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

### (1) 自主防災組織の役割

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
- イ 災害発生時の安全な避難の実現
- ウ 高齢者など要配慮者への支援

### (2) 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組は、自主防災組織で話し合い、その活動方針を決定する。

また、自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行う。

#### ア 平常時の活動

自主防災組織は、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会などを利用して防災に関する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の啓発に努める。

- ・ 災害に関する知識の普及
- ・ 地域における危険箇所の把握と周知
- ・ 地域における防災施設（消防水利、指定避難所など）の把握と周知
- ・ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・ 高齢者、障害者などの要配慮者の把握
- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 家庭における防災点検の実施
- ・ 情報の収集及び伝達体制の確立
- ・ 物資（防災資機材、非常食、医薬品など）の備蓄・点検
- ・ 火気使用設備器具などの点検
- ・ 救助、救護及び避難誘導體制の確立

#### イ 災害時の活動

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告する。町は、防災関係機関の提供する情報を広報して、住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、町と自主防災組織はあらかじめ以下の事項について、その協力体制を相互に確認する。

- ・ 集団避難、要配慮者の避難誘導
- ・ 住民の安否確認
- ・ 救出、救護の実施及び協力
- ・ 初期消火の実施
- ・ 地域内の被害状況などの情報収集及び災害対策本部への伝達
- ・ 給食・給水の実施及び協力
- ・ 指定避難所の運営に対する協力
- ・ 住民に対する避難指示等の伝達並びに集団避難の実施
- ・ 非常炊き出し及び救助物資の配分に対する協力

※ 自主防災組織が結成されていない地域は、自治会などが上記に準ずる活動を行う。

#### 7 住民による消防団への協力

平常時は団員の確保に協力するとともに、発災時には以下の協力を行う。

- (1) 出火防止、初期消火の実施
- (2) 正確な情報の収集・伝達
- (3) 救出・救護の実施及び協力
- (4) 高齢者、障害者などの要配慮者の安否確認及び移動補助など
- (5) 集団避難の実施
- (6) 炊き出しの実施及び協力

## 第5節 事業所などにおける自主防災体制の整備

### 1 計画の方針

事業所は、自衛の消防組織などを編成するとともに、町や関係地域の自主防災組織と連携を図り、事業所及び地域の安全の確保に努める。また、災害時の安全を確保するなどの社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化に努める。

事業所は、企業防災マニュアルを作成し、防災訓練などを実施することにより、地域の一員として自主防災活動に参画し、地域防災力の充実強化に努める。

また、町内各事業所は、事業継続計画（BCP）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講ずるよう努める。

## 2 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員や利用者などの安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止
- (5) 救援物資の供給への協力

## 3 事業所の自衛防災組織の防災活動

- (1) 平常時の自衛防災組織の活動
  - ア 防災訓練の実施
  - イ 施設及び設備などの整備
  - ウ 従業員などへの防災に関する教育の実施
  - エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
  - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- (2) 災害時の自衛防災組織の活動
  - ア 情報の収集伝達
  - イ 避難誘導
  - ウ 救出救護
  - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

# 第6節 要配慮者対策等

## 第1 計画の方針

町は、災害時要配慮者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」）を策定するとともに、災害発生時、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、避難の支援を必要とする避難行動要支援者を把握し、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。要配慮者が、地域で安心して、安全に暮らすため、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には個別計画を作成して対応する。

## 第2 定義

### 1 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他特に配慮を要する者をいう。

## 2 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者であって、下記のいずれかの項目に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者のうち、その障害程度が1級又は2級である者
- (2) 知的障害者のうち、その障害程度がA判定の者
- (3) 精神障害者のうち、その障害程度が1級である者
- (4) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び75歳以上のみで構成される世帯の高齢者
- (5) 介護保険法による要介護状態区分が3～5である者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者で、その他町長が必要と認める者

## 第3 避難行動要支援者名簿の作成・運用

### 1 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成する。避難行動要支援者名簿を作成するにあたっては、下記の個人情報を入手する必要がある。

このため、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、民生・児童委員等の福祉関係者、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して必要な情報を収集する。

また、難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得の必要がある場合は、中央西福祉保健所から収集する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

### 2 情報の更新

転入や転出、死亡などにより避難行動要支援者情報の変更が生じるため、定期的に情報の内容を更新し、最新情報の把握に努める。

## 第4 情報の共有

名簿の原本は町長(保健福祉課)が保管し、災害時の支援に必要となる情報(以下「避難行動要支援者情報」という。)について、あらかじめ避難支援等の実施に携わる下記関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と共有することとする。

なお、いずれの場合においても個人情報の提供及び下記関係機関と情報を共有、使用することに同意を必要とする。ただし災害対策基本法に該当する場合は、この限りではない。

なお避難行動要支援者情報の管理にあたっては、具体的な個人情報を含むため、関係者は、情報の漏えいの防止に努め、管理に関する適切な措置を講ずる。

- 1 民生委員児童委員協議会
- 2 社会福祉協議会
- 3 消防・防災業務の所管課
- 4 消防・警察機関
- 5 自主防災組織
- 6 区長
- 7 その他、町長が必要と認めた機関等

## 第5 在宅の要配慮者への支援

町は、要配慮者の自助・地域の共助を支援の基本とし、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化する。

### 1 避難支援プランの作成

町は、避難支援プランの目的や基本方針、避難行動要支援者名簿、個別計画の策定、避難支援体制、災害時の支援などを盛り込んだ基本となる全体計画を作成する。

### 2 避難行動要支援者に対する個別計画の策定

町は、全体計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりについて緊急連絡先、居住の状況、特記事項などを記載した計画を作成する。

### 3 住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

### 4 町における支援体制の確立

#### (1) 避難行動要支援者の所在を把握

避難行動要支援者の所在把握は、町が避難行動要支援者名簿を作成し、当該地区内の状況を把握する。

その際、次の事項に留意する。

#### ア 非常時の連絡先などを記したものの携帯

避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬など）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品などの入手方法、非常時の連絡先などを記したものを携帯するように助言を行う。

#### イ 救出などを行う者の指名

災害の発生時に避難の誘導・救出などを行う者を地区で複数指名する。

ウ 避難所等への避難

避難所等への避難を行った際は、避難所等又は地域で避難行動要支援者を支援しながら、ともに協力して生活する。

(2) 災害発生時の避難支援

迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、町があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を実施する。

(3) 災害発生時の避難誘導・救出

ア 各団体との連携

町は、自主防災組織、住民、関係団体、福祉事業者などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画などの避難誘導體制の整備を図る。

イ 消防機関や警察との連携

町は、消防機関や警察と連携して避難誘導や救出の体制の整備を図る。

(4) 平常時及び災害発生時における情報提供

ア 障害のある方に防災知識を普及する方法についての検討

イ 緊急時の連絡方法についての検討

ウ 外国人に対する情報提供の方法についての検討

(5) 長期の避難

避難所等の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、避難行動要支援者に配慮した計画を策定する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、まずは自らと自らの家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとする。

## 第6 施設に入所（通所）する要配慮者への支援

町は、各施設の利用者には、災害時の行動などが不自由である者も多いことから、各施設に次の対策を講じるよう指導する。

### 1 施設・設備の安全確保対策

(1) 施設の耐震化の推進

老朽化した社会福祉施設は、耐震、耐火構造による改築など施設の整備を行う。



(2) 安全確保に必要な設備の整備

施設管理者は、消防法などにより整備を必要とする防災施設（消火設備、警報設備、避難設備など）の整備を図る。

- ア 火災報知器
- イ スプリンクラー
- ウ 避難設備
- エ その他法令などで定める設備

(3) 安全管理の推進

- ア 危険物の管理
- イ 家具・書棚などの転倒防止対策

## 2 施設入所者の避難対策

(1) 地域の災害特性の把握

施設管理者は、施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法を習得するよう図る。

(2) 施設入所者の避難計画の策定

ア 避難誘導計画の策定

施設管理者は、夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成する。

- イ 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練の実施
- ウ 消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりの推進
- エ 自主防災管理体制の整備

施設管理者は、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制などを明確にして自主防災管理体制の整備に努める。

オ 自治会などとの協力体制の確保

施設管理者は、必要に応じて住民の協力が得られるよう、あらかじめ自治会などとの協力体制を確保する。

## 3 防災関係機関との連携

(1) 県との連携

町は、要配慮者入所施設などが土砂災害などにより被害を受ける場合を想定し、県及び施設管理者との連絡体制を確立する。

(2) 消防機関の指導・助言

消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

## 第7 独居高齢者への対策

### 1 緊急通報装置などの整備

町は、独居高齢者などに対して緊急通報装置を設置している。今後も、非常時に活用できるように整備拡大を図る。

### 2 防災知識の普及・啓発

町は、独居高齢者などに対して、災害時における的確な対応に向けた防災知識の普及・啓発に努める。

### 3 防災知識の普及・啓発と地域援助体制の確立

#### (1) 基礎知識の理解

町は、在宅高齢者や障害者などに対し、自治会、消防団などの訓練への参加を呼びかけ、各種災害に関する基礎的知識などの理解を高めるように努める。

#### (2) 援助すべき世帯などの明確化

自治会などは、当該地域で援助すべき世帯などを明確にしておき、訓練の際には要配慮者対策を重点項目として設定する。

## 第8 福祉避難所の指定及び拡充

指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合、一般の避難者との共同生活が困難な要配慮者は、福祉避難所に指定する老人ホーム五葉荘、デイサービスセンターコスモス荘、老人保健施設ライプリーハウス輝に対して一時的な収容を要請する。

## 第9 訪日外国人旅行者等の安全確保

旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

## 第7節 消防団を中心とした地域の防災体制

### 1 計画の方針

町は、団員確保などの体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

また、消防団員の確保及び資質の向上、女性及び少年を対象とした自衛消防組織の設置、消防施設などの整備強化など、消防力の拡充強化に努める。

### 2 体制整備

町は、青年層・女性層の消防団への参加を促進するなど、消防団員の確保を図る。

### 3 教育訓練

町は、消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育も行う。

#### 4 環境整備

- (1) 町は、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。
- (2) 町は、被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を支援するため、勤務時間中の災害出動などについて、事業所の理解・協力が得られるように努める。

#### 5 住民に対する消防団活動の周知

町は、町の広報紙などを活用し消防団活動の紹介や、消防団に対する住民の理解が深まるよう努める。

#### 6 自主防災組織などとの連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施などについて指導的役割を担い、災害時の対応に当たる。

#### 7 施設、設備の強化

町及び消防本部（署）では「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、消防施設などの整備に努める。

消防水利の確保については、防火水槽の少ない地域及び住宅密集地域から計画的に増設する。

消防施設の現状は、次のとおりである。

##### (1) 消防ポンプ自動車など現有数 (平成31年4月1日現在)

	団員 定数	ポンプ車	積載車	多機 能車	緊急 自動車	指令車	自動 二輪	小型動力 ポンプ
団本部	3	—	—	—	—	1		—
越知分団	52	2	2	1	1	—	2	8
大桐分団	22	—	2	—	—	—	—	4
野老山分団	32	—	1	—	—	—	—	2
横島分団	41	—	4	—	—	—	—	8
明治分団	38	—	2	—	—	—	—	4
計	188	2	11	1	1	1	2	26

資料 越知町

##### (2) 消防水利の現況

	水 槽 (40t)	消 火 栓	水 利 計
越知分団	31(19)	117	148
大桐分団	14( 2)	49	63
野老山分団	16( 5)	18	34
横島分団	20( 10)	44	64
明治分団	16( 5)	37	53
計	97(41)	265	362

資料 越知町

## 8 自然水利などの利用

### (1) 河川、池などの自然水利

消防機関は、河川、池などの自然水利及び井戸、プールなども消防水利として活用できるように調査を行う。

### (2) 河川をせきとめての消防水利

消防機関は、河川をせきとめての消防水利は、標識などにより表示する。

## 9 火災予防対策の強化

### (1) 防火管理者の育成指導

一定規模以上の建築物(災害発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(避難困難施設)で収容人員が10人以上、旅館、スーパーマーケット、病院などで収容人員30人以上、その他の防火対象物で同じく50人以上)には、消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める資格を有する防火管理者を選任して指導し、訓練、講習会などを実施し、自主防災体制の確保を促す。

### (2) 予防査察の強化

消防機関は、防火対象物の予防査察を毎年1回行うとともに、新築又は改築時などの臨時査察を実施する。また、消防機関は、特殊対象物(工場、学校、旅館、病院、危険物など関係施設、文化財など)の特別査察などを計画的に行う。

### (3) 火災予防条例の遵守

消防機関は、公衆の出入りする場所などの指定、火を使用する設備の位置・構造及び管理の基準、危険物などの貯蔵及び取扱いの基準及び火災警報発令中における火の使用の制限などについて、高吾北広域町村事務組合火災予防条例(昭和51年条例第16号)の遵守を指導、啓発を図る。

### (4) 予防広報

#### ア 広報おち

火災予防広報については、「広報おち」に掲載する。

#### イ 消防団による火災予防宣伝

消防団による火災予防宣伝は毎年春秋の火災予防週間中を主に実施する。また、火災警報発令中は随時消防自動車などにより火災予防を呼びかける。

#### ウ 各種会合

その他機会に応じ、各種会合を利用して住民に広報する。

## 10 林野火災予防対策

林野火災の予防又は軽減を図るため、消防機関は、予防体制の確立と適切な実施を期する。

### (1) 資機材の整備など

林野所有(管理)者に対しては、防火線、防火樹帯の設置、立看板、標識板の設置、防火用水の確保、道路網の整備及び資機材の整備などを推進するよう指導を行う。

(2) 自衛体制の強化

森林組合及び山林所有（管理）者は、相互に連携を図りながら、森林の火災予防及び発生時における消火体制などについて、あらかじめ自衛体制の強化を図る。

(3) 林野火災の防止

消防機関は、予防標識の設置、火災予防運動の実施などにより入山者の注意を喚起し、林野火災の防止に努める。

## 第8節 自発的な支援への環境整備

### 1 計画の方針

町は、災害による被害の拡大を防止し、住民や地元事業者が自主的に、防災活動が円滑に行えるよう環境の整備を図る。

### 2 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など、災害発生時に連携する必要のある関係者は、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。

### 3 自発的な支援を担う人材の育成

町は、日本赤十字社及び社会福祉協議会と連携し、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

### 4 防災ボランティアの活用

町は、近隣市町村、県、自衛隊などのほか、ボランティアに対しても応援を求める場合が想定されることから、災害時のボランティアの活用について、次のとおり推進を図る。

(1) 防災ボランティアの登録

平常時より福祉などのボランティアを行っている者を中心に、災害時における防災ボランティアの登録制度について検討

(2) 防災ボランティアの種類と対応

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より町内で福祉などのボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	特殊技能者(医師、保健師、土木建築技術者など)、応急危険度判定士	国・県などの動向もふまえながら、今後防災ボランティアへの登録制度を検討していく。 震災時には、県と連携し応急危険度判定士の派遣を行う。
3	町内外から震災後かけつけるボランティア希望者	(1)町は、町民部福祉班に受付窓口を定める。 (2)町民部福祉班は、町社会福祉協議会と連携し、各ボランティア団体などの中から長期活動可能なリーダー(ボランティアコーディネーター)を選び、ボランティア自身による組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3)町はボランティアと相互に情報交換を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品などを給貸与する。

## 5 ボランティアの受入れと活動支援

町は、災害発生時に設置する「ボランティア活動支援本部」の体制を整備する。

(1) 組織員(町、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、ボランティア団体の構成員など)

(2) 活動内容

ボランティア活動支援本部は、災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- ア ボランティアの要請、受入れ、登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布
- カ 機材、宿泊所、食事医療などの提供
- キ 活動の具体的な内容の明示と安全活動
- ク その他

## 6 ボランティアの活動計画

町は、社会福祉協議会などと連携し、災害時に備え次の計画をつくる。

(1) ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供

(2) 必要な資機材の貸出し

## 7 災害時に想定されるボランティアの活動内容

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)の介護及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し

- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 保健医療活動
- (7) その他の日常生活の援助活動

## 8 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

- (1) 防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化
- (2) 訓練の実施
- (3) ボランティアの事前登録
- (4) 他団体と連携した各種防災活動への協力

## 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

### 第1節 趣旨

町は、大規模災害に備え、減災対策の第一義として人的被害の防止を掲げる。

町は、人的被害を未然に防止するために、住民の避難対策について、地域の状況などを考慮し、その対策を講ずる。

また、要配慮者など支援を要する人の避難対策についても、行動能力などに配慮した対応策を検討し、全ての住民が安全に避難ができる環境を整備する。

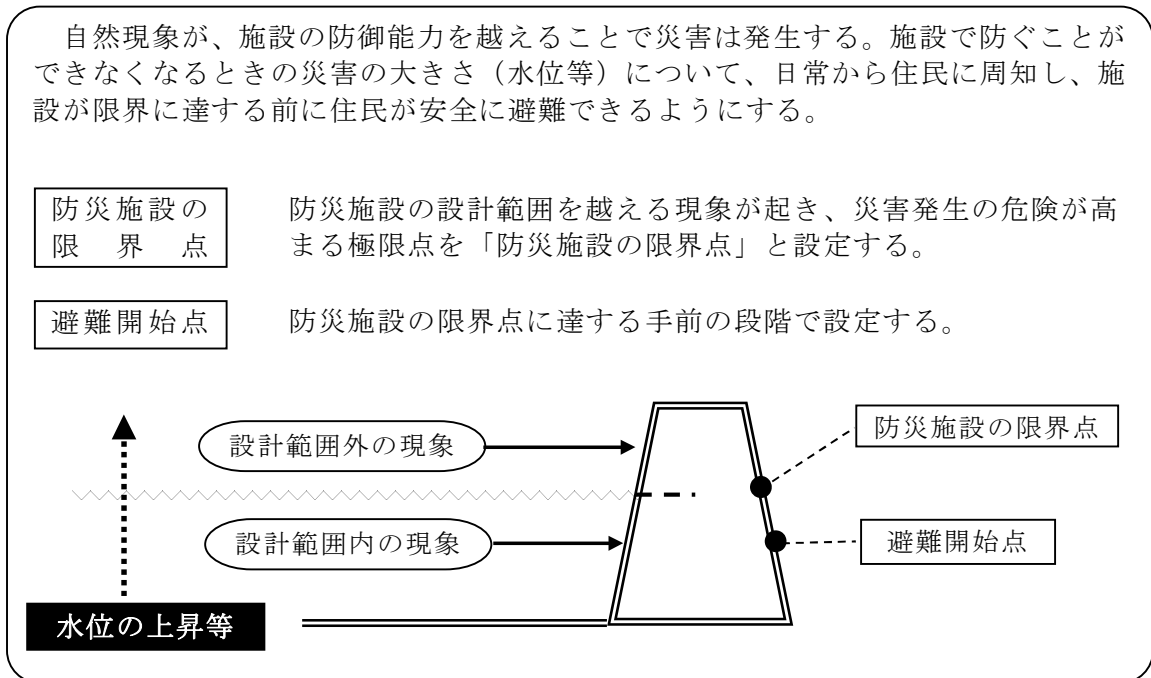
### 第2節 防災施設の限界と避難開始の時期

#### 1 計画の方針

町は、災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

#### 2 防災施設の限界点

- (1) 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定する。
- (2) 防災施設の限界点の考え方





### 3 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにする。

### 4 避難開始の基準

町は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示などを行うため、次の事項に留意して「避難情報に関するマニュアル」を作成する。

作成に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

#### (1) 対象とする災害及び地域

町は、洪水、土砂災害などの災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定する。

#### (2) 避難対象区域

町は、災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定する。

なお、避難の際の行動単位は、資料編 資料2「避難所等一覧」を参照する。

#### (3) 避難指示などの客観的な発令基準

ア 住民が避難所などへの避難を完了するまでの時間の把握

イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準の策定

#### ■ 避難指示などの区分

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
1	早期注意情報	・気象庁が発表	・災害の心構えを高める
2	大雨注意報等	・気象庁が発表	・避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認
3	高齢者等避難	・災害の発生するおそれがある状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
4	避難指示	・災害の発生するおそれが高まった状況	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
5	緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況	・立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

#### (4) 避難指示などの伝達方法

ア 災害ごとに避難指示などの伝達文を設定

イ 伝達方法、伝達先を設定

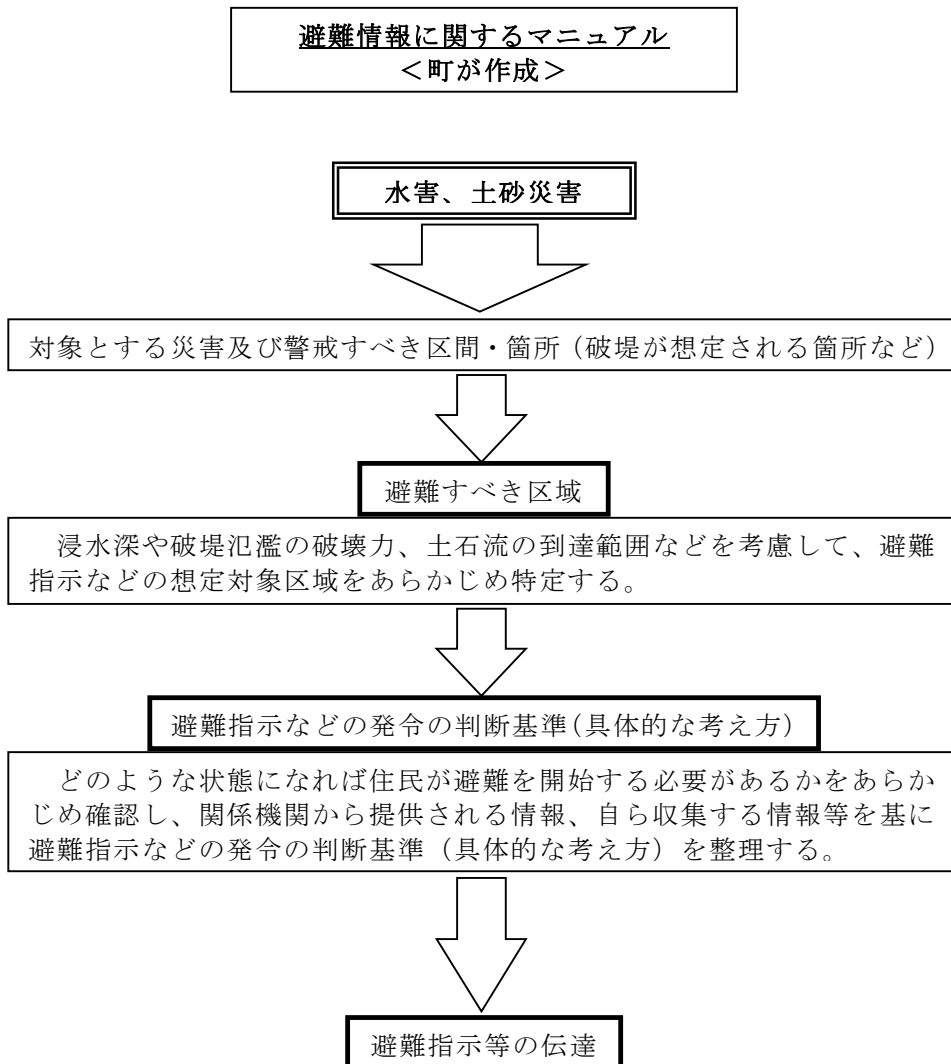
(5) その他留意すべき災害特性  
 想定される災害の特性（危険性）の周知を図る。

(6) 防災施設の管理者による避難開始条件の設定

土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防など	避難指示基準水位の設定
道路（国道は除く）	交通規制開始雨量の設定

(7) 避難開始の時期がわかりやすい表現  
 防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

■ 避難情報に関するマニュアルの概要



## 第3節 危険性の周知

### 1 計画の方針

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

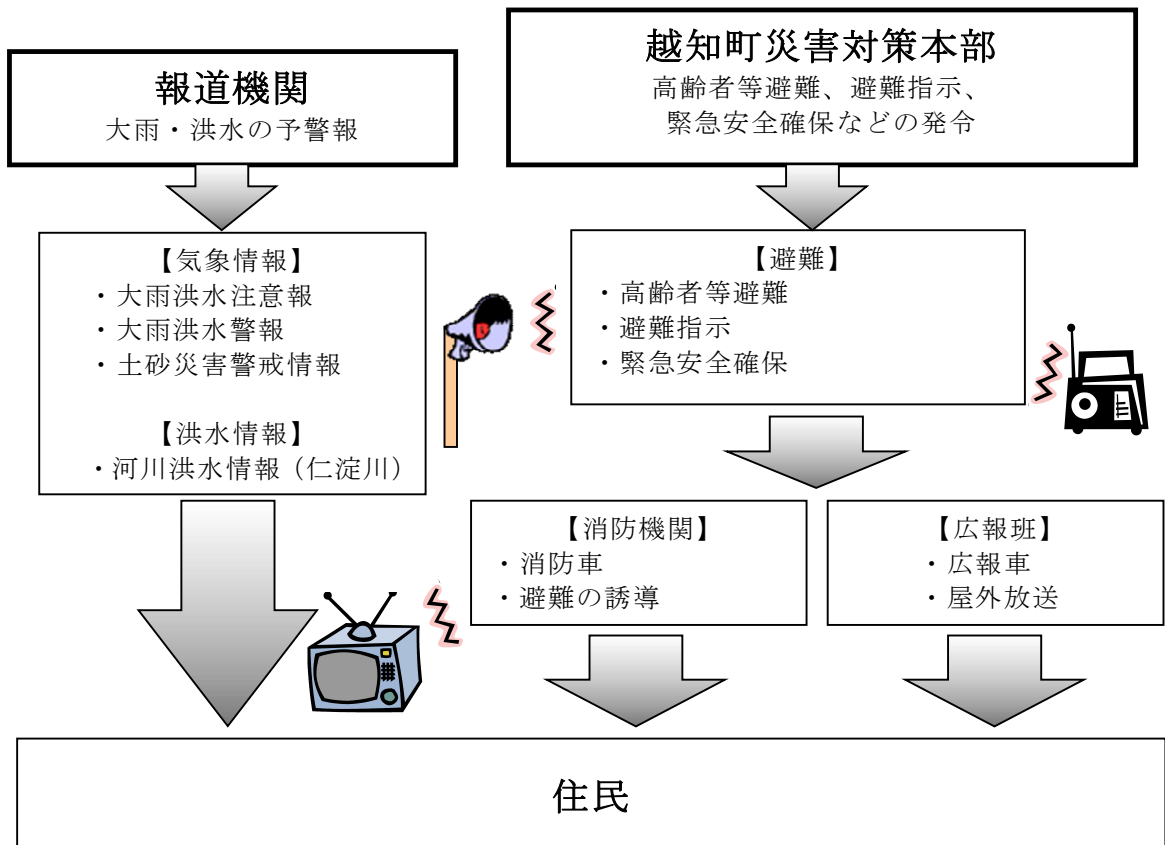
### 2 事前の周知

- (1) 施設管理者は、施設の限界点と避難開始点などの危険性に関する情報を町など関係機関に提供
- (2) 危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知

### 3 緊急時の情報提供

- (1) 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は、町をはじめとする関係機関に通知
- (2) 施設管理者は、自動的に直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備などの整備を推進

#### ■ 気象情報・避難情報の伝達経路



## 第4節 避難を誘導するサインの整備

### 1 計画の方針

町及び県は、日常時と緊急時に住民に避難開始時期を知らせ、避難所等へ誘導するサインの整備を推進する。

### 2 日常から危険性を知らせるサイン

#### (1) サインの種類 (例示)

- ア 標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- ウ 過去の災害を伝える津波の碑などのモニュメントや浸水位表示柱
- エ ハザードマップなど啓発用資料

#### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

### 3 指定緊急避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

#### (1) サインの種類 (例示)

- ア 避難所等を示す標識
- イ 避難誘導標識
- ウ 夜間に発光する誘導灯や表示板

#### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- ア 避難所等の所在地・名称
- イ 避難経路

### 4 避難の開始を知らせるサイン

#### (1) サインの種類 (例示)

- ア 防災行政無線や可変道路表示板など、施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- イ 水位と連動したサイレンなど避難開始を自動的に知らせる設備
- ウ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

#### (2) サインに含めるべき内容 (例示)

- ア 避難開始時期の到来
- イ 安全な避難の実施に必要な事項

## 第5節 自主的な避難

### 1 計画の方針

町は、火災、水害等の災害から住民の生命を守るため、自主避難を勧奨する。また、自主的な避難を容易にするため、避難所等、避難経路等の情報開示と周知徹底を図る。

### 2 避難方法についての話し合い

#### (1) 取組

住民は、自主防災組織の活動などを通じ、次のような取組を進める。

- ア 地域の災害についての正しい知識の取得
- イ 地域の危険箇所の調査
- ウ 指定緊急避難場所の検討
- エ 避難経路の検討
- オ 要配慮者ととともに避難する計画づくり

#### (2) 避難誘導計画づくりへの参画

住民は、町の避難誘導計画づくりに参画する。

### 3 避難開始の目安づくり

#### (1) 避難開始の目安

##### ア 自主的な避難

現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示すことができない場合も想定し、各自が自主的な避難について日常的に意識して行動する。

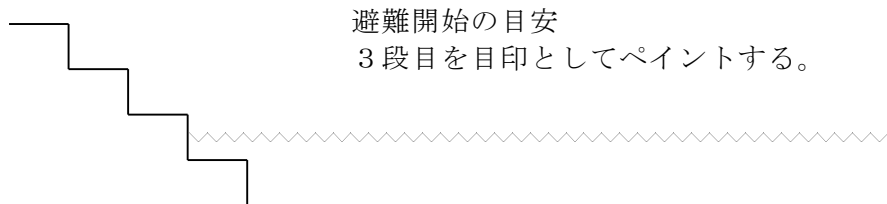
##### イ 危険の察知

行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。

##### ウ 避難開始の目安

住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組を進める。

(例) 避難開始の目安「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(2) 避難開始の目安づくり

住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の目安づくりを進める。

ア 災害の体験

過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の目安を作る。

イ 住民への周知

避難開始の目安は、住民に周知する。

ウ 「目安」の取り付け

災害時に確認するための「目安」を、水路などに取り付ける。

■ 災害の体験など

- |                      |
|----------------------|
| 1 過去の洪水の浸水位、雨量       |
| 2 土砂災害が起きたときの雨量      |
| 3 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など） |
| 4 防災関係機関の助言          |
| ア 河川など施設管理者の助言       |
| イ 防災関係機関の調査（浸水予測など）  |
| ウ 気象警報               |
| エ ハザードマップなどの広報資料     |

(3) 目安づくりの支援

町及び防災施設の管理者は、住民の目安づくりを支援する。

ア 避難開始の目安の設定に対する助言

イ 「目安」取り付けへの協力

## 第6節 避難計画

### 第1 計画の方針

町は、あらかじめ自主防災組織などの協力も得ながら避難体制の確立に努め、大規模災害時の避難計画を策定する。

また、計画策定に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえ、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難を検討する。

### 第2 住民との話し合い

#### 1 地域における危険性の周知

防災マップなどを活用し、住民に災害の特性を説明する。

（洪水、土砂災害危険箇所、浸水予測など）

## 2 避難所等の指定など

町は、住民の意見を反映して避難所等の指定などを行う。

- (1) 指定緊急避難場所の指定
- (2) 指定避難所・福祉避難所の指定
- (3) 避難経路の設定
- (4) 住民などへの連絡方法
- (5) その他必要な事項

## 第3 避難計画の策定

### 1 避難情報に関するマニュアルの策定

町は、国の示すガイドラインに基づき、的確に避難指示などを行うため、次の事項に留意して「避難情報に関するマニュアル」を策定する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえる。

### 2 警戒を呼びかける広報活動

町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

### 3 避難指示などの判断基準

- (1) マニュアルの作成  
洪水、土砂災害などの災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。
- (2) 避難施設管理者の助言  
防災施設の管理者は、町の避難指示などの判断基準の設定に対し助言する。
- (3) 避難指示の発令基準  
町は、**土砂災害警戒情報等**が発表され、土砂災害危険箇所において次のような兆候が消防団、住民などにより確認された際、町に通報があった場合に、情報を総合的に判断して避難指示を発令する。

#### ア 小石の落下

がけなどの小石がパラパラと落ちる。

#### イ 斜面の亀裂

山の斜面に亀裂ができる。

#### ウ 普段から出ている湧き水に以下のような異常が見られる。

- (ア) 水量の増加  
急に量が増える。
- (イ) 枯渇  
急に枯れる。

(ウ) 濁り  
急に濁る。

エ 地鳴り  
地鳴りがする。

オ その他兆候  
その他土砂災害の兆候が見られるとき

#### 4 消防団による避難誘導の計画

町は、消防機関と連携し、住民の避難誘導の計画を作成する。

#### 5 国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合

##### (1) 必要事項

浸水想定区域内に、主として高齢者などの要配慮者が利用する施設があり、洪水時の避難の必要がある場合、町は、以下の状況を把握し、住民に周知する。

また、避難に必要な事項を記載したハザードマップなどの配付などにより周知する。

ア 施設の名称及び所在地（資料編 資料3「要配慮者施設一覧」参照）

イ 浸水想定区域ごとの洪水予報の伝達方法

ウ 浸水想定区域ごとの避難所等

エ 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

##### (2) 洪水予報の伝達方法

町は、浸水想定区域内において高齢者などの要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、適切な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

##### (3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告する。

#### 6 土砂災害警戒区域の場合

##### (1) 必要事項

町は、土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定めるとともに、町は地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な下記の事項を記載した印刷物（ハザードマップなど）の配布などにより周知する。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項



- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 情報の伝達方法

土砂災害警戒区域内に主として高齢者などの要配慮者が利用する施設がある場合には、町は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報などの伝達方法を定める。

また、施設の名称及び所在地については、資料編 資料3「要配慮者施設一覧」を参照する。

なお、それらの施設に対する警戒情報の伝達方法は、電話、FAX、広報車などを利用し、そのときに最も迅速確実と考えられる手段をもって行う。

(3) その他

その他、土砂災害警戒区域においての対策や計画については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

## 第4 消防本部・警察署との連携

町は、消防本部並びに警察署との連絡体制を確保し、相互の連携により、効果的な避難に向けた計画を策定する。

### 1 消防本部

- (1) 町の避難計画作成の支援
- (2) 町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動計画の策定

### 2 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

## 第5 避難訓練の実施

町は、消防機関と連携し、住民による避難訓練を実施する。その際、避難経路を通り指定避難所及び指定緊急避難場所に行くなど、避難計画で定められた道程を実地に確認する。

## 第6 避難計画についての広報

町は、広報紙などにより避難計画を周知する。

## 第7節 避難体制の整備

### 第1 計画の方針

町は、災害により避難を余儀なくされた場合において、住民が安全かつ的確に避難活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。町は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難所等の整備を進める。

### 第2 避難施設

町は、避難施設について、指定避難所、福祉避難所を指定し、避難施設の整備を行う。なお、避難施設の基準は、おおむね次のとおりとする。

#### ■ 避難施設の指定基準

- 1 耐震構造を有するなど、安全な公共建物
- 2 給水及び給食施設を有するか、あるいは容易に設置できる施設
- 3 なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できる施設
- 4 避難者の必要面積は、指定避難所においては、おおむね3㎡に1名として換算
- 5 河川氾濫による浸水や大規模ながけ崩れなどの危険性がないこと及び付近に多量の危険物などが蓄積されていない場所
- 6 火災対策  
大火輻射熱を考慮し、純木造住宅密集地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること

町は、上記の基準に基づき、指定避難所には、災害に対して安全と見込まれる公共施設や学校施設などを指定し、指定避難所までの経路が浸水や土砂災害の影響を受けないかを検討の上、選定する。

また、町の指定する指定避難所は、避難施設管理者に対し、あらかじめ町長からその旨を通知し、了承を得るとともに、以下の事項について定める。

- 1 指定避難所の運営方法
  - (1) 指定避難所の管理運営に関すること
  - (2) 避難住民への支援に関すること
- 2 指定避難所に必要な資機材などの整備
- 3 要配慮者の収容を考慮した、宿泊施設や医療機関などの借上げによる要配慮者利用施設の確保
- 4 町はマニュアルの作成、指定避難所運営訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

## 1 指定避難所

指定避難所は「災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所」と定義し、住民などの集合・待機場所として位置づけ、地域全体が危険になった際に、集団で避難する避難所としても位置づける。

## 2 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで待機する場所と定義し、住民などの集合・待機場所としても位置づける。

## 3 福祉避難所

福祉避難所は、要配慮者が、相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設として設置する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、所在や避難経路を要配慮者を含む住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合に備えて、町内の社会福祉施設を管理運営する一部事務組合や社会福祉法人との間で、施設の一部を一時避難のために使用できる災害協定の締結を促進する。

福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意する。

### (1) 日常生活上の支援

福祉避難所には、相談などに当たる介助員などを配置し、日常生活上の支援を行う。

### (2) 各種サービスへの配慮

福祉避難所において相談などに当たる職員は、避難者の生活状況などを把握し、介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣など、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

### (3) 関係機関との連絡調整

常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホームなどへの入所や病院などへの入院手続をとることができるように、施設管理者は、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

### (4) 関係部局との連携

福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅などへの入居を図るなど、対象者の早期退所が図られるように努める。

## 第3 避難経路

避難所等の指定に併せ、地区の状況などに応じ、複数の避難経路の確保や周辺地域の状況を勘案した避難経路を選定し、必要な整備を行う。

主要な避難経路となる道については資料編に示すが、安全に避難所等に移動する町域すべての道を避難経路とする。

河川周辺や沿岸地域など危険が予想される地域については、浸水なども考慮して避難経路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者などに対しても、標識板の設置などによりこれらの周知に努める。

#### ■ 避難経路の選定基準

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 危険のないところ<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 土砂災害、浸水などが予測される地域でないこと</li><li>(2) 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと</li><li>(3) 地下に危険な埋設物がないこと</li></ol></li><li>2 自動車の交通量がなるべく少ないこと</li><li>3 避難所等まで複数の道路を確保すること</li><li>4 基本的に二車線で歩道を有する道路</li></ol> |
|---|

### 第4 指定避難所の設備及び資機材の配備

要配慮者への便宜や被災時の男女のニーズの違いなどにも配慮の上、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、非常時に備える。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 5 給水用機材
- 6 救護施設及び医療資機材
- 7 物資の集積所
- 8 仮設の小屋又はテント
- 9 防疫用資機材
- 10 工具類
- 11 非常電源
- 12 日用品
- 13 備蓄食料及び飲料水
- 14 その他乳児用ミルクや紙おむつ、生理用品など

## 第5 その他の対策

### 1 住民の参画

避難経路や避難所等の選定は、住民の参画を得て行う。

### 2 サインの整備

避難誘導や避難所等を示すサインの設置を推進する。

- (1) 避難所等を示すサイン、案内板の設置
- (2) 避難所等へ誘導するサインの設置
- (3) 誘導灯など夜間に確認できるサインの設置

## 第6 応急仮設住宅供給体制の整備

- 1 建設可能な用地の把握
- 2 建設に要する資機材についての調達計画の策定
- 3 関係団体と連携し、供給可能量などの把握

## 第7 公営住宅、空き家などの把握

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家などの把握に努める。

## 第8 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施して万全を期す。

### 1 学校

- (1) 以下に示す地域の特性などを考慮する。
  - ア 避難の場所
  - イ 避難経路
  - ウ 避難誘導
  - エ 指示伝達の方法
- (2) 生徒を集団的に避難させる場合を想定する。
  - ア 避難経路の選定
  - イ 収容施設の確保並びに保健衛生及び給食などの方法

### 2 教育行政機関

園児、児童、生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

- (1) 避難経路の選定
- (2) 収容施設の確保並びに保健衛生及び給食などの方法

### 3 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させる場合を想定する。

- (1) 収容施設の確保
- (2) 移送の方法
- (3) 保健、衛生
- (4) 入院患者に対する実施方法

### 4 その他不特定多数の者の利用する施設

多数にのぼる避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を考案する。

### 5 避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

- (1) 消防団などとの連携
  - ア 避難の誘導
  - イ 要配慮者の避難のほう助
  - ウ 指定避難所の自主運営に対する協力
- (2) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (3) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 飲料水などの供給
  - イ 食料の支給
  - ウ 毛布、寝具などの支給
  - エ 医療、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所の管理運営
  - ア 避難収容中の秩序保持
  - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 災害時における広報
  - ア 広報車による周知
  - イ 消防団員などによる現地広報
  - ウ 自治会などを通じた広報

- (8) 防災上重要な施設（学校、病院、スーパーマーケットなど）の管理者が定める避難計画
- ア 学校においては、避難の場所や経路への誘導、その指示伝達の方法などに加えて保健・衛生並びに給食などの方法
  - イ 医療機関においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法など
  - ウ スーパーマーケットなど不特定多数の者が集まる施設については、地震発生時の利用者の安全と秩序ある避難方法など

## 第9 住民への避難方法、避難所等の周知

住民に対しては、町の広報、案内板の設置、防災訓練、各戸への指定避難所マップの配布などを通じて避難方法、避難所等の周知徹底を図り、災害時に混乱を来たさないよう指導する。

## 第4章 災害に備える体制の確立

---

### 第1節 趣旨

町及び県などの防災関係機関は、町域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生及び拡大を防止し、応急対策、救助活動を円滑に行うため、災害に対応する活動組織について定める。

また、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

### 第2節 防災担当者などの人材育成

#### 1 計画の方向

町は、災害への対応力の向上を図るため、職員への防災研修・訓練を実施する。

#### 2 職員に対する防災研修

##### (1) 研修の内容

- ア 越知町地域防災計画、各機関の防災業務計画など
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、南海トラフ地震その他災害の特性についての知識
- エ 過去の災害の事例
- オ その他必要な事項

##### (2) 実施方法

研修会の実施など

#### 3 職員を対象とした防災訓練

##### (1) 訓練の内容

- ア 応急対策を立案するための図上訓練
- イ 救急救命など必要な実技訓練
- ウ その他必要な事項

##### (2) 実施方法

講習会、演習など



## 第3節 実践的な防災訓練の実施

### 1 計画の方向

防災関係機関は、相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

### 2 現場訓練実施に当たっての留意事項

#### (1) 訓練種目の選定

町は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

#### (2) 応急対策計画の検証

訓練は、可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

#### (3) 要配慮者の想定

訓練では、要配慮者を想定し、コミュニティ及び自主防災組織が中心となって要配慮者に対し配慮するように努める。

### 3 訓練の種類

#### (1) 総合防災訓練

町及び県は、自衛隊など防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び住民などと連携して総合防災訓練を実施する。

#### (2) 消防訓練

町及び消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

#### (3) 水防訓練

町、消防機関及び水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を目的に水防訓練を実施し、必要に応じて水防関係機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

#### (4) 情報収集伝達訓練

町及び防災機関は、緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練などを実施する。

#### (5) 図上訓練

ア 町及び県などは、組織内での情報伝達や指揮命令系統を確認し防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。

イ 町及び県などは、応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

#### (6) 自主防災組織などの住民が実施する訓練

町、県及び地域の防災関係機関、住民は、自主防災組織が地域において実施する避難などの訓練を支援する。

## 4 訓練の評価

町及び防災関係団体は、訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制などの改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

# 第4節 防災関係機関相互の連携体制

## 1 計画の方針

町及び県などの防災関係機関は、広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

## 2 広域応援体制の整備

### (1) 緊急消防援助隊の充実強化

町及び県は、「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて、人命救助活動などの支援体制及び受入体制の整備を図る。また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

### (2) 相互応援体制の整備の推進

(資料編 資料6「高知県内市町村災害時相互応援協定」参照)

### (3) 連携強化

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努める。

## 3 町・県と自衛隊の連携

### (1) 連携体制の強化

町、県及び自衛隊は、各種計画の調整を図り、協力関係について定めるなど、連携体制の強化を図る。

### (2) 連携の内容

- ア 適切な役割分担
- イ 相互の情報連絡体制の充実
- ウ 共同の防災訓練の実施

# 第5節 防災中枢機能の確保、充実

## 1 計画の方針

町は、防災中枢機能の確保・充実を図るとともに、施設、設備の停電時の利用を可能にする。

## 2 防災中枢機能の確保、充実

- (1) 施設、設備の整備及び安全性の確保
- (2) 総合防災機能を有する防災拠点施設の整備
- (3) 適切な備蓄・調達及び輸送体制
- (4) 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

### 3 停電時の利用

災害応急対策に係る機関（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）は、保有する施設、設備について自家発電施設などの整備を図り、停電時でも利用可能にする。

その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、LPガスなど）の備蓄に努める。（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）

### 4 住民による自助の強化

町は住民に対し、自主的に非常用飲料水を蓄えるなど、住民による自助の強化を推進する。

## 第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

---

### 第1節 趣旨

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備などの整備などを図るとともに、訓練を実施することにより対策の実効性を検証する。

### 第2節 消火・救助・救急対策

#### 1 計画の方針

町は、災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある次の者に対する適切な救助・救護体制を整備する。

また、町、県及び警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

#### 2 消防施設などの充実

町は、「消防力の整備指針」（平成17年6月13日消防庁告示第9号）に基づいて消防本部を設置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努める。

また、長期使用及び老朽化のため、その機能が低下した消防防災施設設備類については、順次更新と整備を図る。

#### 3 消防水利の確保

消防機関などは、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

町は、河川、ため池、農業用水路などの自然水利の活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

#### 4 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

#### 5 消防団の活性化

町は、消防団の活性化を図る。

（詳細は、第2編 第2章 第7節「消防団を中心とした地域の防災体制」参照）

## 第3節 災害時医療対策

### 1 計画の方針

町は、「越知町災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備などを進める。また、関係機関においては、各自の定めるところにより実施する。

### 2 災害医療救護体制の整備

#### (1) 対策の実施

「越知町災害時医療救護計画」が、大規模災害時に効果を上げられるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、町は、以下の対策を実施する。

#### ■ 災害医療救護体制

##### 1 医療などの提供

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生した場合、医療を受けられない負傷者に、町及び県が医療機関と連携して医療などを提供する。

##### 2 町

###### ○ 医療救護活動の実施

直接住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。

###### ~~○ 医療救護所等における処置~~

~~医療救護所等において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。~~

###### ○ 救護病院における処置

救護病院において~~医療救護所等で対応できない~~重症患者及び中等症患者の処置と収容を行う。

#### (2) 推進事項

##### ア 救護計画の見直し

町は、医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を必要に応じて見直す。

##### イ 救護施設における機能の確保

町は、~~医療救護所~~、救護病院などを指定し、医療機関管理者などと協議して、それぞれの機能の確保に努める。

##### ウ 各種団体との連携

町は、地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

##### エ 救護施設の設置場所の周知

平時から住民に救護病院などを設置する場所を周知する。

##### オ 家庭看護の普及

町は、応急手当などの家庭看護の普及を図る。

##### カ 関係者への周知

越知町災害時医療救護計画について関係者に周知する。

### 3 医薬品及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 医療用資機材などの備蓄  
町及び県は、医薬品、医療用資機材などの備蓄に努める。
- (2) 医薬品などの確保及び供給体制の整備  
町及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会などと連携し、医薬品などの確保及び供給体制を整備する。

~~(3) 輸血用血液の確保体制の整備~~

~~日本赤十字社高知県支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。~~

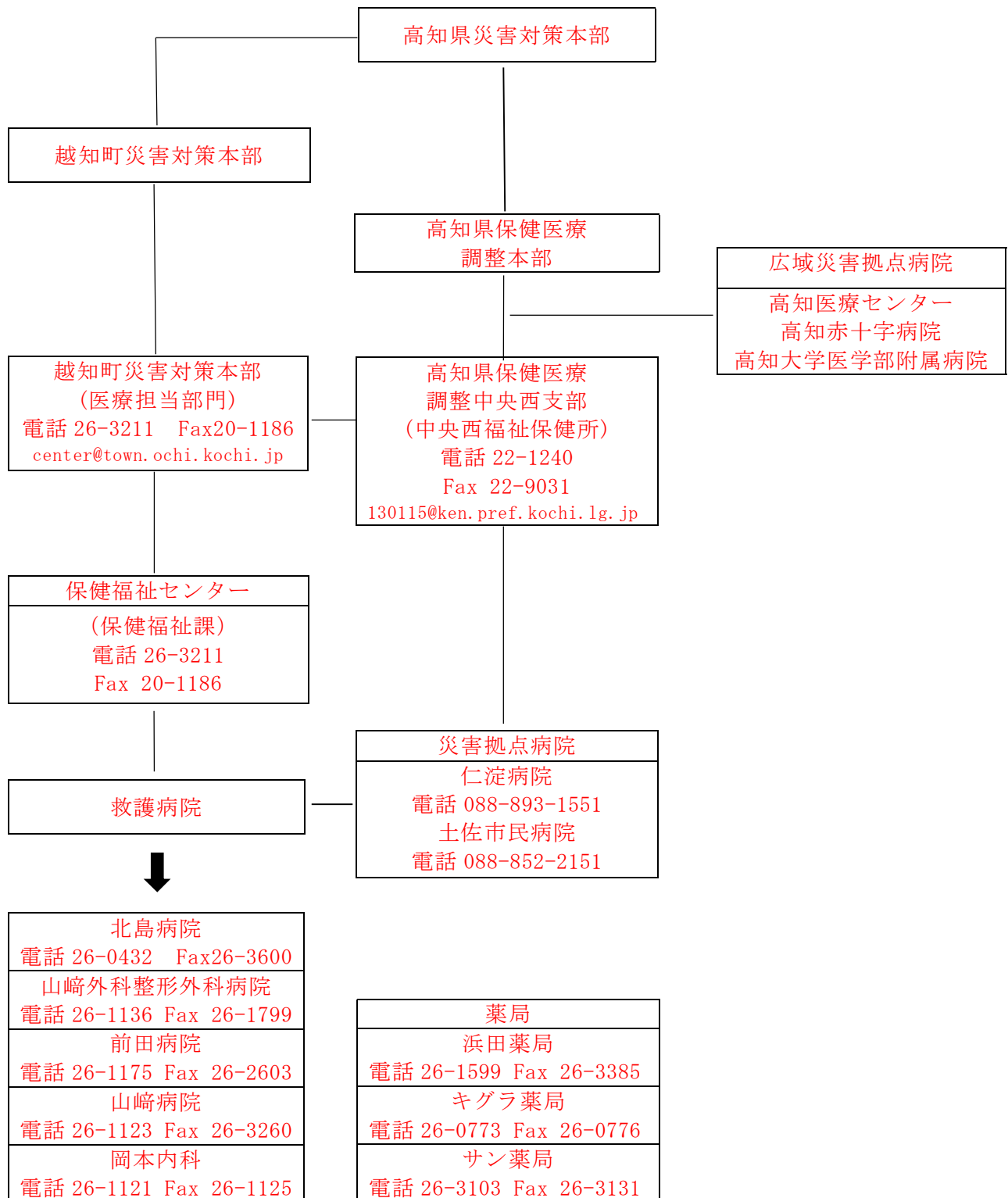
### 4 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 緊急輸送体制の整備  
町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
- (2) 機動力の効率的な活用  
町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用する。
- (3) 情報収集伝達体制の整備  
町、県及び関係機関は連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

### 5 情報通信システム等の整備

- (1) 情報通信システム等の整備  
町、県及び医療機関は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。
- (2) 診療状況などの情報の迅速な把握  
町、県及び医療機関は、医療施設の診療状況などの情報を衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）などにより迅速に把握できるよう、操作訓練を定期的に行い、操作方法の習熟に努める。

■ 災害医療救護体制図



## 第4節 緊急輸送活動対策

町は、国や県からの支援物資を、円滑に受け入れ、避難所等に速やかに配送するための体制や手順等を定めるために、物資配送計画を作成する。

### 第1 計画の方針

町は、災害時における被災者、避難者及び災害応急対策要員並びに災害救助物資、応急対策用資材などを迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送体制の整備に努める。

町は、重要な防災拠点指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画の多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

### 第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

#### 1 重要な防災拠点の選定

町は、庁舎、消防本部、警察署、医療施設など、防災上重要な施設を指定拠点として選定する。

#### 2 緊急輸送道路を選定

町は、県が定める緊急輸送道路と整合性を図り、町域の緊急輸送道路を選定する。

(資料編 資料30「緊急輸送道路一覧」参照)

なお、県では、緊急輸送道路の選定に当たり、次の区分を設けている。

##### (1) 第1次緊急輸送道路

- ア 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- イ 県庁所在地と地方中心都市及び空港を結ぶ道路

##### (2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ路線とする。

- ア 市町村役場
- イ 警察、消防、自衛隊などの救援拠点
- ウ 病院などの医療拠点
- エ 物資の集積拠点

##### (3) 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と、町が定める防災拠点施設を結ぶ路線とする。

#### 3 緊急輸送道路の周知

町は、平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

### 第3 輸送拠点の確保

#### 1 広域輸送拠点

物資の集配拠点を定める。



## 2 航空輸送の拠点

町は、災害時の臨時ヘリポートを選定し、整備に努める。

## 第4 輸送手段の確保

### 1 応援協定などの締結

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画し、発災後の道路などの障害物の除去、応急復旧などに必要な人員・資機材などの確保について必要に応じ応援協定などを締結する。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する。

### 2 人員の確保

緊急輸送の荷役に必要な人員を確保する。

## 第5 輸送路の確保

道路の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図る。

## 第5節 緊急物資確保対策

### 第1 計画の方針

町及び各機関は、それぞれが定める計画に基づき、災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

### 第2 個人備蓄の推進

町は、防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄を推進する。

#### 1 備蓄の周知

町においては、備蓄の検討を行うとともに、各家庭においても2～3日分の飲料水、食料などの備蓄を行うことについて周知を図る。

#### 2 目標

飲料水の確保については、1人1日3ℓを基準として、世帯人数の3日分を目標とする。

##### ■ 1人当たり必要量の目安

飲料水	3日分 9ℓ
食料	3日分 (乾パン、缶詰、レトルト食品、インスタント食など)

### 第3 給水体制の整備

町は、災害により、水源が汚染されて飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の確保を図るための給水体制を整備する。

#### 1 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

- (1) 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
- (2) 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽など）の確保
- (3) パック水の備蓄

#### 2 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄に努める。

### 第4 食料・生活必需品の確保

#### 1 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

#### 2 備蓄品目・量の決定

- (1) 備蓄品目・量の決定  
備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
- (2) 重要物資の確保  
地域の特性を考慮の上、重要物資を選定して確保に努める。
- (3) 重要物資
  - ア アルファ米
  - イ 高齢者用食、乳児用ミルク、哺乳瓶
  - ウ 毛布
  - エ 衛生用品（おむつ、生理用品）
  - オ 仮設トイレ、携帯トイレ・簡易トイレ
  - カ トイレトペーパー

### 第5 備蓄・供給体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合に必要となる救助用資機材、医療救護所用資機材、食料、生活必需物資についてあらかじめ備蓄し、必要に応じて供給できる体制を整備する。

#### 1 町の相互応援

給水の相互応援などについて検討する。

#### 2 町と県の連携

- (1) 備蓄目標の設定  
町と県は、連携して備蓄目標を設定する。

- (2) 県への報告  
町は、供給計画を県に報告する。

### 3 町

- (1) 指定避難所などへの備蓄の推進  
指定避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。
- (2) 孤立化地区への備蓄の推進  
孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。
- (3) 計画の策定  
配布計画を策定する。

## 第6節 消毒・保健衛生体制の整備

### 1 計画の方針

町は防災関係団体の協力のもと、被災後の感染症疾病の発生などを防止するため、防疫体制を整備し、保健衛生の確保を図る。

また、町は、災害により排出された、廃棄物などを迅速確実に収集・処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

さらに、町は、災害発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動、災害ごみ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

近年多発する家畜を起因とする鳥インフルエンザ及び口蹄疫などの感染症に対しても、町は、国、県並びに防災関係団体の協力のもと、迅速かつ万全の体制で対処する。

### 2 消毒による防疫、保健衛生体制の整備

防疫・保健衛生体制については、保健所などの指導で具体的に検討を加えるなど、その整備に努める。

また、消毒剤、散布用機器、運搬器具など、災害時の調達に困難が予想されるものについては平常時から確保に努める。

- (1) 次の事項について体制を整備する。

- ア 消毒体制
- イ 消毒方法
- ウ 患者の搬送体制
- エ 薬剤及び資機材の整備

町は、防疫用機械の整備を行い、薬品の調達について日ごろより業者との連携を図る。

- (2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

### 3 し尿処理及び清掃活動

し尿及びごみ処理については、高吾北広域町村事務組合にて実施する。

- (1) ごみ処理体制の整備  
ごみ処理計画を作成する。
  - ア 被害状況に応じたごみの量の推計
  - イ ごみの迅速な回収と処理のための計画
  - ウ 災害ボランティアとの連携
  - エ 大量に廃棄物が発生した場合  
ガレキなど大量に廃棄物が発生した場合、又は組合のみでは処理が不可能な場合には、次の事項に留意する。
    - (ア) 発生現場における分別  
発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を図り、可能な限りリサイクルができるように努める。
    - (イ) 粉塵の発生への留意  
解体工事に当たっては、アスベスト、粉塵の発生に留意する。
    - (ウ) 協力体制の確立  
町は、近隣の市町村などからの応援が受けられるように、事前に協力体制の確立を図る。
- (2) し尿処理体制の整備  
し尿処理計画を作成する。
  - ア 処理量の推計
  - イ 仮設トイレなどの配置計画
  - ウ 回収用車両の調達など

## 第3編 災害応急対策計画

計 画 事 項	頁
第1章 災害時の応急体制	103
第1節 趣旨	103
第2節 配備動員体制	103
第3節 災害対策本部	108
第4節 情報の収集・伝達体制	114
第2章 災害時応急活動	119
第1節 趣旨	119
第2節 活動体制の確立	119
第3節 気象予警報などの伝達	121
第4節 情報の収集・伝達	127
第5節 通信連絡	131
第6節 応援要請	131
第7節 広報活動	133
第8節 警戒活動	136
第9節 避難活動など	138
第10節 災害拡大防止活動	145
第11節 緊急輸送活動	147
第12節 交通確保対策	149
第13節 社会秩序維持活動など	153
第14節 被災地域への救援活動	154
第15節 ライフラインなど施設の応急対策	174
第16節 教育対策	177
第17節 労務の提供	181
第18節 要配慮者対策	184
第19節 災害応急融資	185
第20節 二次災害の防止	186
第21節 自発的支援の受入れ	186
第22節 水防計画	187
第23節 感染症対策	198
第24節 災害救助法施行細則（別表第1及び別表第2）	201
第3章 自衛隊の災害派遣	209
第1節 趣旨	209
第2節 災害派遣要請ができる範囲	209
第3節 災害派遣要請の手続	210
第4節 派遣部隊の受入体制	213
第5節 派遣部隊の業務及び撤収など	213



# 第1章 災害時の応急体制

## 第1節 趣旨

町の災害時応急体制の確立と応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

## 第2節 配備動員体制

### 第1 計画の方針

災害発生時における職員の動員体制及び非常時の取組について明示し、万全の体制で災害応急に対処するため、災害の度合いに応じた配備体制を確立し、迅速かつ円滑な応急活動を推進する。

### 第2 第1配備（事前体制）

#### 1 配備基準

町は、大雨・洪水・暴風などの警報のいずれかが発表されているが、第2配備に至らないと判断される場合に事前体制をとる場合がある。

#### 2 配備内容

少人員による配備とするが、いつでも第2配備に移行できる体制とする。

#### 3 配備要員

危機管理課が配備に就く。勤務時間外の場合も同様とする。

### 第3 第2配備（警戒体制）

#### 1 配備基準

局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するために、警戒体制（情報収集連絡配備体制）をとる場合がある。

#### 2 配備内容

少人数により情報収集連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第3配備に移行できる体制とし、災害対策本部の設置に備えることができる体制とする。

#### 3 配備要員

災害対策本部開設に即応できるよう、第1配備のほか、住民課、建設課、各課連絡責任者及び町長が指名した関係各課において必要と認められる人員が待機する。

#### 4 本部体制

いつでも第3配備に移行できる警戒体制とし、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

### 第4 第3配備（非常体制）（※災害対策本部設置 第3節に詳細）

#### 1 配備基準

大規模な災害発生が予想され、また町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な災害が発生した場合に第3配備（非常体制）をとる。

#### 2 配備内容

災害に対する非常体制をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対応し、現況により速やかに第4配備に移行できる体制とする。

#### 3 配備要員

第2配備のほか、総務課、保健福祉課、町長が指名した関係各課においてさらに必要と認められる人員とする。

#### 4 本部体制

災害対策本部を設置するとともに、いつでも第4配備に移行できる非常体制とする。

### 第5 第4配備（緊急非常体制）

#### 1 配備基準

大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあり、第3配備の設置で対応できないと認められる場合に第4配備（緊急非常体制）をとる。

#### 2 配備内容

被害応急対策に町の全機能をあげて処理し、あるいは関係機関・団体の応援を求めて対処できる体制とする。

#### 3 配備要員

全職員を動員する。

#### 4 本部体制

災害対策本部は、緊急非常体制に移行する。



## 第6 配備及び動員計画

### 1 配備基準

#### ■ 風水害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備要員
災害対策本部設置前	第1配備 (事前体制)	大雨、洪水、暴風などいずれかの警報が本町に発令されたとき	勤務時間内－危機管理課 勤務時間外－危機管理課
	第2配備 (警戒体制)	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するための情報収集連絡配備で、災害対策本部の設置に備えることができる体制	第1配備のほか、住民課、建設課、各課連絡責任者、町長が指名した関係各課において必要と認められる人員
災害対策本部設置	第3配備 (非常体制)	大規模な災害発生が予想され、また町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な災害が発生したときの配備体制	第2配備のほか、総務課、保健福祉課、町長が指名した関係各課においてさらに必要と認められる人員
	第4配備 (緊急非常体制)	大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあり、第3配備で対応できないと認められるときの配備体制	職員全員

### 2 動員計画

本部長は1の配備基準にしたがって、動員を発令する。  
災害対策本部における動員計画は、次のとおりである。

#### (1) 動員計画一覧表

課	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	連絡責任者
危機管理課	○	○	○	↑ 全職員 ↓	危機管理課長
総務課			○		総務課長
企画課					企画課長
議会事務局					議会事務局長
出納室					会計管理者
税務課					税務課長
住民課		○	○		住民課長
保健福祉課			○		保健福祉課長
建設課		○	○		建設課長
産業課					産業課長
環境水道課					環境水道課長
教育委員会					教育次長

(2) 連絡責任者の任命及び責務

ア 責任者の決定

各課ごとに業務連絡の責任者を定める。

イ 責任者の責務

連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示などの発受に関する連絡などとする。

ウ 変更の生じた場合

連絡責任者に変更の生じた場合は、遅滞なくその旨を危機管理課長まで届け出る。

(3) 動員の伝達方法

非常配備の職員などへの伝達は、次の体制により行う。

ア 勤務時間内における伝達

(ア) 非常配備の決定

町は、気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、危機管理課長は、本部長の指示により第2配備（警戒体制）を決定し、各課連絡責任者に伝達するとともに庁内放送等により徹底する。

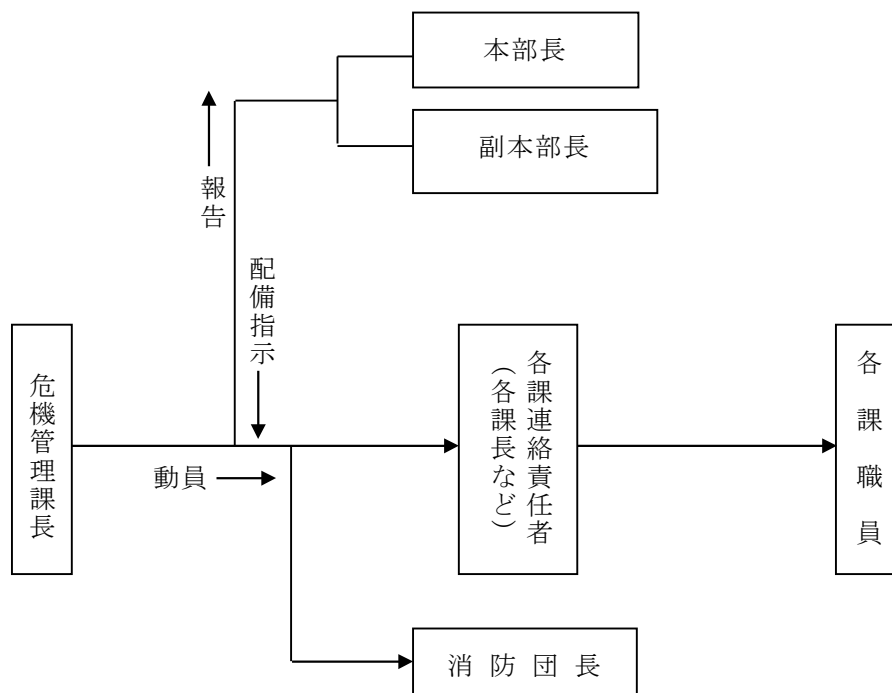
(イ) 事務又は業務への従事

各課連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させる。

(ウ) 消防団長への伝達

危機管理課長は、消防団長に配備体制を伝達する。

■ 勤務時間内における伝達系統



イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(ア) 危機管理課長への伝達

宿直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想される時は、直ちに危機管理課長に連絡する。危機管理課長は、宿直員から連絡を受けた場合は、本部長、副本部長に報告し、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。

(イ) 消防団長への伝達

危機管理課長は、消防団長に配備体制を伝達する。

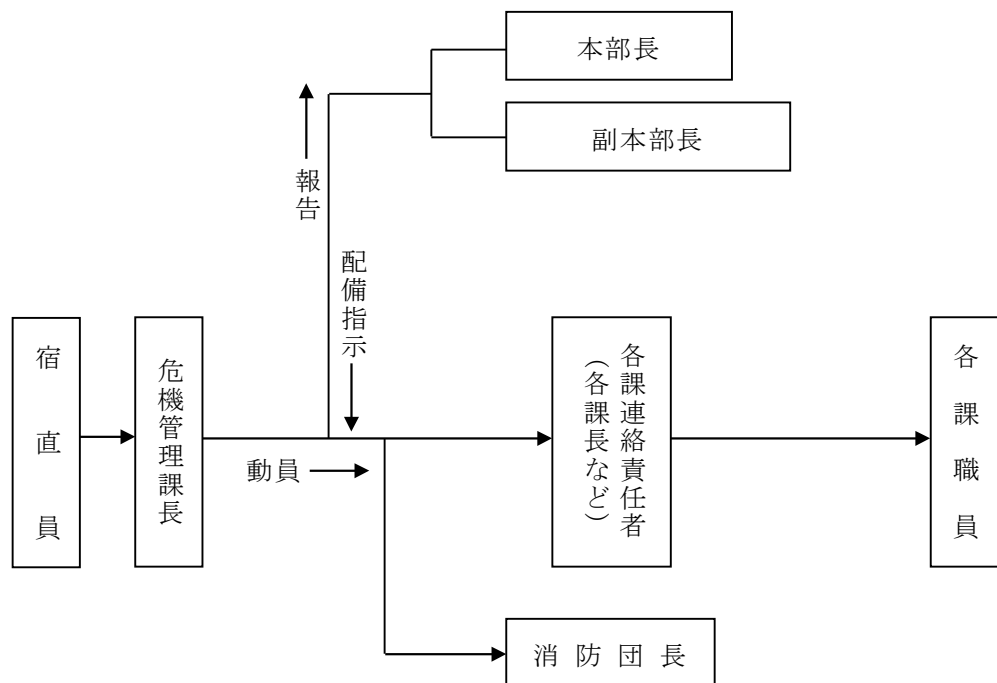
(ウ) 職員の登庁

連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(エ) 職員の待機

職員は、常に気象情報などに注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がける。

■ 勤務時間外、休日における伝達系統



(4) 非常時の参集場所及び初動体制について

勤務時間外に災害発生 の報を受信した場合、又は災害を覚知した場合の登庁及び初動については、本部長、副本部長及び本部員が本庁舎に参集し、災害応急対策の実施を図る。

## 第3節 災害対策本部

### 1 計画の方針

町は、災害の状況に応じて、災害対策本部を設置し、災害応急活動に当たる。町が設置する災害対策本部について、必要な事項を定める。

### 2 災害対策本部の設置

- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するとともに、所属の部を指揮監督する。
- (4) 本部長の代行  
町長が不在、又は連絡不能の場合には、副町長が、次に教育長が代行する。
- (5) 災害対策本部の設置及び解散の決定者  
災害対策本部の設置及び解散は、本部長が決定する。
- (6) 災害対策本部設置の決定  
災害対策本部は、災害対策基本法及び越知町災害対策本部条例（昭和38年条例第25号）の規定に基づき、町域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときに設置し、防災の推進を図る。  
なお、水防指令第4号が発令された場合においても同様とする。  
また、災害対策本部を設置するに至らない災害では、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たる。  
このため、町は災害対策本部の円滑な設置・運営を図るための体制を整備する。  
設置は原則として、危機管理課防災担当及び関係所管の収集した気象予警報、被害情報などに基づき、町長が状況判断をし、決定する。
- (7) 災害対策本部設置の設置場所  
越知町役場内に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能の場合は、越知町民会館に代替場所を定め、職員、防災関係機関、住民に対して周知を図る。
- (8) 具体的な設置の基準
  - ア 災害が広範囲な地域にわたり発生するおそれがあると認めるとき。
  - イ 町域内に暴風、大雨、洪水警報が発表され、その必要があると認めるとき。
  - ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。
  - エ その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。
- (9) 災害対策本部の解散  
災害対策本部は、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと認められたとき解散する。

(10) 本部の設置及び解散の公表

町は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線その他の確迅速な方法で周知する。

公表先	方法	担当
県知事 佐川警察署 防災会議構成機関 隣接市町村 町の関係機関 高吾北消防本部(署)	高知県総合防災情報システム、防災行政無線、電話 高知県総合防災情報システム、電話 高知県総合防災情報システム、防災行政無線、電話 高知県総合防災情報システム、防災行政無線、電話 高知県総合防災情報システム、電話 高知県総合防災情報システム、防災行政無線、電話、 消防無線	危機管理課
消防団 住民	防災行政無線(固定、戸別)、消防無線・電話 防災行政無線(固定、戸別)・電話	

(11) 設置、組織、運営及び所掌事務など

災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「越知町災害対策本部条例」で定めるところによる。

(12) 水防団との関係

災害対策本部が開設された場合において、水防本部が設置されているときは、水防本部は、災害対策本部に吸収する。

(13) 現地災害対策本部の設置

本部長は、交通、通信途絶のおそれのある場合、又は災害が一定地区に限られているときは、応急対策の実施が速やかに、かつ、的確に行われるよう現地災害対策本部を設置する。

また、現地災害対策本部長並びに要員は、本部長が指名する。

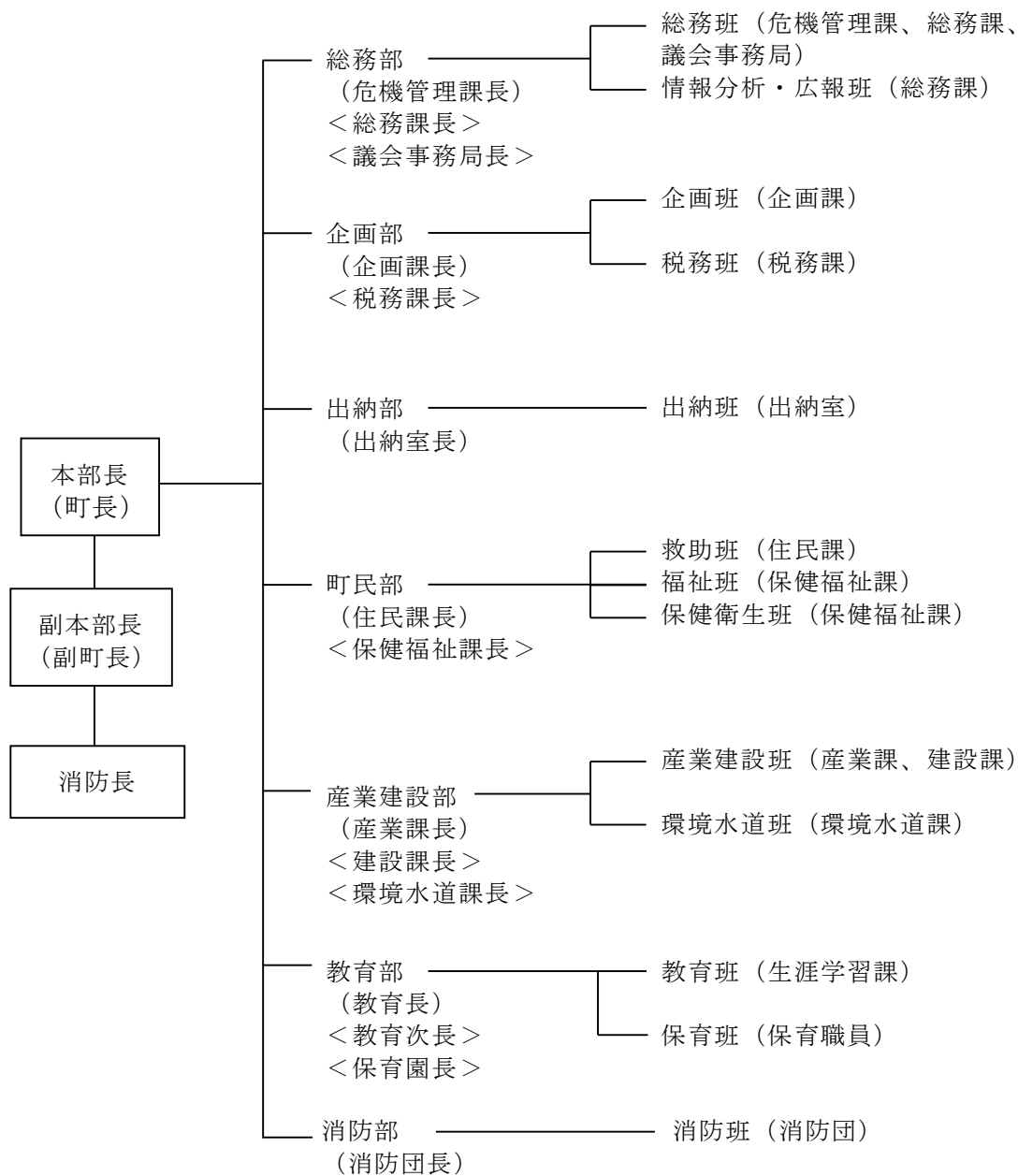
(14) 地区連絡員

本部長は、必要に応じ本庁所在地(越知街区)以外に住居を有する職員をその地区の連絡員として指命する。

ただし、職員が不在の地区又は職員の派遣が困難な場合は、消防分団長若しくは区長などに連絡員を委任する。

地区連絡員の所掌事項
1 地区内災害対策全般に関すること 2 地区内の災害対策の指導、連絡調整に関すること 3 本部に対する職員の派遣に関すること 4 災害予報及び被害情報に関すること 5 被災者の救護に関すること 6 被害状況調査集計に関すること 7 その他本部が行う災害対策の協力に関すること

### 3 越知町災害対策本部組織



#### 4 本部の分掌事務

本部は、次の分掌事務により災害対策の実施にあたる。

部	(部長) <副部長>	班	分掌事務
総務部 (危機管理課長) <総務課長> <議会事務局長>		総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び配備に関すること</li> <li>2 各部、各班との連絡調整に関すること</li> <li>3 自衛隊の災害派遣要請に関すること</li> <li>4 県及び他機関に対する連絡、応援要請に関すること</li> <li>5 防災会議、関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>6 公安対策及び警察との連絡に関すること</li> <li>7 消防団との協調連絡に関すること</li> <li>8 職員の給食に関すること</li> <li>9 緊急資材、用品の調達及び貸借に関すること</li> <li>10 防災行政無線に関すること</li> <li>11 車両などの調整に関すること</li> <li>12 災害の予算編成に関すること</li> <li>13 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること</li> <li>14 災害復旧活動の計画推進に関すること</li> <li>15 その他災害対策全般に関すること</li> </ol>
		情報分析 ・広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集・分析・伝達に関すること</li> <li>2 気象情報の受領・伝達に関すること</li> <li>3 報道機関との連絡に関すること</li> <li>4 被害状況の把握に関すること</li> <li>5 町営住宅、公有財産の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>6 河川水路などの水位状況の調査に関すること</li> <li>7 災害に関する各種情報の広報に関すること</li> </ol>
企画部 (企画課長) <税務課長>		企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の写真撮影、記録に関すること</li> <li>2 被害報告の取りまとめ及び記録に関すること</li> <li>3 他班の応援に関すること</li> <li>4 商工、観光施設の被害調査に関すること</li> <li>5 商工、観光施設の応急対策に関すること</li> </ol>
		税務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に伴う税金減免に関すること</li> <li>2 救助物資の調達配分計画に関すること</li> <li>3 他班の応援に関すること</li> <li>4 り災証明に関すること</li> <li>5 り災者名簿の作成に関すること</li> <li>6 建築物の被害調査に関すること</li> </ol>
出納部 (出納室長)		出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係経費の収支に関すること</li> <li>2 義援金の受領に関すること</li> <li>3 緊急資材用品などの出納に関すること</li> <li>4 他班の応援に関すること</li> </ol>
町民部 (住民課長) <保健福祉課長>		救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関すること</li> <li>2 関係諸機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 指定避難所の設置及び管理運営に関すること</li> <li>4 災害救助法の適用に関すること</li> <li>5 応急救助に関すること</li> <li>6 奉仕協力者の受入れ、配置に関すること</li> <li>7 避難者及び被災者の収容に関すること</li> </ol>
		福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉関係施設の保全及び応急対策に関すること</li> <li>2 要配慮者の保護に関すること</li> <li>3 被災者に対する生活保護法の適用に関すること</li> <li>4 日赤、県保健医療調整本部との連絡調整に関すること</li> <li>5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること</li> <li>6 被災者に対する各種の資金の融資あっせんに関すること</li> <li>7 義援金品の受付、保管及び配布に関すること</li> </ol>

部 (部長) <副部長>	班	分掌事務
町民部 (住民課長) <保健福祉課長>	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の災害対策に関する事</li> <li>2 医療施設の被害調査に関する事</li> <li>3 医師との連絡調整に関する事</li> <li>4 保健所との連絡調整に関する事</li> <li>5 災害時の医療助産に関する事</li> <li>6 救護所の設置運営に関する事</li> <li>7 救出者の搬送並びに救護に関する事</li> <li>8 医薬品、その他衛生資材の確保に関する事</li> <li>9 遺体収容所の開設に関する事</li> <li>10 り災による身元不明死者の収容並びに埋火葬に関する事</li> <li>11 防疫に関する事</li> </ol>
産業建設部 (産業課長) <建設課長> <環境水道課長>	産業建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業関係の被害調査に関する事</li> <li>2 農林業関係の応急対策に関する事</li> <li>3 農林業関係に係り災証明に関する事</li> <li>4 救助用食料のあっせんに関する事</li> <li>5 災害対策用物資資材の確保に関する事</li> <li>6 農協などとの連絡調整、協力要請に関する事</li> <li>7 部内の連絡調整に関する事</li> <li>8 公共土木施設などの被害調査に関する事</li> <li>9 公共土木施設などの災害対策に関する事</li> <li>10 建築物の災害対策、及び被害調査に関する事</li> <li>11 市街地の排水対策に関する事</li> <li>12 災害対策のための関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>13 災害対策用資材の確保に関する事</li> <li>14 応急仮設住宅に関する事</li> <li>15 障害物の除去、交通規制など、応急交通対策に関する事</li> <li>16 土砂災害などの危険箇所の監視と状況把握に関する事</li> <li>17 水防活動に関する事</li> <li>18 炊き出し、その他食料品の配給に関する事</li> </ol>
	環境水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の保全及び応急対策に関する事</li> <li>2 水道施設の被害調査に関する事</li> <li>3 節水・断水・給水の広報に関する事</li> <li>4 工事指定業者との連絡調整に関する事</li> <li>5 り災者に対する飲料水の供給に関する事</li> <li>6 水道応急復旧資材の調達確保に関する事</li> <li>7 下水道施設に関する事</li> <li>8 ごみ、し尿などの非常処理に関する事</li> <li>9 防疫に関する事</li> </ol>
教育部 (教育長) <教育次長> <保育園長>	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育関係施設及び設備の被害調査に関する事</li> <li>2 教育関係施設及び設備の災害対策に関する事</li> <li>3 園児、児童、生徒の避難及び応急教育対策に関する事</li> <li>4 災害対策のための教員確保に関する事</li> <li>5 災害時における学校給食に関する事</li> <li>6 非常炊き出しに伴う給食施設の管理に関する事</li> <li>7 り災園児、児童、生徒に対する学用品などの供給、あっせんに関する事</li> <li>8 避難収容施設の供与及び管理に関する事</li> <li>9 災害対策に協力する学校生徒の配置計画に関する事</li> <li>10 災害対策に協力する教育関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>11 文化財の保護及び災害対策に関する事</li> <li>12 教育関係義援金品の受入配分に関する事</li> </ol>
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園関係の災害対策に関する事</li> <li>2 保育園関係の被害調査に関する事</li> <li>3 被災園児の救護に関する事</li> <li>4 災害対策に協力する保護者会などとの連絡調整に関する事</li> <li>5 臨時保育所の開設に関する事</li> <li>6 他班の応援に関する事</li> </ol>
消防部 (消防団長)	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防、消防活動に関する事</li> <li>2 水防に対する巡視警戒に関する事</li> <li>3 避難誘導に関する事</li> <li>4 行方不明者並びに遺体捜索及び収容に関する事</li> <li>5 その他災害予防、防衛に関する事</li> </ol>



## 5 配備要員の初動の確保

- (1) 一斉参集システムなどによる招集
- (2) 勤務時間外における連絡体制の整備  
夜間、休日などの勤務時間外における連絡体制を整備する。
- (3) 勤務時間外の登庁  
夜間、休日などの勤務時間外においてテレビ、ラジオなどにより、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、直ちに登庁する。
- (4) 勤務場所への参集が困難な場合  
甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、参集可能な最寄りの出先機関に参集する。

## 6 町及び防災組織の体制整備

- (1) 町の体制  
町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。  
災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

### ア 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、的確に対応することが重要である。そのため、職員個々に対し、防災研修などの各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

### イ 初動体制の充実

初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割などを考慮した初動体制の確立を目指す。

- (2) 防災関係機関  
相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努める。  
ライフライン事業者については、必要に応じて県災害対策本部内の調整所と連携し、応急対策に関し応援体制をとるように求める。  
災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

## 7 町及び県の業務継続性の確保

町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた、越知町業務継続計画（平成 29 年度作成）を基に、業務継続性の確保を図る。

## 第4節 情報の収集・伝達体制

### 第1 計画の方針

災害情報の収集、被害状況などの報告、その他予報・警報の伝達など、災害応急対策の実施に必要な通知、要請などの通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請などについて定める。

### 第2 町の通信施設

#### 1 町の通信施設の現状

町において通信可能な施設は、次のとおりである。

##### (1) 県防災行政無線

県内の防災関係機関を結ぶもので、有線通信途絶時の県との連絡用に使用する。町においては、総務課に設置されている。

##### (2) 町防災行政無線

町における町防災行政無線の設置状況は、次のとおりである。

#### ■ 防災行政無線整備状況

平成31年4月1日現在

同報無線(デジタル)				移動無線(アナログ)				
親局	中継局	子局		基地局	中継局	移動局		
		屋外	戸別			車載型	可搬型	携帯型
1	6	72	573	1	—	—	—	10

### 第3 連絡体制の整備

#### 1 連絡体制の明確化

防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。

#### 2 情報発信の窓口の一本化

防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。

#### 3 体制の整備

夜間、休日(勤務時間外)においても対応できる体制を整備する。

### 第4 県による体制整備

#### 1 情報ネットワークの整備

災害発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えることを最優先とし、情報ネットワークの整備を図る。

## 2 初動配備の伝達

災害発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備する。

## 3 防災関係機関との情報の共有化

「高知県防災行政無線システム及び高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有化を図る。

## 4 機動的な情報収集手段の整備

- (1) 高知県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる情報収集
- (2) 衛星通信車両による情報収集

## 第5 町の体制整備

災害時における各関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

また、災害時において、各防災機関との通信連絡を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備などの有線電話及び防災無線設備など、通信手段の整備を行うとともに、通信の運用を円滑に行うための通信体制を整備する。

- 1 高知県防災行政無線システムの適切な管理運営
- 2 町の防災行政無線の整備充実
- 3 独自の防災情報システムの整備充実
- 4 消防無線の整備充実
- 5 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実

## 第6 通信の確保

### 1 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため、次の対策を推進する。

- (1) 停電対策
- (2) 情報通信施設の危険の分散
- (3) 通信路の多ルート化
- (4) 無線を活用したバックアップ対策
- (5) 無線のデジタル化

### 2 非常通信の確保

町及び県などは、高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進する。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 有線・無線通信システムの一体的運用

### 3 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

- (1) ネットワークの整備など
  - ア 無線ネットワークの整備・拡充
  - イ 相互接続などによるネットワーク間の連携
- (2) 災害に強い伝送路の構築  
伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化  
(有線系、無線系、地上系、衛星系)
- (3) 無線設備の定期的な総点検
- (4) 防災関係機関が連携した実践的通信訓練
  - ア 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟
  - イ 通信機能とその途絶を想定した通信統制や重要な通信の確保
- (5) 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
- (6) 災害に有効な通信手段
  - ア 携帯電話、業務用移動通信などによる移動通信系の活用体制の整備
  - イ NTTの災害時優先電話の活用

### 4 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行う。この場合において、自己の専用通信設備又は加入電話が通信不能又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができる。そのため、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮する。

- (1) 電話及び電報施設の利用  
災害時における非常通信のため、加入電話の災害時優先電話（発信専用）の取扱いについて、西日本電信電話（株）と協議し、災害時優先電話の承認を受けておく。
- (2) 他の機関による通信設備の利用  
災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業などを行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができる。平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容などについて具体的に協定する。

	機 関 名
1	高吾北消防本部（署）
2	佐川警察署
3	越知駐在所

- (3) 非常通信の利用  
災害その他諸種の事由により、有線通信及び防災行政無線の利用が困難な場合には「高知県非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用する。

ア 非常通信により通信することのできる内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山などの観測資料
- (エ) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際して事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者の救援に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害における状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬用具の確保その他緊急措置に関するもの
- (ク) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送などに関するもの
- (シ) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

イ 非常通信の依頼手続

- (ア) 表記  
電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く。
- (イ) 文字数  
通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (ウ) あて先  
あて先は、住所、氏名及びわかる場合は電話番号をはっきり記載する。
- (エ) 発信人名  
なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (オ) 余白への記載  
用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。

5 放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法の規定に基づき、緊急かつ通信のため特別の必要があるとき、知事を通じて放送機関に対し放送を行うことを求める。

## 第7 住民への情報提供

町は、報道関係者及び住民に対し被害状況等の災害情報を迅速かつ的確に周知する。

### 1 インターネット

インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。

### 2 放送事業者

放送事業者による被災者などへの的確な情報伝達を図る。

#### (1) 体制の整備

災害時における放送要請について体制を整備する。

#### (2) 情報の整理

放送事業者を通じ被災者などに提供すべき情報を整理する。

### 3 問い合わせ対策

住民からの問い合わせなどに対する広聴体制を整備する。

## 第2章 災害時応急活動

### 第1節 趣旨

町は災害応急活動に向け、本計画はもとより、各種のマニュアルを整備するほか、各種関連機関との応援協定などを締結し、迅速かつ効率的な災害応急活動を展開し、住民の安全と財産の保全に努める。

### 第2節 活動体制の確立

#### 第1 計画の方針

町は、災害が発生する可能性を含めて、危険な状況にあると判断される場合には、被災の有無を問わず、あらかじめ職員参集体制を制定し、これに基づく活動体制を確立する。

#### 第2 初動体制の確立

町は災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、あらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

また、効果的な応急活動を実施するため、関係機関との迅速な初動体制の確立を図る。

- 1 配備基準に基づいた職員の招集
- 2 マニュアルなどに基づいた初動対応の実施
- 3 災害対策本部設置基準などに基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 4 被害状況などの情報の関係機関相互による共有化

#### 第3 町の初動活動体制

町は、本計画 第3編 第1章 第2節に定める「配備基準」により配備体制をとる。

#### 第4 活動体制の拡大

##### 1 活動体制の拡大

町は県などの防災関係機関との連携により、被害の規模が拡大するなどの情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

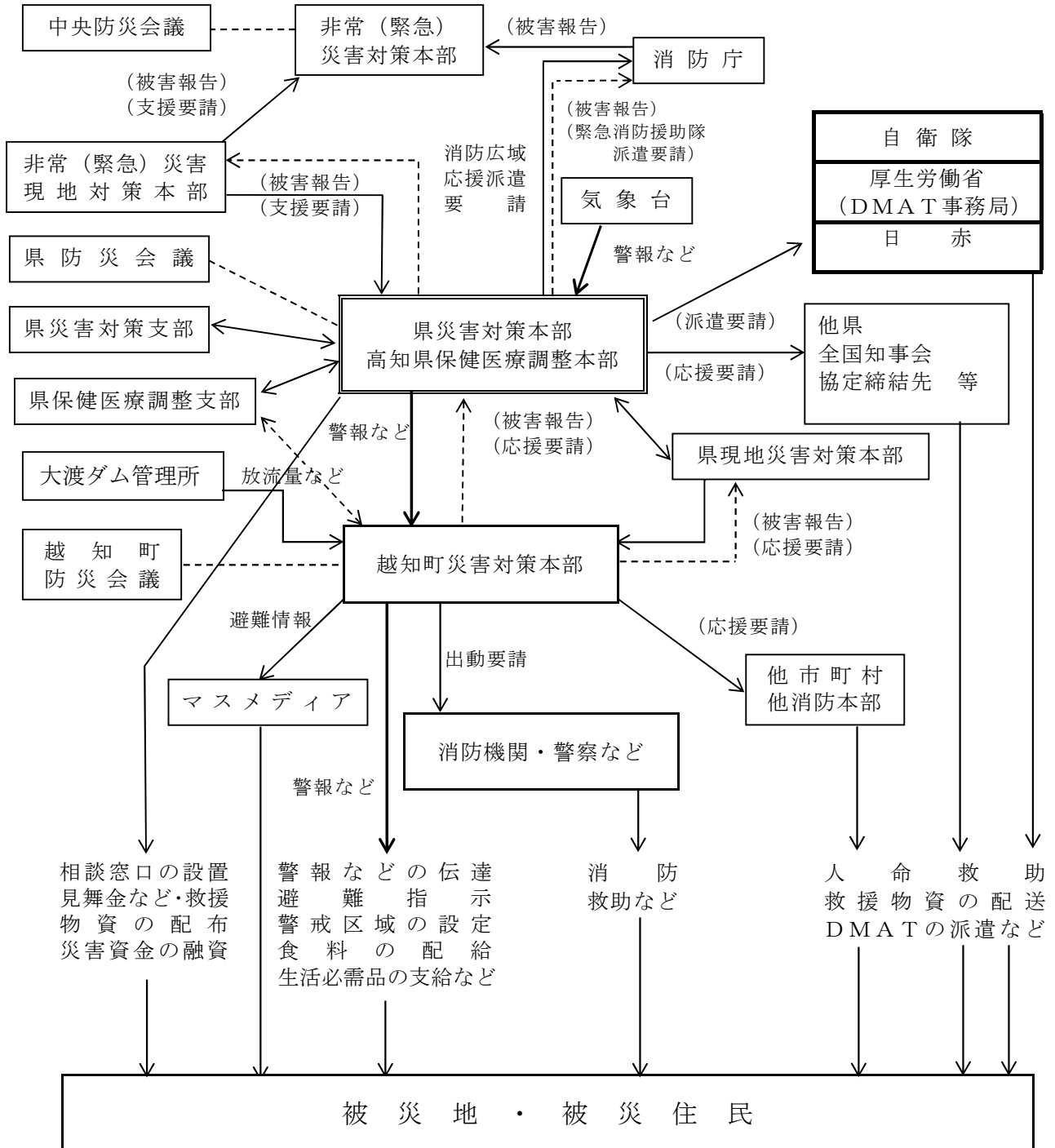
##### 2 災害対策本部の設置

- (1) 町は大規模な災害が発生するおそれがあるなどの場合、災害対策本部を設置して応急対策を実施

ア 町災害対策本部が被害を受けることも想定されることから、代替施設を事前指定

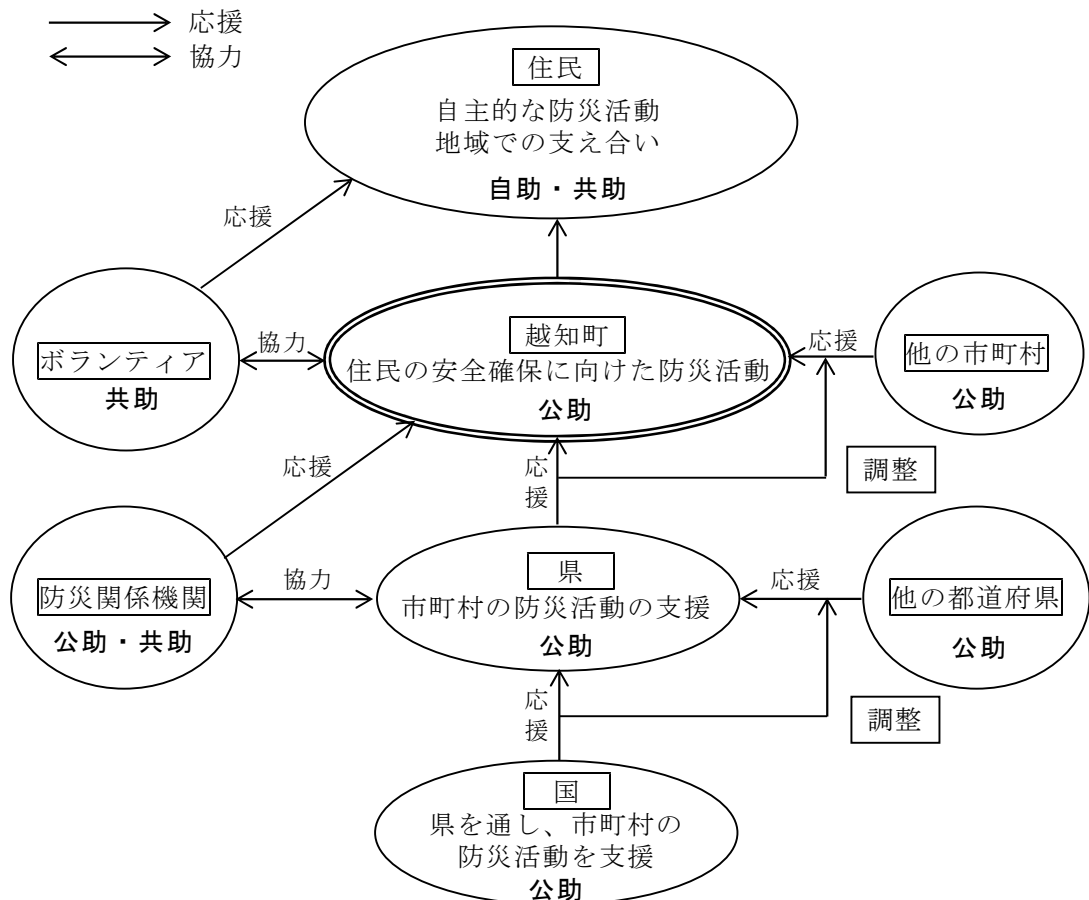
- イ 町災害対策本部長である町長の不在時などを想定し、副町長を代理人に指定
- (2) 水防団は、災害対策本部の一部として活動
- (3) 町は県保健医療調整本部及び支部が設置された場合に、これらと連絡を密にし、医療救護を実施

■ 災害時における町と関係機関の活動連携体制





■ 防災関係機関の活動体制



### 第3節 気象予警報などの伝達

#### 1 計画の方針

町は、町内で災害が発生又は発生するおそれのある場合、関係機関及び住民に気象注意報及び警報など災害関係情報を迅速かつ的確に伝達、周知し、被害の軽減及び防止を図る。

高知地方気象台その他関係機関が発する予報などは、町が情報を受領し、内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ職員への伝達を行う。

気象通報は、高知県からの一斉通報により消防本部（署）においても受領し、必要に応じて防災無線及び関係機関を通じて住民に配信する。

指定避難所などの情報収集は、防災行政無線及び特設公衆電話などにより行う。

#### 2 実施責任者

実施責任者は町、県、関係各機関とする。

#### 3 気象予警報など

##### (1) 気象予警報などの発表

高知地方気象台は、大雨や強風などの気象現象などにより、災害が発生するおそれがある場合に、気象予警報などを発表して注意を喚起し、警戒を促す。また、町、県、

住民等に災害発生の危険性が的確に伝わるよう、5段階の警戒レベル（相当情報）により防災情報を提供するとともに、過去の類似の風水害や記録的な大雨となっていることを示すなど、伝達内容の工夫に努め、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 予警報などの種類と発表基準

ア 注意報

町内において、災害が発生するおそれがある場合に発表される。

イ 警報

町内のいずれかの地域において、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表される。

エ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報などがある。

■ 高知県中部高吾北地域気象予警報発表基準

種 類	発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報 風雪により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○平均風速が 12m/s 以上と予想され、雪を伴う場合
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○平均風速が 12m/s 以上と予想される場合
	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○表面雨量指数基準：9 ○土壌雨量指数基準：172 以上と予想される場合
	洪水注意報 大雨により洪水が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○複合基準：仁淀川流域＝（7, 36.5） ○流域雨量指数基準：仁淀川流域＝45.6、大桐川流域＝19.3、南の川流域＝6 以上と予想される場合

種 類	発 表 基 準
気 象 注 意 報	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが5mm以上と予想される場合
	濃霧注意報 濃霧により交通機関などに著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 視程：100m 以下と予想される場合
	雷注意報 落雷などにより被害が予想される場合
	乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合 最小湿度40%で実効湿度60% 以下になると予想される場合
	なだれ注意報 積雪の深さが50cm以上あり次のいずれかが予想される場合 1 降雪の深さが20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨
	着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線などの被害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温-2℃～2℃
	霜注意報 降霜により農作物に著しい災害が起こるおそれが予想され、具体的には次の条件に該当する場合 3月20日以降の晩霜
	低温注意報 低温により農作物などに著しい災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 気温が高知において-4℃以下になると予想される場合
気 象 警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○平均風速が20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報 暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○平均風速が20m/s 以上と予想され、雪を伴う場合
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○(浸水害) 表面雨量指数基準：18 ○(土砂災害) 土壌雨量指数基準：239 以上と予想される場合
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 12時間降雪の深さが10cm以上と予想される場合

種 類		発 表 基 準
気象警報	洪水警報	洪水により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○複合基準：仁淀川流域＝（15, 67.1） ○流域雨量指数基準：仁淀川流域＝74.6、大桐川流域＝24.2、南の川流域＝7.6
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：120mm

※ 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかの量を示す指数。

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害リスクの高まりを示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※ 複合指数：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※ 気温は高知地方気象台の値。

※ この基準は令和元年11月14日現在のものである。

#### ■ 特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
高波		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

#### (3) 予警報などの地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられた場合には、市町村ごとに、その地区を指定して注意報・警報を発表する。

#### (4) 土砂災害警戒情報

##### ア 高知地方気象台

高知地方気象台は高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

イ 本町における措置

危機管理課長は、前記の予報などを受領し、必要と認める場合は速やかに町長、副町長、及び消防団長に報告するとともに関係各課に伝達する。

危機管理課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、職員などへ伝達する。

#### 4 気象予警報などの伝達

(1) 住民への伝達

町は、防災計画に基づき、防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール）、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して予警報などを伝達する。

また、自主防災組織などの住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

(2) 部内伝達方法

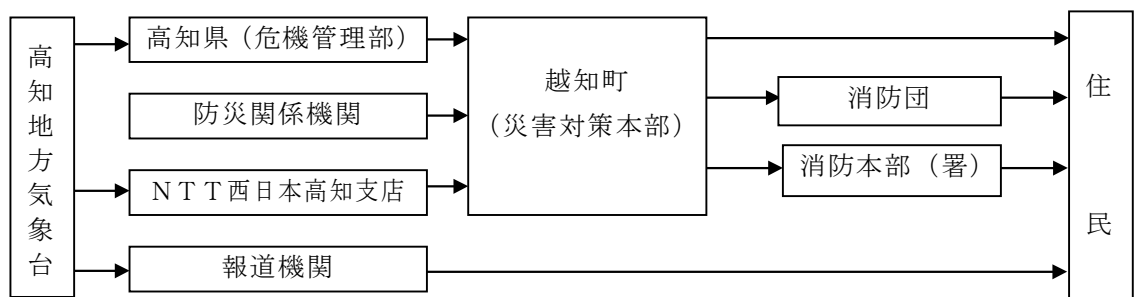
ア 高知地方気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、危機管理課（夜間、休日など勤務時間外で同課員不在のときは当直員）が受領

イ 危機管理課は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達

ウ 夜間、休日など勤務時間外における伝達は、当直員が危機管理課長に通知

(3) 気象予警報の通報系統

高知地方気象台から発表された気象予警報などの通報系統は以下のとおりとする。



#### 5 気象説明会

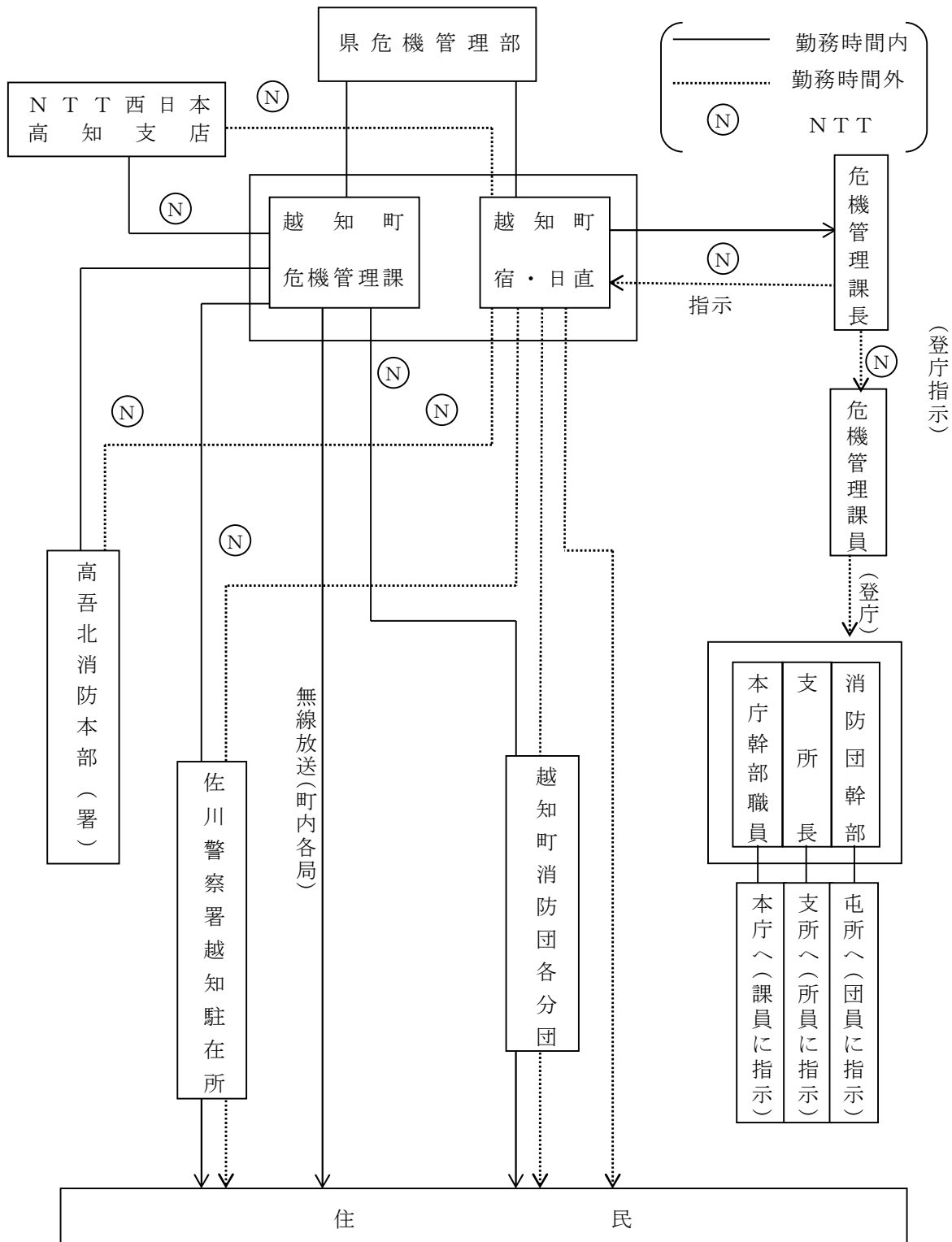
高知地方気象台は、大雨などにより災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。町は、その情報を受け、対応措置をとる。

#### 6 河川水位・雨量などの収集分析

集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象台の情報のほか独自に得られる情報の収集分析が重要であるため、次の事項の情報を収集する。

- (1) 高知県総合防災情報システムの活用などによる情報
- (2) 消防本部（署）において収集、分析している情報
- (3) 国土交通省からの監視カメラ画像及びインターネットによる情報
- (4) 巡視による情報

■ 伝達系統図



## 第4節 情報の収集・伝達

### 1 計画の方針

災害応急対策実施のため必要な被害状況などの報告については、本計画の定めるところにより行うものとする。

本部が設置されない場合における被害報告についても、本計画に準じて行うものとする。

### 2 実施責任者

実施責任者は、町、県、各関係機関とする。

### 3 町の情報収集・伝達活動

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集について、原則として町災害対策本部に組織された各部・班が行い、危機管理課において取りまとめの上、防災行政無線システムなどにより、県などの関係機関へ報告する。

必要な情報及び情報収集機関については下記のとおりとする。

なお、勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視も実施する。

#### (1) 町による被害状況の調査

調査項目	担当課
人的被害	住民課
住家被害	建設課・税務課
公共建物被害	総務課
文教施設被害	教育委員会
農林・畜産及び農林業施設被害	産業課・建設課
公共土木施設被害	建設課
水道被害	環境水道課
商工関係被害	産業課
医療施設被害	保健福祉課
福祉施設被害	保健福祉課
火災被害	総務課

#### (2) 消防機関からの報告

#### (3) 警察署からの情報入手

#### (4) 自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手

#### (5) 防災関係機関からの情報入手

#### 4 被害状況の報告

町長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の調査は、県の防災計画に示されている様式に準拠  
※ 様式は資料編 資料9「災害被害情報報告」に掲載
- (2) 町は、通信途絶などにより県に連絡ができない場合には、消防庁に直接報告
- (3) 報告の要領と区分は県と同じ

##### ア 緊急報告

町は、人身・家屋などに被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、並びに避難などの応急対策を実施したときは、直ちに「第5 必要な情報の種類」に挙げた事項について県に報告する。

##### イ 中間報告及び確定報告

町は災害の拡大に伴って被害の状況を調査し、その都度県に報告するとともに、被害が確定したときは、遅滞なく確定報告を実施する。

#### 5 必要な情報の種類

- (1) 災害の概況
  - ア 発生場所
  - イ 発生日時
  - ウ 災害種別
- (2) 被害の状況
  - ア 人的被害、住居被害など
  - イ ライフラインの被害状況
- (3) 応急対策の状況
  - ア 応援の必要性
  - イ 災害対策本部の設置及び解散
  - ウ 消防、水防、救急救助など消防機関の活動状況
  - エ 避難の指示の状況
  - オ 指定避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
  - カ 実施した応急対策
- (4) その他必要な事項

#### 6 報告の区分

- (1) 即報  
町は、報告すべき災害などを覚知したときは、災害発生後30分以内に第一報を県に報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。
- (2) 確定報告  
町は、応急対策を終了した後20日以内に県へ報告する。



## 7 報告の取扱い

### (1) 被害状況などの報告

町は、被害状況などの報告は次の取扱要領などに基づいて行い、2つの報告は一体的に取扱う。

ア 災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）

イ 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

### (2) 報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本町における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、災害に発展するおそれのあるもの

カ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

キ 被害状況などの報告及び取りまとめ担当課は、本節3の(1)と同じ

## 8 防災関係機関の情報収集・伝達活動

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。

## 9 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告する。また町長は、必要に応じ高知地方气象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

### (1) 水害（河川、ため池など）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、溢水など

### (2) 土砂災害・山地災害

ア 山鳴り

イ 降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在

ウ 地面のひびわれ

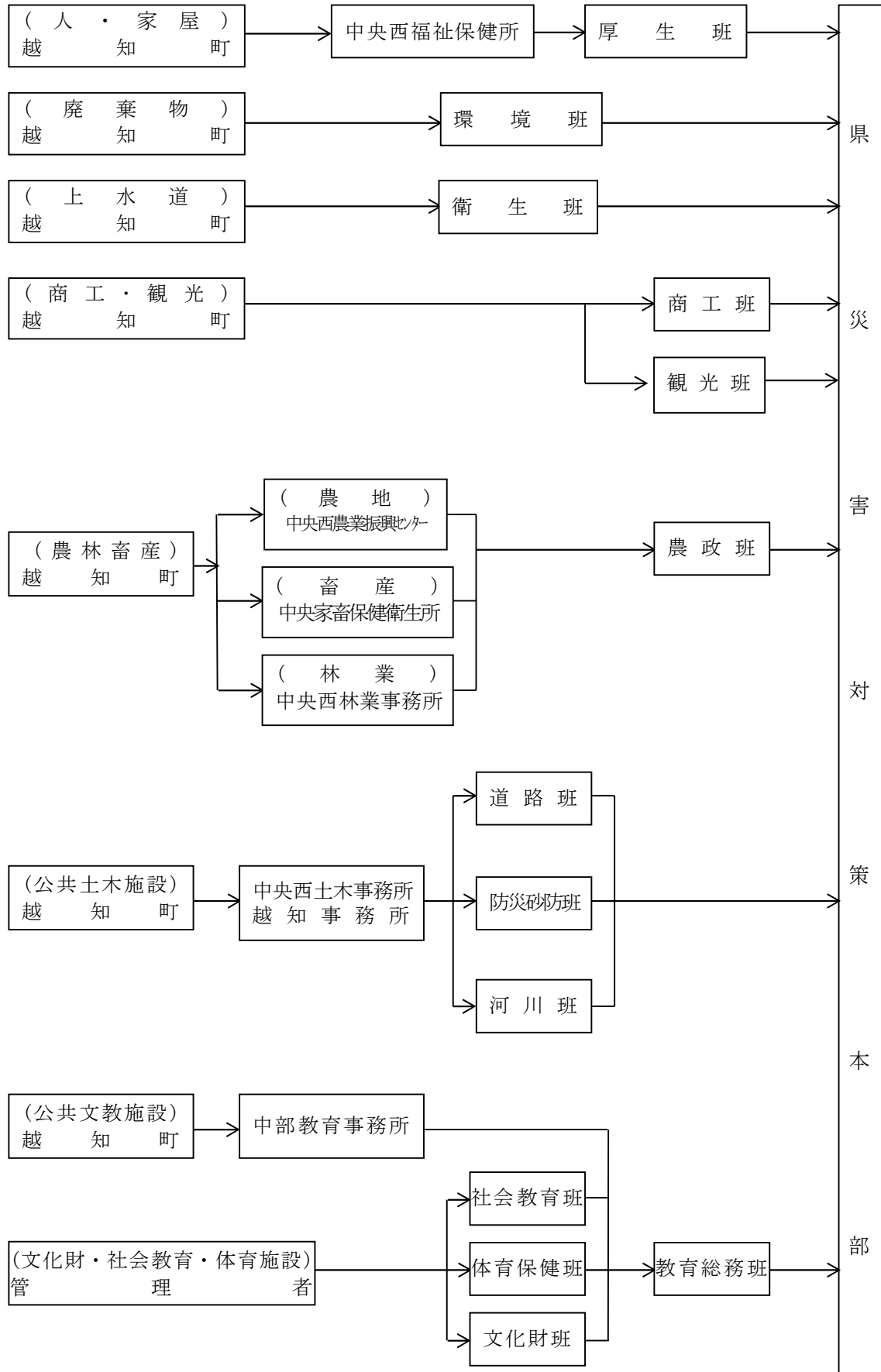
エ 沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化

オ がけの亀裂、小石の落下など

### (3) 異常気象現象

ア 竜巻など異常な気象現象など

■ 県への中間・確定報告の経路



## 第5節 通信連絡

### 1 計画の方針

災害発生後、通信施設を管理するもの（西日本電信電話（株））は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。また、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

### 2 実施責任者

実施責任者は町、西日本電信電話（株）、各関係機関とする。

### 3 機能の確認と応急復旧

- (1) 町、県などの防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設を復旧
- (2) 西日本電信電話（株）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧

### 4 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線通信が可能なとき  
電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。
  - ア 高知県防災行政無線回線を優先使用
  - イ 災害時優先電話を利用
  - ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定
- (2) 自機関の電話が利用できないとき  
他機関の専用電話を利用
- (3) 有線通信が途絶し利用できないとき
  - ア 他機関などの有する無線通信施設を利用
  - イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

## 第6節 応援要請

### 第1 計画の方針

町は、大規模災害の発生に際して、自らの能力で対応できない場合には、災害対策基本法などにに基づき、関係機関などに速やかに応援の要請を実施する。

災害応急対策及び災害復旧のため、技術を有する職員などを必要とする場合の派遣要請、又は派遣のあつせんを行う際の要件について以下に定める。

### 第2 実施責任者

実施責任者は町とする。

### 第3 他機関への応援要請

#### 1 他の市町村長などに対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要がある場合において、他の市町村などの応援を受けようとするときは、災害対策基本法に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、無線又は電話で連絡し、後に文書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数
- (4) 応援を必要とする場所及び期間
- (5) その他職員の応援について必要な事項

#### 2 県に対する応援の要請

町長は災害対策基本法により知事に対して応援を要請することができる。その際、災害対策基本法に基づく事項を明らかにし、無線又は電話で連絡し、後に文書を送付する。

#### 3 消防機関への応援要請

- (1) 消防組織法に基づく要請  
消防組織法に基づき他の消防機関へ要請する。
- (2) 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請  
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱により要請する。

#### 4 警察への応援要請

- (1) 広域緊急援助隊の要請  
公安委員会が警察法に基づき警察庁に要請する。
- (2) 他の都道府県警察への要請  
公安委員会が警察法に基づき都道府県警察に要請する。

#### 5 指定地方行政機関

町長は、災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- (1) 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により要請する。(災害対策基本法)
  - ア 派遣を要請する理由
  - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により要請する。(災害対策基本法)
- ア 派遣のあつせんを求める理由
  - イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
  - ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

## 6 高知県指定防災ヘリコプター支援協定による支援要請

町は、災害情報の収集、傷病者、物資などの緊急輸送に必要な生じた場合において、「高知県指定防災ヘリコプター支援協定」に基づき、高知県消防防災ヘリコプターへの支援を要請する。

## 7 自衛隊に対する援助要請

町長は大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、災害対策基本法の規定により自衛隊による援助を要請することができる。また、知事に対しこの要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、要請体制を整える。(詳細は、第3編 第3章「自衛隊の災害派遣」参照)

# 第7節 広報活動

## 1 計画の方針

町は、人身の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び住民に対し、被害状況その他の情報を迅速かつ的確に周知する。また住民の協力を得て、さらに被害の拡大防止を図るために、適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報について、高知県総合防災情報システムを中心として、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達する。

## 2 実施責任者

実施責任者は、町、各関係機関とする。

## 3 災害に関して広報する内容

災害広報に関する内容は以下の事項とする。

- (1) 災害対策本部の設置又は解散

- (2) 気象情報
- (3) 被害の状況
  - ア 人的被害
  - イ 家屋被害
  - ウ 火災被害
  - エ 浸水被害
  - オ 山・がけ崩れ被害
  - カ 河川
  - キ 橋梁
  - ク 道路など土木被害
  - ケ 公共施設被害など
  - コ 二次災害の危険性
- (4) 交通状況
  - ア 運行状況
  - イ 不通箇所
  - ウ 開通見込み状況など
- (5) 安否情報
  - ア 死亡者の情報
- (6) 応急対策情報
  - ア 応急対策の実施状況
- (7) 生活情報
  - ア 電気、電話、ガス、水道などの公益事業施設の状況及び復旧状況
  - イ 指定避難所情報
  - ウ 指定避難所（指定避難所名、経路、収容人員など）
  - エ 衣料、生活必需品の供給状況
- (8) 住宅情報
  - ア 仮設住宅
  - イ 住宅復興制度
- (9) 医療情報
  - ア 救護所の開設状況
  - イ 診療可能施設
  - ウ 心のケア相談
- (10) 福祉情報
  - ア 救援物資
  - イ 義援金
  - ウ 貸付制度

- (11) 交通関連情報
  - ア 道路規制
  - イ バス、船舶、航空機の状況
- (12) 環境情報
  - ア 防疫状況と注意事項
  - イ ごみ、し尿の状況及び除去見込み
- (13) ボランティア情報
  - ア ボランティア活動情報
- (14) その他
  - ア 融資制度
  - イ 各種支援制度
  - ウ 問い合わせ及び相談先に関する情報など

#### 4 災害報道

- (1) 報道関係に対するもの
  - 報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に諮った上、本部長、副本部長、危機管理課長、あるいは本部長から特に指名された者が発表する。
  - 放送要請は、原則として県を窓口にして、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により行う。
- (2) 提供する情報
  - 町、県、防災関係機関は放送事業者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、指定避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報の提供に努めるように留意する。
  - ア 災害資料
    - 必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関などに対しても積極的に協力するものとする。
  - イ 災害写真
    - 大規模又は特異な災害、若しくは長期間にわたって日常生活に影響する災害が発生した場合は、その災害に関する写真（ビデオ・写真など）を各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

#### 5 住民に対する広報

- 住民に対する広報は、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行などの状況）とその対策の実施状況、注意事項及び協力要請について、具体的にまとめる。
- 方法については、報道機関・広報車・防災無線・携帯電話・新聞掲載・住民組織・インターネットなどを活用して周知する。

## 6 避難住民に対する広報

前記第5に加えて、町は、災害情報、生活情報などについては、無線LANなどを利用し指定避難所へ伝達する。

## 7 総合的問い合わせ窓口の設置

町は、各機関と連携して、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を災害対策本部に設置する。

# 第8節 警戒活動

## 1 計画の方針

町は、県をはじめ各防災関係機関とともに、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

## 2 実施責任者

実施責任者は、町、県、各関係機関とする。

## 3 気象などの観測及び通報

県、四国地方整備局及び高知地方気象台と連携して、気象などの観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

### (1) 雨量

町は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ高知地方気象台及び四国地方整備局に連絡する。

### (2) 河川・ため池水位

ア 町長は、気象などの状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を、県及び関係するほかの市町村長へ通報

イ ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達したときは、後に通報水位を下回るまで、町長及び県に水位状況を通報

ウ 町長は、県が河川、ため池の水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じ、県から観測水位の通報を受領

### (3) ダムの流量観測

県管理ダムの流入量観測結果は、ダム操作規則にしたがって町及び関係機関に通知される。

## 4 土砂災害警戒活動

(1) 県と協力し、危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握

(2) 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定



## 5 水防活動

### (1) 水防活動

町長は水防団に準備又は出動の命令を出し、次の水防活動を行う。(第3編 第2章 第22節参照。)

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心にした巡回
- エ 異常を発見したときの水防作業と県への通報
- オ 水門などの遅滞のない操作及び水門などの管理者に対する閉鎖の応援

## 6 住民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは、町長、消防団長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及びに關係機関に通報する。

### ■ 町内の警戒が必要な河川

沿岸名	河川名	危険区域		特に危険な場所及び対策				
		左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される危険状況	水防法
仁淀川	仁淀川	左 右	37,000 37,000	左 右	9,300 9,300	筏津～横島	欠 溢 壊 水	土俵積
〃	坂折川	左 右	12,240 12,240	左 右	3,500 3,500	五味～ 仁淀川合流点	欠 壊	〃
〃	大溝川	左 右	1,700 1,700	左 右	1,700 1,700	遊行寺～ 仁淀川合流点	溢 水	〃
〃	上八川川	右	1,600	右	1,600	宮ヶ奈路～ 仁淀川合流点	〃	〃
〃	谷の内川	左 右	500 500	左 右	200 200	片岡～ 仁淀川合流点	欠 壊 溢 水	〃
〃	宮谷川	左 右	800 800	左 右	400 400	鎌井田	〃	〃
〃	久万目川	左 右	1,400 1,400	左 右	1,200 1,200	越知～ 仁淀川合流点	〃	〃
〃	梅の木川	左 右	400 400	左 右	400 400	越知～ 仁淀川合流点	〃	〃
〃	大樽谷川	左 右	2,200 2,200	左 右	800 800	山室～ 坂折川合流点	〃	〃
〃	佐之国川	左 右	450 450	左 右	450 450	佐之国～ 坂折川合流点	〃	〃
〃	桐見川	左 右	750 750	左 右	750 750	桐見川～ 坂折川合流点	〃	〃
〃	南の川	左 右	1,400 1,400	左 右	300 300	南の川	〃	〃

資料 「高知県水防計画書」 令和元年

## 第9節 避難活動など

### 第1 計画の方針

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、住民の生命と身体を保護し、被害の拡大を防止するために、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行う。なお、町が、実施できない場合には、県などが代行して避難指示などを発令する。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝える。

### 第2 実施責任者

避難のための実施責任者は、次表のとおりとする。緊急の場合は関係職員が指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。

区 分	実 施 責 任 者	根 拠 法
災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	町長又はその権限の委任を受けた者 (指示)	災害対策基本法
町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認める場合	知事による代行 (指示)	
町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要請のあった場合	警察官 (指示)	災害対策基本法
洪水による危険の場合	知事又は知事の命を受けた者及び水防管理者(町長) (指示)	水防法(昭和24年法律第193号)
地すべりによる危険の場合	知事又は知事の命を受けた者 (指示)	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
警察官がその場に不在の場合	災害派遣された部隊の自衛官 (指示)	自衛隊法(昭和29年法律第165号)

### 第3 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ町及び自主防災組織などで決めた避難の目安にしたがって、自主的に避難を開始する。

### 第4 広報

あらかじめ定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量などの観測情報を住民に広報する。

また、広報が伝わりにくい外国人に対しても、ボランティアなどの協力を得ながら、確実に伝達するように努める。

## 第5 緊急的な避難誘導

集中豪雨など突発的な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団はあらかじめ定めた避難誘導計画にしたがって住民を避難誘導する。

また、コミュニケーションをとる上で困難が予想される外国人に対しても、ボランティアなどの協力を得ながら、確実に避難誘導するように努める。

## 第6 避難指示など（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

本部長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、避難の指示を行う。

また、要配慮者やコミュニケーションをとる上で困難が予想される外国人に対しても、ボランティアなどの協力を得ながら、確実に伝達するように努める。

### 1 「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」

災害対策基本法に基づく避難指示又は緊急安全確保の発令は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難を必要とする理由
- (2) 対象となる地域
- (3) 避難する場所
- (4) 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。また、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

### 2 避難指示区分の基準

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止などのため特にその必要があるときは、町は、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立ち退きを勧告する。急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示する。（発令等の基準の詳細については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。）

#### (1) 避難指示

避難の指示は、次の基準により本部長の状況判断により行う。

避難指示を発する基準は次のとおりとする。

##### ア 仁淀川水位

仁淀川水位が氾濫注意水位 8.3mを越え、上流ダムの放流予告及び、仁淀川上流にある観測所からの水位、雨量の報告などから、総合的に避難準備の必要があると認めるとき

イ 地すべり、がけ崩れ、山崩れなどの兆候が現われ、被害が予想されるとき

ウ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の被害が予想されるとき

エ 火災が発生し、気象状況その他により火災が拡大し、被害が甚大となるおそれのあるとき

(2) 伝達内容

町は、避難の指示の周知徹底のため、次の事項を明確にする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難の指示の理由
- ウ 避難先
- エ 避難の経路及び避難上の留意事項
- オ その他注意事項

**3 高齢者等避難**

町は、要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、警戒レベルを用いて、早い段階で高齢者等避難を発令する。

**4 避難誘導等**

町は、避難指示などを発令したときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画などに基づき、迅速に住民の避難を実施する。また、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における情報の提供に努める。

要配慮者に対しては、「越知町災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、安全・迅速に避難ができるよう誘導する。

また、コミュニケーションをとる上で困難が予想される外国人に対しても、ボランティアなどの協力を得ながら、確実に避難できるように努める。

**5 避難の指示又は警戒区域を設定した場合の報告**

(1) 知事に対する報告

町長などが避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

(2) 関係機関への連絡

ア 施設の管理者への連絡

町内の指定避難所として利用する学校、公民館などの施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡して協力を依頼する。

イ 警察、消防などの機関への連絡

町は、避難住民の誘導、整理のため、警察などの関係機関に指示の内容を伝え、協力を依頼する。

ウ 隣接市町村への連絡

隣接市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、町は、避難の指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町村へ連絡し、協力を求める。避難指示又は警

戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに佐川警察署長に通知する。

## 6 関係機関との連絡体制

避難指示又は警戒区域設定は、町と警察官が相互に緊密な連絡をとり合いながら実施する。なお、警察官又は自衛官が、単独で避難の指示を行ったとき、又は警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受ける。

## 7 避難指示の解除

町は、住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められたときに解除し、解除の伝達方法は、指示する際の方法を準用する。なお、土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

## 第7 水防計画に基づく避難のための立ち退き

### 1 町長の指示

- (1) 町が管理する堤防などが破堤した場合、又は破堤の危機に瀕した場合、町長は直ちに、必要と認める区域の住民に対して、立ち退き又はその準備を指示
- (2) 町長は避難のための立ち退き指示を発した場合、佐川警察署長に通知
- (3) 町長は実施した内容を県に報告

### 2 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示

洪水により非常に切迫した危険が発生し、人命の保護その他の災害の拡大防止のために必要と認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対して立ち退きを勧告又は指示する。

## 第8 避難指示などの伝達方法

町は、避難指示の伝達に以下の方法をとる。

- 1 サイレンによる避難信号の発信
- 2 防災無線による放送の実施
- 3 消防車・広報車による町内巡回放送
- 4 県災害対策本部を通じて、ラジオ・テレビを利用した伝達
- 5 消防団員による戸別訪問
- 6 区長による各戸伝達
- 7 その他有効と思われる方法により伝達

## 第9 警戒区域の設定

### 1 本部長

本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法

の規定により警戒区域を設定する。

## 2 水防団長（消防団長）など

水防団長（消防団長）、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防法に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、若しくは制限し、場合によってはその区域からの退去を命じることができる。

## 3 設定の解除

災害による危険が去ったと判断した場合は、本部長は警戒区域の設定を解除するとともに知事に報告する。

# 第10 指定避難所の運営

## 1 指定避難所の開設

### (1) 指定避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、被災者を収容保護するとともに、主に要配慮者の利用に供するために福祉避難所を開設する。

### (2) 指定避難所の周知

指定避難所はその所在を住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び町防災行政無線などを通じ、指定避難所の所在を周知する。

### (3) 指定避難所管理職員

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各指定避難所に避難担当の所属職員を派遣して駐在させ、避難住民の管理に従事させる。

### (4) 避難住民の把握

指定避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に努め、本部と情報連絡を密にとる。

### (5) 開設状況の記録

指定避難所管理職員は、指定避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員など）を日々記録し、避難者名簿を作成する。

### (6) 知事への報告

町長は、指定避難所開設状況をまとめ、指定避難所開設の目的、指定避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込みなどを知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

※ 指定避難所については資料編 資料2「指定避難所一覧」に掲載

## 2 安全管理

町は、避難所等の混乱を防止し、安全かつ適正な管理を図るため、避難所等には、必ず複数の町職員を配置する。また、災害対策本部との連絡が取れる体制を整える。

- (1) 指定避難所の安全管理においては収容人員の把握に努め、収容能力の問題から安全を保てないと判断したときは、速やかに適切な措置を図る。

- (2) 危険を及ぼすおそれのある物品などの搬入を阻止し、混乱の原因となる行為を制止するなど、指定避難所の秩序を維持
- (3) 災害発生状況については、常に情報の収集、把握
- (4) 指定避難所及びその周辺に防御可能と考える災害が発生したときは、避難者と協力し、指定避難所の安全を確保

### 3 指定避難所の運営

町は、指定避難所の管理者の協力を得、適切な運営に努めるとともに、指定避難所における生活環境面に注意を払い、プライバシーの保護、要配慮者への配慮に努める。

この際、情報の伝達、食料、水及び物資の配給、清掃などについては、相互扶助の精神により、自主的な協力が得られるよう努める。

- (1) 町は、指定避難所に指定されている施設の被害状況の把握
- (2) 町は、指定避難所を迅速に開設し、周知・徹底
- (3) 指定避難所の生活環境への注意
- (4) 避難者の健康管理、プライバシーの保護においては、要配慮者の特性及び男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮
- (5) 要配慮者については、特別な支障がない限りは福祉避難所に収容
- (6) 避難生活において不足する物資の調達
- (7) 指定避難所は、避難者の協力を得て、運営
- (8) 避難者に対する総合的な相談窓口の設置
- (9) 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。
- (10) 指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (11) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のケージ等の確保に努める。
- (12) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (13) 指定避難所の運営については、避難所運営マニュアルを活用し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (14) 指定避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、指定避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうちで帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

## 第 11 避難に当たっての注意事項

- 1 住民は、避難に当たっては、必ず火気、危険物などを始末し、戸締まりを完全に行って、できる限り家屋を補強
- 2 会社・工場にあっては、浸水その他の被害による油類・薬品・電気・ガスなどの保安措置の実施
- 3 避難者は、食料、水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ、最小限の着替え、救急薬品、内服中の薬品などを携行
- 4 避難者は、服装は軽装とし、素足を避ける。ヘルメット、帽子、頭巾などを着け、必要に応じ雨カッパ・防寒衣を携行
- 5 避難者は、単独行動は避け、隣近所そろって避難
- 6 避難者は、上記3に掲げる物と貴重品以外の荷物は残置
- 7 避難者は、できれば氏名票（住所、氏名、年齢、血液型など）を衣類などに装着
- 8 住民は、平素から非常用持出品を用意

## 第 12 避難の誘導及び移送

### 1 避難誘導

避難者の誘導に当たっては、特に沈着な態度で的確な指示を与える。  
主に消防団などが避難者を誘導し、次の機関の協力を得て混乱を防ぐものとする。

- (1) 佐川警察署
- (2) 区長
- (3) 避難誘導員（消防団員）

### 2 避難順位

避難順位については、要配慮者を優先する。

- (1) 一次避難 要配慮者、傷病者、小学生など
- (2) 二次避難 一次、三次以外の者全員
- (3) 三次避難 水防警戒その他防災に関する作業に従事する者



## 第13 誘導・移送方法及び経路

- 1 避難経路をあらかじめ指示
- 2 避難経路中に危険な箇所がある場合は、標示・縄張りなどを行って避難誘導員に伝達し、特に危険な箇所については、誘導員を配置して事故を防止
- 3 夜間については、投光機、照明器具などで避難経路を照射
- 4 浸水地帯においては、必要に応じてロープ、舟艇などの万全な配置
- 5 誘導員は、出発、到着の際の人員の点検を行うほか、誘導途中の事故を防止
- 6 避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両・舟艇で輸送

## 第10節 災害拡大防止活動

### 1 計画の方針

町は、災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

### 2 実施責任者

実施責任者は町、各関係機関とする。

### 3 消防活動

#### (1) 住民、自主防災組織など

住民、自主防災組織などは、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。可能な限り消火活動を行うことで、火災の拡大防止に努め、周辺地域の初期消火を支援する。

#### (2) 町及び消防本部（署）

町及び消防本部（署）は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- ア 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、指定緊急避難場所及び避難経路の確保を目的とする消防活動を優先
- イ 重要かつ危険度の高い地域に対しては優先的に消防活動を実施
- ウ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を実施
- エ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保を十分に配慮

#### (3) 他市町村及び県

高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村及び県に応援を要請する。

- ア 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合、又は空中消火資機材・薬剤などの輸送が必要な場合は、県に対し県消防・防災ヘリコプターの出動を要請
- イ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、町は、県及び四国森林管理局へ確保を要請

ウ 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知

#### 4 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が「人命救助活動」の妨げとなる場合は、町は、その活動を規制する。

災害のために救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により消防本部に救出隊を設置する。救出に係る人員は、本部長又は消防長が指示する。

また、県など他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施に努める。

(1) 住民、自主防災組織等の役割

住民、自主防災組織などは、地域の救助活動を支援する。

(2) 救助活動の実施

町、県、警察は、住民、自主防災組織などと協力して救助活動を実施する。

(3) 救出対象者

災害のため、家屋流失の際に流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷きになった場合など、現に生命、身体に危険が及び、次のような状態にある者とする。

ア 火災時に火中に取り残された者

イ 災害の際に水とともに流されたり、又は独立した地点に取り残された者

ウ 倒壊家屋の下敷きになった者

エ 土石流、地すべりなどにより生き埋めになった者

オ 大規模な爆発、交通事故などによる集団的大事故の発生のために救出を要する者

カ 舟艇が遭難し、救出が必要な者

(4) 自衛隊派遣要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防団又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、町は、県、佐川警察署、他市町村に次の事項を明示して協力を要請する。必要に応じて自衛隊の派遣（本編 第3章「自衛隊の災害派遣」参照）について知事に要請する。

ア 協力日時

イ 集合場所

ウ 協力人員

エ 搜索範囲

オ 搜索予定期間

カ 携行品

キ その他参考となる事項

(5) 警察との連携

町は、被災者の救出に当たっては、特に佐川警察署に連絡し、協力を要請するとともに、町、消防団、佐川警察署の三者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たる。

(6) 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

ア 救出の対象者

災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。

イ 救出費用の範囲

費 用	期 間
救出のための機械器具などの借上費又は購入費、修繕費、燃料費など、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内(※)

※ ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。

5 被災建築物に対する応急危険度判定

町は、県策定の活動計画に基づき、被災した建築物に対する応急危険度判定を実施する。

6 被災宅地の応急危険度判定

町は、被災宅地危険度判定士や県の支援を受けて被災した宅地の応急危険度判定を実施する。

## 第11節 緊急輸送活動

1 計画の方針

町は、災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。(緊急輸送路については第2編 第5章 第4節参照。)

2 実施責任者

災害時における輸送は、本部長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車など総合調整は総務部が行う。

また、町単独で対処できないときは、他市町村又は県に、これの実施又は自動車などの確保についての応援を要請する。

3 活動に必要な人員及び物資の輸送

次の活動に必要な人員及び物資を優先して輸送する。

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動

イ 消防・水防活動

ウ 国及び地方公共団体の応急対策活動

エ ライフライン事業者の応急復旧活動

オ 緊急輸送施設などの応急復旧、交通規制活動

(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者などの被災地外への輸送活動
- エ 輸送施設の応急復旧活動

(3) 第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 復旧活動
- ウ 生活救援物資輸送活動

#### 4 陸上輸送

- (1) 町は、被災者の輸送について、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者が所有する車両を活用
- (2) 町は、緊急物資の輸送について、(一社)高知県トラック協会などとあらかじめ締結している協定(高知県)に基づいて実施
- (3) 町は、主に広域避難者の輸送について、災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書を基に、バス事業者に輸送を要請

#### 5 航空輸送など

- (1) 最も緊急を有する輸送や地上輸送が不可能な場合は、町は、県に要請し、ヘリコプターなど航空機を活用して輸送
- (2) ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理

##### ■ 緊急輸送期間

救助の実施が認められる場合	その期間	備考
被災者の避難	定めてはいないが 1日位	
医療助産	災害発生の日から 14日以内 " 13日以内	
被災者救出 飲料水の供給	" 3日 " " 7日 "	
物資の輸送配分	" 15日 " 1ヶ月 " 10日 " 7日 " 14日 "	(教科書以外の学用品) (教科書) (被服、寝具) (食料、調味料) (医薬品)
遺体の捜索	" 10日 "	
遺体の処理	" 10日 "	

#### 6 自衛隊による輸送

緊急輸送活動の要請に基づいて、陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、舟艇で輸送に当たる。

## 7 広域輸送拠点の確保

町は、輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図る。

# 第12節 交通確保対策

## 第1 計画の方針

災害により道路、橋梁に被害が発生又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全に必要なときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。また、災害時に緊急輸送のために交通確保が必要なとき、各防災関係機関は、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

## 第2 実施責任者

県公安委員会、県警察、自衛隊、消防機関、道路管理者（町、県）などとする。

## 第3 交通規制など

### 1 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設部に指示し、佐川警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

### 2 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由など	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 (昭和35年法律第105号)
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策に必要な物資などの緊急輸送を確保する必要があるとき	緊急自動車 以外の車	災害対策基本法
警察署長	同上	上掲の措置のうち、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1ヶ月未満のとき	歩行者 車両など	道路交通法
警察官	同上	災害発生時において、交通の危険を防止するため、緊急措置の必要が一時的に認められるとき	同上	道路交通法
道路管理者	同上	道路の損壊、欠損その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法

### 3 実施内容

#### (1) 道路、橋梁などの応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁などに被害が生じた場合、その被害の状況に応じて、排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強などの必要措置を講じ、交通を確保
- イ 道路管理者は、応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通を確保
- ウ 町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は、国道33号については国土交通省土佐国道事務所佐川国道維持出張所に、県道等については高知県中央西土木事務所越知事務所に直ちに報告

#### (2) 交通規制

##### ア 道路管理者の措置

###### (ア) 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制

- a 道路の欠壊、浸水、山崩れなどによる道路の損壊の発生
- b 豪雨、地震などの異常気象時において、道路損壊などのおそれがあり、通行が危険と予想されるとき

###### (イ) 道路管理者は、交通規制を実施するときは、その詳細を佐川警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の標示などを行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて、一般に周知徹底

###### (ウ) 緊急車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命ずる

###### (エ) 運転者等がない場合等においては、管理者自ら車両の移動等を実施

###### (オ) 措置にあたっては、災害対策基本法に基づくものとする

##### イ 佐川警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員などの措置

###### (ア) 佐川警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難経路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速で的確に実施

###### (イ) 公安委員会は規制が行われる場合は、あらかじめ当該道路の管理者に、規制の対象など必要な事項について通知して住民に周知

###### (ウ) 措置命令など

###### a 警察官の措置命令など

###### (a) 警察官は、通行禁止区域などにおいて、車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車両などの移動を命ずる。

###### (b) 命じられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

- b 自衛官の措置命令など  
警察官がその場にはいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施
- c 消防吏員の措置命令など  
警察官がその場にはいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施
- (エ) 車両の運転者の義務  
車両の運転手は、道路の区間に係る通行禁止などが行われたとき、又は区域に係る通行禁止などが行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。(災害対策基本法)

※ 越知町内の交通規制箇所は資料編 資料10「災害時交通規制箇所」に掲載

#### 4 緊急通行車両の確認手続

##### (1) 緊急通行車両の確認手続

- ア 知事及び公安委員会は、災害対策基本法に規定された緊急通行車両について、使用者の申出により車両の確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付
- イ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、緊急通行車両として使用されるものに該当する車両を事前届出により審査

#### ■ 発行機関及び対象車両

交付者	発行機関	対象車両
知事	災害対策本部 (危機管理・防災課長)	県及び市町村災害対策本部が使用する車両 応援のため県・市町村又は他の県が使用する車両 防災会議関係機関が使用する車両 報道機関が使用する車両
公安委員会	県警本部長 警察署長	すべての車両

##### (2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届け出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。本町においても、庁用自動車数台については、事前に佐川警察署長に確認申請を行い、交付を受ける。

##### (3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

###### ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出る。

###### イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から、申し出た者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書（別記様式）を交付する。※ 様式は資料編 資料12「緊急通行車両確認証明書」に掲載

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。  
図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(4) 交通規制時における車両の運転者の義務

通行禁止などが行われたときは、災害対策基本法の規定に基づいて車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車する。

(5) 緊急輸送路確保

町は、被災者の輸送路、被災地への緊急物資の輸送路を確保する必要があると認めるときは、公安委員会に要請して次の措置を行う。

ア 道路が円滑な緊急輸送が阻害される状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別に通行を規制する。

イ 前項の規制により通行を制限された車両に対しては、う回路線の設定又は時間的解除などにより便宜を図る。



## 第4 施設の応急復旧など

### 1 応急復旧など

道路管理者（町・県・国）は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定を行う。

### 2 交通規制の周知

道路状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止めなどの通行規制をした場合は、適当な分岐点、う回路線に指導標識板を設置するとともに、広報活動及び報道機関を通じて、住民へ速やかに周知徹底を図る。

### 3 道路占用工作物の保全

町は、道路占用工作物（電力・通信・水道・その他）などに被害があった情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全措置を命じ、道路の保全を図る。

## 第13節 社会秩序維持活動など

### 1 計画の方針

警察は、風水害などの災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。町は、高知県警察本部と協力し、災害警備を推進する。

### 2 実施責任者

実施責任者を県警察とする。

### 3 警察の任務

#### (1) 警察の任務

県警察は、災害発生に際しては、住民の生命・身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持することを任務とし、おおむね次に掲げる活動を行う。

- ア 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- イ 被災者の救出・救護及び行方不明者の手配及び捜索
- ウ 被害実態の把握
- エ 被災住民の避難誘導
- オ 交通渋滞の防止、避難道路、及び緊急交通路の確保などの交通規制措置
- カ 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- キ 民心の安定を図るための広報、相談受理などの諸対策
- ク 被災地の各種犯罪の予防検挙
- ケ 被災地、避難地域及び指定緊急避難場所並びに重要施設の警戒警備
- コ 町、県及び関係機関などの行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- サ その他必要な警察活動

(2) 警備体制の発令

佐川警察署長において必要と認める場合は、次の災害警備体制を発令する。

区 分	状 況
準備体制	災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合
警戒体制	気象庁が各種の警報・注意報などを発するなど、災害の発生が予想される場合
非常体制	災害が発生し、又は発生しようとする場合

(3) 警備体制

高知県警察本部に、警察本部長を長とする「高知県警察本部災害警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、警察署長を長とする「署災害警備本部」を設置する。

警戒体制・非常体制を発令した場合は、佐川警察署に災害警備本部を設置する。

(4) 社会秩序の維持活動

ア 被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、指定避難所などの定期的な巡回を実施

イ 悪徳商法、窃盗など被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に実施

## 第 14 節 被災地域への救援活動

### 第 1 計画の方針

町は、住民の被災生活の不便さを緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施し、各種の相談窓口を設置する。

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、県を通じて、高知県内の他市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、他県及び国などに応援要請を依頼する。

### 第 2 給水活動の実施

町は、災害のために飲料水が枯渇し、又は汚染して、現に飲料に適する水を得ることができない者に対して飲料水の供給体制の確立を図る。

#### 1 実施責任者

実施責任者は、町とする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

#### 2 応急給水の実施

(1) 町は、施設や水需要者などの各種データに基づいて、避難者や断水世帯など、現に飲料水を得ることができない地域及び対象者を迅速に把握する。

(2) 水道による給水

町は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに応急復旧を実施し、水道により給水する。必要に応じて、県、近隣市町村に応援を要請

(3) 町は、感染症などの発生を予防するため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、残留塩素の確認を厳重に実施

(4) 町は、停電による断水の場合は、四国電力(株)送配電カンパニー中村支社須崎事業所に対して、可及的速やかな復旧を要請

(5) 給水施設の復旧

### 3 給水活動の実施

(1) 町は、飲料水が汚染したと認められるときは、保健所などの水質検査を受けて、ろ水器により浄水して供給

(2) 町は、被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水確保し、給水車、缶又はポリエチレン袋などの容器で運搬し給水

(3) 町は、飲料水が防疫など衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保

(4) 医療機関・給食施設・社会福祉施設など、緊急性の高いところから給水

(5) 必要に応じて、県、近隣市町村に応援を要請

### 4 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 供給のための費用

ア 当該地域における実費

イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 輸送費及び労働賃金

(2) 期間

災害発生から7日以内とする。

(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。)

## 第3 食料の確保、調達

町は、災害により日常の食事に支障を来した者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しなどの方法により食料を供給する。

### 1 実施責任者

実施責任者は、町とする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

## 2 緊急食料の調達

### (1) 応急米穀

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、次の措置をとる。

#### ア 県へのあっせん要請

町長は、知事に対して速やかに災害発生状況や給食を必要とする事情、給食に必要な応急用米穀の必要数量を通知し、県は米穀取扱者及び中国四国農政局高知支局長から購入する。

#### イ 町が町内の米穀取扱者（小売業者、農協など）から購入する。

#### ウ 災害救助用米穀の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、中国四国農政局高知支局長との協定に基づいて、知事が中国四国農政局高知支局長から買い受けた米穀の引渡しを受けて供給する。

交通・通信の途絶により知事の指示を受け得ない場合には、町長は、前記協定に基づき高知食糧事務所支所長に対して文書で要請し、米穀の引渡しを受けることができる。この場合、町長は、引渡しを受けた米穀の数量などを知事に報告する。

### (2) 備蓄乾パン

町長は、被災者などに給食を行うために乾パンなどを必要とする場合は、米穀の申請方法に準じて知事に申請する。

### (3) 副食・調味料など

#### ア 町内における調達

町は、町内の商工会・食料販売業者に要請し、副食、調味料などを被災者に供給する。

#### イ 不足分は県に要請

### (4) 麦

麦についても、米穀の方法に準じて実施

### (5) 補助食

緊急時に備えて補助食を常に保管

### (6) 炊き出し及び給食の方法

ア 住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して、各現場ごとに、現場責任者を定めて、炊き出しと食品を配給

イ 状況により、地域の団体、日本赤十字社奉仕団、自衛隊などの協力を得て配給

ウ 炊き出し施設は、町内小、中学校及び保育園とし、それぞれの給食施設・設備を利用するほか、移動炊飯器による野外炊飯も実施

## 3 供給対象者

### (1) 指定避難所に収容された被災者

### (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者

### (3) 一時縁故先などに避難する必要がある者（3日間支給）

### (4) 通常の配給機関がまひし、主食の配給が受けられない者

### (5) 旅行者などで、食料を得ることができない状態にある者

- (6) 救助、救護、災害防止、災害復旧などの従事者（災害救助法の対象とならない。）

#### 4 緊急食料の配布

町は、避難者などへの食料の配布を原則として1日3回行う。事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定緊急避難場所収容者に限定する。

- (1) 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- (2) 町は、配布に当たっては、住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布
- (3) 特に、要配慮者への配布に配慮

#### 5 災害救助法が適用された場合の留意点

- (1) 費用の限度額  
費用の使途及び限度額は、炊き出しその他による食品の支給を実施するための主食・副食及び燃料雑費の経費とし、あらかじめ規定された限度額内とする。
- (2) 期間  
炊き出しその他による食品の支給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内（ただし、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）とする。

### 第4 生活必需品の確保・調達

町は、災害により生活に必要な被服や寝具、その他日用品などを喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品を支給又は貸与する。

#### 1 実施責任者

実施責任者は町とする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

#### 2 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸などにより生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を供給の対象者とする。

#### 3 被服など生活必需物資の供給品目

町は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を供給する。

- (1) 寝具（毛布・布団など）
- (2) 被服・肌着（作業衣・婦人服・子供服・シャツ・ズボン下など）
- (3) 身の回り品（タオル・手拭・運動靴・靴下・サンダルなど）
- (4) 炊事道具・食器（鍋・炊飯器・ガスコンロ・包丁・茶わん・皿・はしなど）

- (5) 日用品（石けん・歯ブラシ・歯磨粉・ちり紙など）
- (6) 光熱材料（マッチ・ロウソク・固型燃料・木炭など）

#### 4 救援物資配分計画の策定

町は、救援物資の配分に当たっては、必要数量を把握して「救援物資配分計画」を策定し、適切に実施する。

#### 5 救援物資の確保

町は、救援物資が事前備蓄で不足する場合は、義援物資や他市町村、流通業界との協定及び県への要請などにより必要品目・量を確保する。

その場合は、必要品目・数量・日時・送付場所などを明示する。

- (1) 日本赤十字社高知県支部に、生活必需品などの配布を必要に応じて要請
- (2) 町内で調達できない場合は、県に要請

#### 6 救援物資の供給

- (1) 救援物資は収容避難場所での供給を原則とし、町は、様々な媒体を活用し、広く住民などに物資の情報を周知
- (2) 救援物資の配分などは、多くの人手を要することから、町は、町内会や自主防災組織と連携して円滑に実施

#### 7 物価の監視

町は、便乗値上げなどを防止し、物価を監視し、適正価格の維持に努める。

#### 8 被服など生活必需物資の配布

救援物資は被害の程度や世帯構成人員に応じて配給し、地区民生委員などの協力を得て、迅速かつ正確に配布する。

#### 9 災害救助法が適用された場合の留意点

- (1) 費用（被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与）はあらかじめ規定された限度額内とする。
- (2) 期間は災害発生の日から10日以内とする。  
(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。)

### 第5 医療及び助産

町は、災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し、応急的に医療・助産を施し、人身の保全を図る。

#### 1 実施責任者

実施責任者は、町とする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

## 2 実施内容

町は、町内医療機関の医師・看護師、町保健師、事務要員からなる医療班を編成し、医療・助産を実施する。県、近隣市町村の医療関係機関などとも連携して医療救護活動を実施する。

(1) 医療及び助産は町の医療班が行い、原則として救護所を町内医療機関に設置

(2) 応援要請

町内の医療班だけで医療・助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ、日赤県支部など医療関係機関、隣接市町村、さらには隣接県に次の事項を明示して、応援要請を行うものとする。

ア 医療対象地区

イ 医療対象人口

ウ 医療内容

エ 医療班の数及び集合場所

オ その他必要な事項

(3) 医療の優先順位

医療は、緊急を要する者から行い、必要に応じて、庁用自動車、町内タクシーにより他医療機関への移送を行う。ただし、早急に医療を施さなければならない場合は、県に自衛隊などのヘリコプターの出動を要請する。

(4) 指定避難所において、検診など医療を必要とする場合は、県、日本赤十字社高知県支部などの協力を得て、巡回診療を実施

## 3 医薬品など資材の確保

(1) 医薬品などの調達

町は、医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として、町内の診療所に備蓄されているもののほか、薬店から調達する。ただし、町内で調達不可能な場合は、高知県中央西福祉保健所及び県に次の事項を明示し、要請する。

ア 品目別必要数量

イ 必要日時

ウ 運搬方法について

エ 集積場所

(2) 輸血用血液

町は、県に要請し、高知赤十字血液センターから優先的に供給を受け、確保する。

## 4 県の活動

町から救護班の派遣要請があったとき、又は県が必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する。

また、日本赤十字社高知県支部、高知県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関に対して、救護班などの派遣に係る協力要請を行う。

さらに、必要に応じて、他県又は国に対し、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- ア トリアージ（傷病者に対する治療の優先順位づけ）
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

## 5 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

### (1) 医療

- ア 医療の対象者  
災害のため医療のみちを失った者で、医療を必要とする状態にある者。
- イ 医療の範囲
  - (ア) 診療
  - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
  - (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
  - (エ) 病院又は診療所への収容
  - (オ) 看護

### ウ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費などの実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

### エ 医療の期間

災害発生日から 14 日以内。

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。）

### (2) 助産

- ア 助産の対象者  
災害発生日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産のみちを失った者。
- イ 助産の範囲
  - (ア) 分べんの介助
  - (イ) 分べん前及び分べん後の処置
  - (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

### ウ 費用の限度額

救 護 班	使用した衛生材料及び処置費などの実費
助 産 師	その地域の慣行料金の 8 割以内

### エ 助産の期間

分べんした日から 7 日以内。

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。）



■ 災害対策中央西支部医療対策機関

平成31年4月1日現在

市町村	医療救護所	救護病院	災害拠点病院	広域的な災害拠点病院
土佐市	土佐市民病院	土佐市民病院	仁淀病院 土佐市民病院	高知医療センター 高知赤十字病院 高知大学医学部附属病院
いの町	仁淀病院	仁淀病院		
		さくら病院		
仁淀川町	大崎診療所・安部病院・西村医院及び別府小学校又はグラウンド	高北病院		
		山崎外科整形外科病院		
		前田病院		
		北島病院		
		山崎病院		
		岡本内科		
佐川町	高北病院駐車場	高北病院		
越知町	越知町保健福祉センター	山崎外科整形外科病院		
		前田病院		
		北島病院		
日高町	日高村保健センター	高北病院		
		さくら病院		

資料 高知県災害時医療救護計画

■ 越知町内医療機関

令和2年1月14日現在

名称	所在地	電話	収容可能ベッド数
前田病院	越知甲 2133	26-1175	60
山崎整形外科病院	越知甲 2107-1	26-1136	62
山崎病院	越知甲 2041	26-1123	60
北島病院	越知甲 1662	26-0432	50
岡本内科	越知甲 1678	26-1121	19
古味歯科診療所	越知甲 1701	26-0344	
大黒歯科医院	越知甲 1694-1	26-3533	
茂木接骨院	越知甲 1695-2	26-3192	

資料 越知町

■ 越知町内薬店一覧

令和2年1月14日現在

名称	所在地	電話
浜田薬局	越知甲 1682-5	26-1599
森下薬局	越知甲 1712	26-0070
キグラ薬局	越知甲 1954-7	26-0773
サン薬局	越知甲 2130	26-3103

資料 越知町

## 第6 消毒及び保健衛生

被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症などの発生が多分に予想されることから、町は、これを防止するため、早急に消毒による防疫及び衛生の活動を実施する。

### 1 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ活動の実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）による代執行は知事が行う。

### 2 防疫班の編成

#### (1) 町

町は、保健福祉課及び環境水道課を中心に「防疫班」を編成し、必要に応じて要員を雇い上げ、係をおき、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容などを行う。防疫対象は、被災地及び指定避難所などとする。

#### (2) 高知県中央西福祉保健所

知事の指示により必要に応じて「防疫班」を編成する。防疫対象は、感染症患者及び保菌者が発生した家屋内外、浸水地域、便所、井戸、給食施設、指定避難所などとする。

### 3 消毒活動

#### (1) 被災地域の衛生状態を把握

#### (2) 冠水地域など衛生条件の悪化した地域において、検水などを実施

#### (3) 消毒活動の実実施計画を作成し、必要人員、物資を調達

#### (4) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施

#### (5) 感染症の発生を予防するため、必要に応じて県と共同して予防接種を実施

#### (6) 被災地域で、衛生状況の悪化が予想される床上浸水などが発生した場合は、速やかに防疫用薬剤を配布し、床・壁などの洗浄、便所などの消毒及び食器などの消毒について衛生上の指導を実施

#### (7) 町は、県と協力し、被害の状況・感染症患者の発生状況を勘案し、次の基準により防疫活動を実施

区 分	実 施 方 法
疫学調査	主として町保健師を中心として、聞き込みにより在宅患者の調査を行い感染症患者を発見した場合は、感染源などを調査
健康診断	消化器疾患に重点を置き、感染症患者の発生又は発生の疑いのある地域、住民について検便を実施
清掃・消毒	汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃と薬品による消毒を実施
そ族昆虫の駆除	汚染地域の蚊・ハエなどの発生場所へ薬品を散布し、発生原因を排除する。また、必要に応じてねずみを駆除
予防接種	定期・臨時接種とも町が実施する。臨時の場合は、県が実施

#### 4 保健衛生活動

- (1) 被災地域の住民の健康状態を把握
- (2) 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達
- (3) 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施
- (4) 要配慮者については、特に配慮

#### 5 感染症患者などが発生した場合の措置

町は、災害地に感染症患者又はその疑いのある者が発見されたときは、速やかに高知県中央西福祉保健所長に連絡し、患者などに対する処置を依頼する。当該保健所長が当該患者などの発生場所などの消毒などが必要であると認める場合は、当該保健所長の指示を受け、当該場所などの消毒などを行う。(第3編 第2章 第23節参照)

#### 6 患者などに対する措置

- (1) 収容隔離  
町は、災害地に感染症患者が発生し、又は病原体保菌者が発見されたときは、速やかに病院などに収容隔離する。
- (2) 自宅隔離  
適当な隔離施設がない場合、あるいは隔離措置をとることができない保菌者などに対しては、町は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて厳重に指導する。

#### 7 消毒用資機材及び薬品の確保

- (1) 消毒用薬品の種類  
クレゾール水、ホルマリン水、カルキ、クロール石灰、次亜塩素酸ソーダ液・殺虫剤などを確保する。
- (2) 消毒用薬品の確保  
ア 平時から町において備蓄する。  
イ 不足する場合には、業者より調達する。  
※ 購入先は資料編 資料13「消毒用薬品購入先」に掲載
- (3) 消毒用機械  
※ 機械の種類と台数は資料編 資料14「消毒用機械」に掲載

#### 8 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県に権限が属するので、町は、高知県中央西福祉保健所に依頼する。

### 第7 災害廃棄物処理等

町は、災害により排出、又は処理量の増加したごみやし尿を、迅速で確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

## 1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、町が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、高知県中央西福祉保健所に連絡し、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

## 2 し尿の処理

し尿処理については、高吾北広域町村事務組合が、迅速にこれを行う。

ただし対処不能のときは、町は、ごみ処理及びし尿処理を要する地域、数量などに応じ、民間の処理業者への委託又は雇い上げなどにより所要の班を編成する。

町は、浸水地域など緊急に汲み取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準にしたがって行う。

- (1) し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握
- (2) 汲み取りを要する地域の優先度を設定
- (3) 処理に必要な人員・物資を調達
- (4) 必要に応じて、近隣市町村及び県に応援を要請
- (5) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- (6) し尿処理を計画的に実施

### ■ し尿処理施設

事業主体	種類	規模	所在地
高吾北広域町村事務組合 (高吾北衛生センター)	消化	47kℓ/日	越知甲 41

※ 民間処理委託指名業者については、資料編 資料15「民間し尿処理委託指名業者」に掲載

## 3 ごみの処理

- (1) ごみ処理の流れ
  - ア 被害状況から災害時のごみの量を想定
  - イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達
  - ウ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請
  - エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
  - オ ごみ処理を計画的に実施
- (2) ごみの収集処理

廃棄物については、次のとおり分類する。

  - ア 通常の一般廃棄物については8品目に分類
  - イ 災害により発生する廃棄物
    - (ア) 破損した陶磁器類など
    - (イ) 浸水などにより使用不能となった畳、家具類、電化製品など

- (ウ) 指定避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
- (エ) 風水害などにより破損した内壁、外壁、屋根瓦など
- (3) ごみ収集順序

町は、収集は被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施する。収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。

収集・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準にしたがって行う。

また、収集処理方法や臨時集積場所などについては、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理などの協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

また、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（指定避難所など）のごみ

#### ■ ごみ処理施設

事業主体	処理能力	所在地
高吾北広域町村事務組合 (高吾北清掃センター)	40 t / 日	佐川町丙 2827

※ 民間の収集処理委託指名業者については、資料編 資料 16「収集処理委託指名業者」に掲載

#### (4) ごみの収集場所

- ア 通常のごみステーションに出してもらい、収集業者などにより順次収集
- イ 焼却処分が可能なごみについては、高吾北広域町村事務組合に搬送し、困難な場合は仮集積所を定め、搬送集積を行って順次処理
- ウ 指定避難所周辺を除いた仮集積所については、公共施設、公園、グラウンド、町有遊休地などを利用

#### (5) 住民へのごみ収集方針の広報

町は、災害発生に伴う臨時ごみの収集処分方針を速やかに決定し、被災住民に対し、方針や内容の広報を行い、あわせて住民の分別による仮集積場所への搬送の協力を呼び掛ける。

## 第8 遺体の検案など

町は、災害発生により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬を実施する。

### 1 実施責任者

#### (1) 遺体の搜索、処理及び埋葬

遺体の搜索、処理及び埋葬は、町が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

なお、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町長が実施する。

- (2) 遺体の検分、検視は警察が行う。

## 2 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

ア 行方不明者の届け出の受理は、町民部が担当

イ 届け出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、防災行政無線などで連絡

ウ 搜索は、消防団が佐川警察署及び自衛隊と協力し、搜索班を編成し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施

エ 被災の状況により、住民の応援を得て実施

- (2) 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失などで他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣など

ウ 応援を要請する人員又は舟艇、器具など

## 3 遺体の処理

遺体の処理は町が消防機関、佐川警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じて町内の医師、住民などの協力を求める。

遺体の身元確認のために相当の時間が必要な場合、又は死亡者が多数のため早急に処理できない場合は、町の指定する遺体安置所で一時保存（安置）する。

- (1) 遺体の検案

ア 遺体の検案は、原則として警察の検視班の指示により、町の指定する遺体安置所で実施（ただし、佐川警察署の指示により、必要に応じて病院内で医師が実施。）

イ 遺体の一時保存（安置）

原則として、町内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合に備え、遺体安置所に一時保存するか、状況に応じて寺院などの施設に協力を求める。

ウ 検案

原則として医療班により行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届け出を受けたときは「死体取扱規則」に基づいて検視その他所要の措置をする。

エ 身元不明者又は遺族などの遺体確認ができない者については、遺体に関する処理（埋葬・火葬を除く。）を実施する。

(2) 変死体の届け出

変死体については、直ちに佐川警察署に届け出をし、検視後に遺体の処理を行う。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引渡す。

#### 4 遺体の埋葬・火葬

災害により死亡した者の埋葬・火葬は、資力の有無にかかわらず、その遺族が混乱期のため、埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、町が応急的に実施する。

(1) 作業の流れ

ア 火葬場や棺など、埋葬・火葬に関する手配を速やかに実施

イ 亡くなられた方の遺族が埋葬・火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、埋葬・火葬により応急に対応

ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院などに一時保管（安置）を依頼

エ 遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬・収蔵

(2) 役務の提供

次の範囲内で、原則として現物で、実際に埋葬・火葬する者に支給する。

棺・骨つぼ又は骨箱、埋葬・火葬又は納骨などの役務の提供（労働賃金を含む。）

(3) 費用

大人 1体当たり（12歳以上）規定の限度額内

子ども 1体当たり（12歳未満）規定の限度額内

(4) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。）

#### 5 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

イ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。）

ウ 捜索の費用

捜索のための機械器具などの借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案などを行う。

ウ 遺体の処理期間

災害発生の日から 10 日以内

(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。)

エ 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	遺体 1 体当たり「高知県災害救助法施行細則」に定める額
遺体の一時保存	1. 既存建物利用の場合は通常の実費 2. 既存建物が利用できない場合 1 体当たり「高知県災害救助法施行細則」に定める額 3. ドライアイスの購入費などの経費が必要な場合は通常の実費
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護班の活動でない場合は地域の慣行料金とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

(ア) 災害の際に死亡した者であること

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な埋葬又は火葬

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内

(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。)

## 第 9 犬・猫・家畜などの保護及び管理

### 1 実施責任者

実施責任者は、町、県、住民及び民間団体とする。



## 2 実施内容

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民などによる協力体制を確立する。

### (1) 県の活動

広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設

### (2) 町の活動

ア 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施

イ 環境上支障のない場所で、焼却及び地下へ埋葬

### (3) 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。

## 第10 応急仮設住宅など

町は、災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、破損箇所の修理ができない者に対しては、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

### 1 実施責任者

町が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ実施又は要員、建築資機材についての応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

### 2 応急仮設住宅の建設

町は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者（世帯単位）に対し、速やかに応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

また、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町が災害救助法に準じて実施する。

#### (1) 供与対象世帯数の把握

住宅が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）の数を把握

#### (2) 建設用地の選定

用地については、当面利用目的が決まっていない公共用地、公園又は被災前の住宅建設地などの中から優先的に選定する。

ア できる限り集团的に建築できる場所から優先的に選定して確保

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して、ガス、電気、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上、選定

- ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮
- エ 選定上の留意点
  - (ア) 民有地の借上げによる使用料は救助費の対象外
  - (イ) 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができ、財務大臣あてに普通財産の貸付けを申請
- (3) 住宅の建設
  - ア 建設に際しての構造は、可能な限り、高齢者、障害者などの要配慮者といった、入居者の状況や利便性に配慮
  - イ 応急仮設住宅の入居は、要配慮者を優先し、入居を円滑に実施
- (4) 建設資機材及び業者の確保
  - 町は、木材業者及び各組合と協定して、仮設住宅を建設する。災害時の混乱などで、資材、労務などの確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (5) 入居者の決定
  - 応急仮設住宅に入居する者は、次のアの対象者のうちイに該当する者で、住宅の必要度の高い者から民生委員などの意見を聞いて決定する。
  - ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定し、町長に委任された場合は、町長が決定する。
  - ア 次のいずれにも該当する者
    - (ア) 災害のため住家が全壊（焼）・流出した者
    - (イ) 居住する仮住居がない者
    - (ウ) 自己の力では、住宅を建築することができない者
  - イ アの該当者のうち次の要件を備えている者
    - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
    - (イ) 特定の資産のない失業者、母子家庭、高齢者、病弱者、障害者及び前各者に準ずる経済的弱者など
- (6) 応急仮設住宅の建設上の留意点
  - ア 設置戸数については、災害救助法の基準によるほか、指定避難所などの存続状況などを考慮に入れて決定
  - イ 建設地への進入路を確保
- (7) 大規模災害時の県への供給あっせんの要請
  - 大規模な災害により、町で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。
  - ア 被害戸数
  - イ 設置を必要とする戸数
  - ウ 調達を必要とする建設業者数
  - エ 連絡責任者

(8) 空き家住宅の確保

町営住宅のほか、町、県、住宅供給公社などの所有する空き家を確保する。

- ア 民間賃貸住宅の活用
- イ 公営住宅の一時使用
- ウ 公共施設の活用（学校・公民館など）

(9) 募集

入居者は建設課が募集

(10) 管理

町は、応急仮設住宅が、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(11) 住宅のあっせん

町は、応急仮設住宅が一時的居住の場であることを入居者に周知徹底し、住宅のあっせんと積極的にを行うものとする。

### 3 住宅の応急修理

町は、災害により住家の一部が破損（半壊又は半焼）した被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住が困難である程度に半壊した者（世帯単位）に対して、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修・管理する。

(1) 応急修理対象世帯数の把握

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ 特定の資産のない失業者・母子家庭・高齢者・病弱者・障害者及び前各者に準ずる経済的弱者など

(2) 災害救助法が適用された場合の留意点

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所、居室、炊事場、便所など必要最小限度の部分（工事請負契約の締結）

ア 応急修理費用の限度額

(ア) 1世帯当たり規定の限度額以内まで

(イ) 町は、1世帯当たりの限度額内で、居室、炊事場、便所などの破損した箇所の補修に必要な修理用原材料費、労務費、材料輸送費及び工事費を負担

イ 応急修理の期間

災害発生から1ヶ月以内

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）

### 4 資材などの確保

(1) 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務などの確保が困難な場合は、町又は県があっせん

(2) 町は、資機材が不足し、調達のある場合には、県・国に資機材の調達を要請

## 5 野外施設の設置

町は、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要が生じ、付近に適当な収容施設がないか、被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

## 6 広域的な避難

被災者の避難、収容状況にかんがみ、町域外への広域的な避難、収容が必要な場合には、町は、中央圏域広域避難計画に基づき、他市町村に広域避難収容に関する支援を要請する。

## 7 災害救助法の実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び住宅の応急修理の実施基準は、次のとおりである。

### (1) 応急仮設住宅

#### ア 応急仮設住宅の対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

#### イ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限
1戸当たり平均 29.7㎡	1戸当たり 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から20日以内

※ 費用金額は整地費、建築費、付帯工事費、労務費など一切の費用

### (2) 応急修理

#### ア 応急修理の対象者

住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

#### イ 応急修理の規模及び期間

規 模	費 用	応急修理の期間
居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の部分	1世帯当たり 「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から1ヶ月以内

※ 仮設応急住宅・家屋修理に関する業者は資料編 資料17「仮設応急住宅・家屋修理に関する業者」に掲載

## 第11 農林水産業対策

町は、災害による農地、農業用施設、農産物、家畜及び林産物並びに漁業施設に対する被害を防除する。

## 1 実施責任者

実施責任者は町及び農林水産各種団体とする。

## 2 農地及び農業用施設に対する応急措置

町は、高知県農協など農業団体の協力を得て、河川の氾濫などにより冠水した農地の排水作業、用・排水路の取水樋門の操作などの応急措置を行う。

なお、状況により、移動式ポンプの貸与、応急工事実施のための資機材の確保などに努める。

## 3 農作物に対する措置

気象状況を事前に把握し、各農業団体に通知するとともに、災害に対する防災措置を指導する。

町は、災害発生後は、農業団体の協力を得て速やかに状況を把握する。直ちに実態に即した作物別の技術対策を立て、広報活動・団体指導及び必要に応じた個別指導を行う。

また、種苗及び資材のあっせん、融資などを行う。

## 4 家畜などに対する応急措置

町は、農業及び畜産関係団体の協力のもとに、被災地の畜産の処理及び飼育管理について現地指導を行うとともに、飼料の確保、畜産被害調査、防疫指導及び汚染地域の消毒などを実施するなど、防疫の万全を期する。

## 5 林業に対する措置

町は、森林所有者、苗木生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病虫害の防除について、技術指導資金援助を行うとともに、山林種苗の供給などについて県の協力を要請する。

また、町は、県とともに林道治山施設などの安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧を行う。

## 6 漁業用施設に対する応急措置

町は、漁業協同組合の協力を得て、応急措置を行う。

## 7 水産物に対する措置

町は、気象状況を事前に把握し、漁業団体に通知するとともに、災害に対する防災措置を指導する。

町は、災害発生後は、水産団体の協力を得て速やかに状況を把握し、直ちに実態に即した個別指導を行う。

## 第15節 ライフラインなど施設の応急対策

### 第1 計画の方針

関係機関は、電気、ガス、電話、上下水道など、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

### 第2 電力施設

災害時における電力への被害は、社会的に多大な影響を及ぼすので、復旧は、迅速・的確かつ慎重に行う必要がある。

#### 1 実施責任者

四国電力(株) (四国電力(株)送配電カンパニー中村支社須崎事業所) とし、同社の計画に基づいて、電気供給の責任を完遂するための災害対策に万全を期すものとする。

#### 2 広報の実施

- (1) 報道機関、防災関係機関に対し、災害の概要、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、一般の不安を解消
- (2) 被災地区の住民に対しては、上記内容に加えて、感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつ詳細な注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供

#### 3 要員・資材の確保

- (1) 被害の重要度、状況などに応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じて県内外の他機関並びに業者の応援を要請
- (2) 災害対策用備蓄資材、一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者が所有する資材を緊急に転用するための措置を要請。不足する場合は、県内外の他機関に対しても緊急に転用するための措置を要請

#### 4 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合は、関係機関に連絡の上、当該地域の予防停電を行うが、被害の状況、路線の重要度、住民に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、必要に応じて技術員を現場に派遣して、電気施設の保安のために必要な措置をとる。

事故により停電した路線については、原則として技術員による現場巡視を行い、電気施設の保安のために必要な措置をとった後、送電する。

#### 5 供給設備の復旧

- (1) 電気供給施設の災害からの復旧は、民生の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施
- (2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから優先的に実施

(3) 仮復旧工事

復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

## 6 ダムの管理

ダムの管理は、河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努める。

## 第3 ガス施設

### 1 実施責任者

実施責任者は、(一社)高知県LPガス協会とする。

### 2 実施内容

(一社)高知県LPガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表

イ 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づいて要員を確保

イ 不足する場合は、各支部などへ応援を要請

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請

(4) 指定避難所への支援

(一社)高知県LPガス協会は、各ブロックにより指定避難所での炊き出し、給湯の支援を行う。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施

## 第4 上下水道施設

### 1 実施責任者

実施責任者は施設管理者とする。

### 2 実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施

## 第5 通信施設

災害時の電気通信網の確保は必要不可欠である。電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、西日本電信電話（株）高知支店は、西日本電信電話（株）災害対策規程に基づく災害対策内規により、次の事項を実施する。

また、この場合、災害対策本部及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

### 1 実施責任者

実施責任者は西日本電信電話（株）高知支店ほかの通信事業者とする。

西日本電信電話（株）は、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧の見込みを広報
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施

### 2 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時公衆電話の設置など  
臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。
- (2) 利用制限  
実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び同法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）並びにNTT契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限などの措置をとる。
- (3) 非常緊急電話又は非常緊急電報  
実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、電気通信事業法並びにNTT契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に対して優先的に取扱う。



### 3 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備などの応急復旧は、恒久的に復旧する目的の工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備などの復旧は、サービス回線を最優先として速やかに実施
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送を手配
- (3) 復旧は、越知町及びライフライン事業者と提携し、できる限り早期に復旧

### 4 復旧に関する広報

#### (1) 広報活動

実施責任者は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況、被災した電気通信設備などの応急復旧の状況などの広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

#### (2) 広報の方法

実施責任者は、広報については、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を通じて行うほか、パソコン通信などや広報車などにより直接当該被災地に周知する。

## 第16節 教育対策

### 1 計画の方針

町は、災害により文教施設が被災し、又は園児、児童、生徒の被災により通常の教育が実施不可能な場合、応急対策を実施し、就学に支障を来すことのないよう措置する。

また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対し、町は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便を図る。

### 2 実施責任者

実施責任者は町、県教育委員会、県とする。

なお、町においては次のとおりとする。

- (1) 幼稚園、町立小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育長が担当
- (2) 文教施設の応急措置  
文教施設の被災は、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて実施するとともに、町長にこの計画書を提出する。

### 3 初動体制

#### (1) 授業開始後の措置

災害が発生又は発生が予想される気象状況となったとき、各学校（園）長は町教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、保護者へ連絡するとともに、注意事項を徹底させ、園児、低学年児童には、教職員が地区別に付き添う。

(2) 登校前（下校後）の措置

学校（園）長は、休校措置を登校前（下校後）に決定したとき、防災行政無線又は電話連絡網により保護者に伝えるほか、電話で関係地区長などに伝達し、徹底を図る。

(3) その他

ア 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策

イ 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認

ウ 状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校（園）長は、町教育長と協議して決定

#### 4 文教施設・設備の応急復旧

学校（園）長は、授業実施に向けた校舎の確保について、おおむね次の方法による対応を進める。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のために使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂などを利用し、応急教育を行う。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、公民館など公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎などの利用又は民有施設を借上げる。

(3) 激甚な災害の場合

町は、広範囲にわたる激甚な災害により、1又は2の措置がとれない場合は、応急仮校舎を建設する。

#### 5 応急教育の実施

学校（園）長は、被災状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業などの措置を講じ、極力規定授業時間数の確保に努め、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業などの適切な方法により、年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

#### 6 応急教育の方法

(1) 被害の程度により臨時休校の措置をとり、対応策として夏休みなどの振替授業などにより授業時間を確保

(2) 通常と異なった教育環境に配慮した授業を実施

(3) 教育環境悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業などを適宜実施

(4) 園児、児童、生徒が被災した居住地を離れる場合は、新居住地の学校に仮入学をさせて授業を実施

(5) 新居住地が町外の場合、当該の教育委員会と連携をとり、迅速な受入体制を整備

## 7 教材・学用品などの調達及び配分方法

町は、調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分する。

- (1) 町は、園児、児童、生徒の学用品の被害状況及び最低限度必要な学校備品について調査を行い必要量を確保
- (2) 町は、県内、県外業者のリストを作成し、被災地域に応じた発注体制を構築
- (3) 町は、被害学校別、学年別、使用教科書ごとの数量を速やかに調査し、県に報告
- (4) 町は、指示に基づいて教科書供給書店などから供給
- (5) 町は、他の市町村に対し、古本の供与を依頼
- (6) 供与対象者は災害のために住家に被害（床上浸水以上）を受けた小学校児童及び中学校生徒で、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来している者

## 8 育英資金の貸付け

町は、育英資金の貸付けについて特別な措置を実施する。

## 9 学校給食

町は、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が提供不可能となったときは、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 町は、学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、安全確認、衛生状態の確認後、給食を実施
- (2) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (3) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (4) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (5) パン供給不能の際の米飯給食の計画について
- (6) 食中毒の予防対策について
- (7) 被災者の炊き出し用を使用した際は、非常給食と学校給食の供給量の調整、同状況下において完全給食が行えない場合は、町は、業者枠を町内外に広げて給食を実施

## 10 教育実施者の確保

- (1) 欠員の少ない場合は、学校内で調整
- (2) 被災した学校以外の隣接校との調整を検討
- (3) 短期、臨時的にはPTAにも協力を依頼（退職教員など。）
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、1から3までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、町は、臨時配置及び補充措置を県に要請

## 11 学校の安全など

- (1) 町は、学校内外・登下校路の危険箇所の点検、う回路の設定などにより安全を確保
- (2) 町は、メンタルケアを必要とする園児、児童、生徒、教職員に対し、相談事業を実施

## 12 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される学用品などの実施基準は、次のとおりである。

### (1) 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった者を含む。）により、学用品を亡失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に給与する。

### (2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教 科 書	※災害発生の日から1ヶ月以内	教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費
文 房 具	※災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 規程の限度額内 中学校生徒 1人当たり 規程の限度額内 高等学校など生徒 1人当たり
通学用品	※災害発生の日から15日以内	規程の限度額内 （入・進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。）

※ ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

## 第17節 労務の提供

### 第1 計画の方針

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員などの動員のみでは労力的に不足する場合に、災害対策基本法に基づき、町は、応急対策のための人員の確保を行う。

### 第2 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者などの動員については町長が行うほか、その他の提供については各機関を実施責任者とする。

### 第3 従事協力命令

町は、災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民などへ従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

#### ■ 従事協力命令の根拠法令

対象事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市町村長	災害対策基本法
		警察官	災害対策基本法
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知事	災害救助法
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	知事 (市町村長)	災害対策基本法
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	職務執行法
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法

### 第4 民間団体など

災害対策基本法の規定により、町長又は警察官は、越知町の区域の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させることができる。したがって、町長又は警察官は、平時より当該法の運用について十分習熟するように努める。また、必要に応じて以下の民間団体などにも応援を要請する。

## 1 応援を要請する民間団体

- (1) 越知町社会福祉協議会
- (2) 日本赤十字社奉仕団
- (3) 越知町区長連合協議会
- (4) 越知町PTA連合会
- (5) 越知町母親クラブ
- (6) おちスポーツクラブ
- (7) 越知町民生委員児童委員協議会
- (8) その他の民間団体

## 2 民間団体などへの協力要請

町は、上記民間団体などへの応援を要請するときは、次のように行う。

### (1) 依頼先窓口

町は、民間団体に対して、当該団体の責任者を通じて、協力要請するものとする。  
さらに多数の者の協力を必要とする場合は、町長は、他の市町村長を通じ、当該市町村内の民間団体に協力を求める。

### (2) 日本赤十字社奉仕団

当該奉仕団の協力を必要とする場合は、町長は知事あてに要請を行い協力を求める。

### (3) 町が、各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所及び就労予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ 携行品など
- キ その他必要な事項

### (4) 協力活動の内容

協力要請の内容は、おおむね次のとおりであり、町は、各団体にそれぞれ適した部門の協力を要請する。

- ア 災害現場における応急手当、患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡など
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所内における手当、患者の世話など
- ウ 指定緊急避難場所の標示、指定避難所内での被災者への炊き出し、その他世話など
- エ 被災者の誘導、救出、搬出、家財などの監視と整理など
- オ 防災関係機関の行う被害調査、警報伝達などの連絡、人員及び物資の輸送、その他救護活動に必要な労力など
- カ 義援金品の募集及びその受付、救援物資の整理、輸送、配分など
- キ 災害現場の後始末、防疫活動及び被災者の更生援護に必要な労働力の提供など
- ク 行方不明者及び遺体捜索に対する協力

### 3 労務者などの雇用

#### (1) 労務者などの確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、町は、次の措置により行う。

- ア 各部の常用労務者及び関係業者などの労務者の動員
- イ 公共職業安定所などのあっせん供給による労務者の動員
- ウ 関係機関の応援派遣による技術者などの動員
- エ 緊急時などにおける従事協力命令による労務者などの強制動員

#### (2) 労務者などの雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のために労働力が必要なときは、町は、労務者を雇用し、災害応急対策にあたる。

##### ア 雇用手続

町は、各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、総務部を通じて、関係機関に依頼して雇用する。

- (ア) 雇用の理由
- (イ) 所要職種別人員数
- (ウ) 作業内容
- (エ) 雇用期間
- (オ) 就労場所
- (カ) 賃金の額
- (キ) 労務者の輸送方法
- (ク) その他必要な事項

##### イ 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準に、災害の特殊事情を考慮の上、町長が決定する。

## 第5 職員の派遣要請及びあっせん要請

### 1 他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法及び高知県内市町村災害時相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

また、災害対策基本法により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにして、無線又は電話で連絡し、後に文書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数
- (4) 応援を必要とする場所及び期間
- (5) その他職員の応援について必要な事項

## 2 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(1) 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法)

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

## 第18節 要配慮者対策

### 1 計画の方針

町は、「越知町災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、当該者への配慮を十分に行い、安全・安心な避難と指定避難所の利用ができるように努める。

### 2 実施責任者

実施責任者は町とする。

### 3 避難

災害時の避難に必要な措置などについては、第3編 第1章 第9節「避難活動など」の定めに基づいて実施する。

### 4 避難施設

(1) 指定避難所環境の整備

一般の指定避難所は要配慮者に配慮した構造ではなく、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、町は、福祉避難所の開設など、要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなどの配慮に努める。



(2) 福祉避難所の充実

町は、既に民間医療機関が災害時に開設する福祉避難所のほかにも、要配慮者が安心して生活ができる体制が整備された福祉施設などを、福祉避難所として開設できるよう、施設の管理者などと事前協定を結び、あらかじめ福祉避難所の指定など整備を進める。

(3) その他の配慮

町は、コミュニケーション能力に困難が想定される外国人に対しては、ボランティアなどの協力なども得ながら、災害避難時の生活に支障が生じないように努める。

## 第19節 災害応急融資

### 1 計画の方針

各関係機関は、被害を受けた事業者などに融資、貸付けなどを行う。

### 2 実施責任者

実施機関は各関係機関とする。

町は、関係団体と連携して、これらの融資を受けようとする被災者の申請手続や、制度利用のあっせんを行う。

### 3 農林漁業災害資金

- (1) 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資
- (2) 県単独の農林業災害対策資金を融資
- (3) 漁業災害対策資金を融資

### 4 中小企業復興資金

町中の金融機関、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付けなどに加えて信用保証協会による保証を行う。

### 5 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく貸付けを行う。

### 6 被災医療機関などに対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付けを行う。

### 7 母子・寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法による貸付を行うほか、償還金の支払猶予の対策を行う。

## 第20節 二次災害の防止

### 1 計画の方針

町は降雨や爆発物、有害物質などによる二次災害の防災活動を実施する。

### 2 実施責任者

実施責任者は町、県、各関係機関とする。

### 3 水害・土砂災害対策

水害や土砂災害は、降雨状況、地形、地質などにより、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、せき止められていた水が一気に流れ出したり、崩壊により堆積した土砂が移動するなどの現象により、二次災害をひき起こすおそれがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

- (1) 水害・土砂災害などの危険箇所の点検を専門技術者などにより実施
- (2) 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施
- (4) 土砂災害等に対する避難指示を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項について助言を求めることができる。
- (5) その他必要と思われる措置

### 4 爆発などや有害物質による二次災害対策

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定時間を経過してから発生することがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- (1) 爆発物や有害物質など危険物を取扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施
- (2) 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知
- (3) 必要に応じて避難対策を実施
- (4) その他必要と思われる措置

## 第21節 自発的支援の受入れ

### 1 計画の方針

町は、災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分などを適切に行う。

また、町、県及び関係団体は、ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

## 2 実施責任者

実施責任者は、町においては町長とし、その他においては各機関が定める責任者とする。

## 3 ボランティア活動の支援

町社会福祉協議会などボランティアにかかわる団体は、迅速に「(仮)災害ボランティアセンター」を設置し、県社会福祉協議会が作成する「災害ボランティア活動支援マニュアル」を参考として、被災者のニーズを踏まえたボランティアの受入れとその活動の調整を行う。

町は、「(仮)災害ボランティアセンター」の活動の支援及び連絡に努める。

## 4 義援金品の受付

実施責任者は、町とし、各機関と連携する。

被災者、被災施設などに対する地域社会からの義援金品の募集及び配布については、おおむね次のように行う。

### (1) 受付

- ア 町、県、日本赤十字社高知県支部及びその他の機関で受付
- イ 町における義援金品は、町民部福祉班において受付
- ウ 受入れ希望物資

町は、義援物資のうち受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に連絡するとともに、報道機関などを通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

### (2) 町における義援金品の保管

- ア 町民部は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を設置
- イ 義援金品は、適正に保管

### (3) 町における義援金品の配布

町で受け付けた義援金品は、町民部福祉班が受入れ、その配布を担当する。義援金品の配布に当たっては、被害状況などを勘案して配布率並びに配布方法を決定し、必要に応じて県、日本赤十字社奉仕団などの各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配布を行う。

## 第22節 水防計画

### 第1 計画の方針

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、高知県知事から指定された指定水防管理団体である越知町が、水防法の規定に基づいて、洪水による水害に対し、その被害を軽減することを目的として定めるものである。

また、この計画は高知県水防計画書との整合性・関連性を有するものとして定めるものである。

## 第2 実施責任者

実施責任者は、町、県、国及び各関係機関の定める責任者とする。

## 第3 水防活動の実施

町、県、国及び各関係機関は、洪水に際し、水の災害を警戒することにより、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、水防警戒の通知を受けたときから危険が除去されるまでの間、水防計画に基づいた水防活動を実施する。

## 第4 定義

本計画において用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
水防管理団体	越知町
水防管理者	越知町長
水防本部長	越知町長
水防副本部長	越知町副町長
水防団	越知町消防団
水防団長	越知町消防団長

## 第5 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、水防法などに次のとおり規定されている。

### 1 町の責任

町は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。(水防法。以下同法)

越知町は高知県の指定する指定水防管理団体として、対象主要河川水域を仁淀川(町内区間)と規定されている。

### 2 県の責任

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、指導と水防能力の確保すべき責任を有する。(同法)

本町域は高吾北地域として、高知県中央西土木事務所越知事務所が県の水防対応機関である。

### 3 住民などの水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内(越知町内)に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(同法)

## 第6 水防組織

### 1 水防本部の設置

町は、知事からの通知を受けたときから、その危険が解消するまでの間、県の組織(町の消防組織)に準じて水防本部を設置して水防事務を処理する。

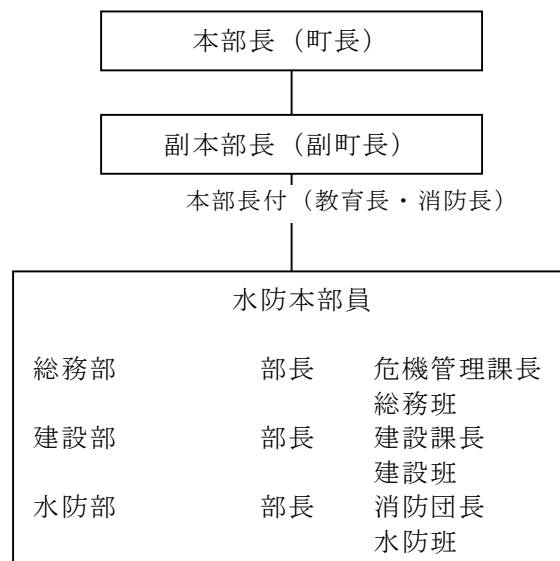
災害対策本部が設置された場合は、本計画に定める水防組織は同本部の所管部に入り、業務の遂行に努める。(同法)

## 2 本部員会議

本部長は、水防活動の重要な事項などを協議決定するため、必要に応じて本部員会議を招集する。なお、本部員会議は、次の者により構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 各部長

## 3 本部組織図



## 4 各班所掌事務

部	班	担 当 事 務
総務部	総務班	1 情報の収集、伝達に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 水防指令などの受報発報の情報連絡調整に関すること 4 各班の相互協力、応援その他調整に関すること 5 各部に対する指令に関すること 6 被害状況の取りまとめに関すること
建設部	建設班	1 河川、道路などの水防に関すること 2 冠水などによる交通不通箇所の調査及び対策に関する こと 3 所管排水施設の保全及び管理に関すること 4 市街地の排水対策に関すること 5 雨量、水位などの観測及び情報収集に関すること
水防部	水防班	1 警戒を要する河川などの巡視に関すること 2 水防工法などによる応急復旧に関すること 3 水防用資機材の確保に関すること 4 避難指示などの告知及び誘導に関すること 5 救急、救出に関すること 6 行方不明者並びに遺体捜索及び収容に関すること

## 第7 伝達系統

水防連絡体制は次のとおりとする。また、非常時に有線が使用できない場合を考慮し、無線設備を常に良好に保ち、非常時に通信を確保する。

国土交通省からの水防警報などや県からの水防指令の通報を受けた場合の伝達系統は、次のとおりである。

### 1 水防警報の連絡系統（河川）



## 第8 水防活動など

### 1 水防指令と水防活動基準

水害が予想される、あるいは発生した場合には、水防本部が水防指令を発する。水防指令の各号種が発せられる基準と各号種の警備体制（水防活動）は次のとおりである。

#### (1) 水防号種と発令基準・警備体制（高知県の規定）

号種	発令基準・状況	警備体制(水防活動)
準備	気象情報などを受けて水防本部が設置されるまで	準備業務
水防指令第1号	1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予想され、水位が水防団待機水位に達したとき 2 大雨警報、洪水警報が高知地方気象台から発表されたとき 3 河川に相当の被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき 4 気象台よりの発表がなく、土木事務所管轄内に局所的な集中豪雨があった場合、雨量、水位などの状況判断で発令	1 水防本部設置 2 水防常備員の配置 3 水防団などの待機
水防指令第2号	河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき、洪水の危険が予想される状況判断で発令	1 水防団の出動準備(水防資機材の整備など) 2 警察署の避難誘導警備の準備体制(指定避難所の再確認輸送の再確認など)
水防指令第3号	河川が氾濫注意水位に達したとき、洪水の危険があると状況判断されたときに発令	水防団などの出動(警戒区域の設定時期の検討、住民の避難準備及び避難の勧告の検討、水防信号などによる住民周知の検討など)
水防指令第4号	河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊・溢流のおそれがあるとき	水防団など関係機関の出動

水防指令 第5号	水防の限界を予測し、危険を判断したとき 上記水防指令4号の状況の後、河川における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき	地域全住民(危険区域内住居避難)
解 除	氾濫注意水位以下となり危険がなくなったとき	地域全住民に連絡

資料 「高知県水防計画書」令和元年度

## 2 水防配備体制

町水防本部は水害の発生が予想され、又は発生した場合、水防事務を完全に遂行するため、水害の規模の大小を予見して、その程度に応じた水防体制を整える。

### (1) 水防配備

水防指令が発せられたときは、次の水防配備体制をとる。

号 種	水 防 配 備 体 制
水防指令第1号	係員1名を常時勤務させ、状況報告と連絡に当たらせる(以下「水防常備員」という。)また、電話及び県を通じたラジオ、テレビなどの情報により水防警報の発令を周知させるよう努める。
水防指令第2号	1～2班(1班2名程度)を水防常備員とし、状況報告と連絡に当たらせるとともに、巡視警戒の指揮監督を行い、消防団員などを待機させ、水防資機材の整備点検を行う。
水防指令第3号	(水防本部設置)消防団員などの危険現場出動、部所配置
水防指令第4号	水防作業開始、関係機関、地域住民への協力要請
水防指令第5号	一般住民の避難
水 防 解 除	一般住民の避難解除、水防本部解散

### (2) 水門の操作

#### ア 水門など操作及び通報

(ア) 水防管理者は、水防上必要な、気象などの状況の通知を受けたときは、直ちに水門などの操作責任者に連絡

(イ) 水門などの操作責任者は、気象などの状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視して、必要な操作を行うとともに、水門などの付近に異常を認めたときは、直ちに町長に通報

#### イ 整備・点検

水門などの管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないよう点検整備を実施する。

### 3 水防活動

水防活動は、以下のとおり実施する。

(1) 水防指令第1号が発令されたとき

県は、水防指令第1号（以下「号数」を以て示す。）を発令したときは、1号の発令をラジオ、テレビ放送又は電話、電信により県下に周知させる。（以下各号の水防指令は上記の連絡方法で周知するため、水防関係者は気象状況によりラジオ、テレビ放送に留意する。）

水防管理者（町長）は第1号の発令を了知したときに、直ちに水防体制に入るとともに所定の報告をする。

(2) 第2号が発令されたとき

水防管理者は、次の事項に留意し、万全の体制をとる。

- ア 水防団の待機
- イ 水防資機材の整備
- ウ 指定避難所の再確認
- エ 輸送の再確認
- オ 他の水防管理団体への応援要請の必要性
- カ 自衛隊派遣要請の必要性
- キ 佐川警察署長に対する避難誘導、警備の準備体制要請
- ク 諸報告の円滑な業務確認

(3) 第3号が発令されたとき

ア 巡回

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の二班に分かれて巡回する。巡回では特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに越知事務所長及び佐川警察署長に報告するとともに水防作業を開始する。

(ア) 堤防の溢水状況

- (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (カ) 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常

イ 水防管理者は必要があれば、次の事項について要請

- (ア) 越知事務所長などに対する技術上の協力及び県水防本部長に対する自衛隊派遣の連絡
- (イ) 隣接する水防管理団体に対する協力要請

ウ 水防管理者は、重要な水防箇所に伝令を配置



エ 警戒区域の設定

水防管理者は水防活動上必要な場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限する。場合により、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

オ 水防管理者は水防従事者に対して、次の事項を厳守

- (ア) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとらないこと
- (イ) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以って守り抜くこと
- (ウ) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、濫りに人心を動揺せしめたり徒らに水防員を極度につかれせしめないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること

カ 水防管理者は必要があれば、危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。

(4) 決壊（第4～第5号発令）

ア 決壊・溢流

堤防その他の施設が決壊・溢流したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちに越知事務所長や、氾濫する方向に隣接する水防管理団体の管理者などに通報する。

水防管理者、越知事務所長などは、破堤後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限にとどめるよう最善の努力を行う。

イ 報告

水防管理者は、破堤・溢流などにより被害を生じたときは、越知事務所長などに対し、次の報告を行う。

- (ア) 日 時
- (イ) 場 所
- (ウ) 人の被害
- (エ) 家屋・田畑・橋の流出・道路の決壊・破堤などの事実
- (オ) 被災害概算
- (カ) 復旧見込などの所要事項

ウ 越知事務所長などは、上記の報告があったとき、付加事項があれば追加して県水防本部長及び佐川警察署長に連絡

エ 警察官の出動要請

水防管理者は、必要なときに佐川警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立ち退き後の家屋及び指定避難所の警備などを求めることができる。

(同法)

オ 避難のための立ち退き（同法）

水防管理者は上記の要請のほか、洪水又は氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく、必要と認める地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、佐川警察署長にその旨を通知しなければならない。

避難は第3編 第2章 第9節「避難活動など」の定めに基づき実施する。

カ 協力を要請された水防管理者は水防団体などに対し、所要の器具資材を携行させ、できうる限り応援する。

上記により派遣される者は、要請をした水防管理者の所轄下にて行動する。

(5) 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防活動の停止を命じ、これを一般に周知せしめるとともに越知事務所などに通報する。

この通報を受けた越知事務所長などは直ちに水防本部にその旨を報告する。

(6) 水防管理者の水防警報発令

水防管理者が独自の水防警報を発令したとき、又は水防災害の事態が生じたときは、その都度水防管理者は越知事務所長に、越知事務所長は県河川課長（又は常備員）にその旨を連絡又は報告する。

この場合、発令する水防警報と比較して高位の警報をその他に発令したときは、高位の警報をもって発令警報とする。

(7) 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織は、そのまま災害対策本部の一部に吸収されて活動する。

(8) 水防活動実施報告

洪水などにより水防活動を実施したときは、町及び土木事務所長などは遅滞なく、様式第1号（速報）を県土木部長あてに報告し、あわせて現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い、様式第2号による調査表を作成しておかなければならない。※ 様式は資料編 資料18「水防実施報告」に掲載。

■ 通報・警戒水位（高知県）

河川名	管理所名	観測所位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	観測人名	零点高 E L (m)
仁淀川	越知	越知町 越知甲	6.30	8.30	9.20	10.30	中央西土木 事務所 越知事務所	48.3
坂折川	遊行寺	越知町遊行寺	1.60	2.10	3.00	3.50	〃	63.5

#### 4 水防資材

- (1) 水防管理者は、水防資材の状況を常時把握し、水防倉庫（消防屯所）の資材は補充整備し、文書、簿冊を備え、常に整理
- (2) 資材の確保のためには、水防区域の近在の資材業者を登録し、手持量を調査するなど、緊急時のための補給に、あらかじめ留意
- (3) 器具、資材が、使用あるいは損耗などにより不足を生じた場合は、直ちに補充  
※ 水防倉庫と備蓄資材及び数量は資料編 資料19「水防倉庫と備蓄資材」に掲載。

### 第9 水防警報（国土交通省）

本町は国土交通省の警報伝達対象ではないが、いの基準水位観測所の関係する水防管理団体であることから掲載する。

#### 1 水防警報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域		延長 (km)
仁淀川	仁淀川	左岸 右岸	高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の 1 地先 (いの町加田地先) から海まで 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首 2653 番地先 (河口) (日高村下分地先)	15.4

※ ( ) 内は警報通知を行う場合の呼称である。

#### 2 水防警報の対象とする基準観測所及びその諸元

河川名	基準 水位	県 名	地 先 名	位 置	水防団 待機水 位(指定 水位)	氾濫注 意水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫危 険水位 (危険水 位)
仁淀川	いの	高知県	吾川郡 いの町渦谷	河口より 12.2km	5.00m	6.60m	7.70m	8.15m

※ 標記の水位等については、高知県の配置計画ホームページで（高知県水防観測情報）確認可能。また、令和元年度から仁淀川（柴尾）・久万目川（久万目）・梅の木川（越知中学校前）の水位について確認可能。

#### 3 水防警報実施機関

河川名	実施機関	責任者	官職
仁淀川	高知河川国道事務所	所長	国土交通技官

#### 4 水防警報発表基準

##### ■ 発表基準

河川名	基準水位 観測所	待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
仁淀川	いの	氾濫注意水位 (警戒水位)以上 に達すると思わ れるとき	水位 5.0m に 達しなお上 昇のおそれ があるとき	水位 6.6m に 達しなお上 昇のおそれ があるとき	出水状況 河川状況 を適宜提 供する	水防作業 を必要と しなくな ったとき

## 5 水防警報を公表できない場合の処置

水防管理者は、理由を附し関係者に通知する。

## 6 水防警報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
仁淀川	高知河川国道事務所長	高知県河川課長 四国地方整備局 河川管理課長 仁淀川出張所長 (財)河川情報センター 高松センター所長	F A X メール 多重回線又はN T T

## 7 基準水位観測所の関係する水防管理団体及びその範囲

河川名	基準水位 観測所	水防管理団体及び範囲	
		水防管理団体	範囲
仁淀川	いの	いの町・越知町・高知市・日高村	いの町・越知町・高知市・日高村

## 第10 自衛隊の派遣要請

第3編 第3章 自衛隊の災害派遣により行う。

## 第11 公用負担

### 1 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のために、必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

## 2 公用負担権限委任証明書

水防管理者、水防団長又は消防機関の長が、水防法により公用負担の権限を行使する場合は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示する。

公用負担権限委任証明書			
受任者			
身分 氏名			
うえの者に越知町の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
水防管理者 氏名			㊟
又は水防団長 消防機関の長			

## 3 公用負担の証票

水防法の規定により公用負担の権限を行使する者は、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡す。

公用負担証			
負担者	住所	氏名	
物件	数量	負担内容	期間
	(使用、収用、処分など)		
年	月	日	
命令者 氏名			㊟

※ 上記の権限行使により損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその補償をする。

## 第23節 感染症対策

### 第1 計画の方針

町は国・県・関係機関と連携し、感染症対策を行う。

この対策は、新型インフルエンザなど感染症が発生した場合に、発生初期の段階で抑えることにより、できる限り感染拡大を阻止するためのものである。また、住民の生命及び健康への被害を最小限にとどめ、住民の生活を守ることを目的に実施するものである。

### 第2 実施責任者

実施責任者は、町、県、国及び各関係機関とする。

### 第3 行動計画の主要6項目

行動計画は、その目標と活動を、国、県の行動計画に準じた「実施体制と情報収集」、「サーベイランス\*」、「予防・まん延防止」、「医療」、「情報提供・共有」、「社会・経済機能の維持」の6分野とする。

また、各分野に含まれる内容は以下のとおりである。

#### 1 実施体制と情報収集

- (1) 新型インフルエンザなど感染症対策は、越知町全庁一体での取組を実施
- (2) 迅速かつ正確な情報提供、及び迅速な対策を実施するために、国・県などから情報を収集

#### 2 サーベイランス

疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視する。

#### 3 予防・まん延防止

町及び関係機関は、新型インフルエンザなど感染症の感染拡大期を遅らせるとともに、感染数のピークを抑制するため、以下の対策を実施する。

- (1) 予防  
町は、新型インフルエンザの予防については、うがい、手洗い、マスク着用などの基本的な感染防御方法の実施や、可能な限り感染者に接触しないなど、個人単位での感染防止策を徹底
- (2) 感染拡大防止対策  
町は、町内で発生した場合には、次のような感染拡大防止対策を国、県と連携し実施する。

---

\* サーベイランス

見張り、監視制度という意味である。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。サーベランスともいう。

ア 患者対策

町は、直ちに患者に対し、入院措置を行い、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療する。新たな感染経路を絶ち、感染源を削減する。

イ 接触者対策

町は、患者との接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となって感染拡大することを阻止する。

ウ 学校などの対策

学校、通所施設などでは感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性があるため、町は、発生状況に応じて学校、通所施設などの臨時休業を実施するとともに、各学校などへ入学試験などの行事・イベントの延期などを要請する。

エ 社会対策

町は、必要に応じ、外出や集会の自粛要請などへの地域対策、不要不急の事業の自粛要請などの職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

#### 4 医療

町は、新型インフルエンザ患者の発生動向に応じた、効率的・効果的な医療提供体制を事前に計画し、体制を確保する。

#### 5 情報提供・共有

(1) 迅速な対策を実施するため、住民や関係機関などへは迅速かつ正確な情報提供

ア 日ごろから新型インフルエンザなど感染症の情報について、関係者間で情報交換体制を構築し、情報を共有

イ 町は、収集した情報の中から、正確な情報を住民に提供し、共有することで、パニックを起こさず、感染防止や適切な行動

(ア) 感染症の流行状況に応じて、町内外の発生状況・対応状況などについて、迅速かつ定期的に、住民や関係機関に対して情報を提供

(イ) 住民がこれら情報を受け取る媒体や受け取る内容についても、千差万別であることが考えられるため、関係所管などにおいても複数の媒体を設定し、理解しやすい内容で情報を提供

(2) 住民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制の確保

海外発生期以降においては、住民からの相談に対応するため、県及び市町村は相談窓口を設置する。

#### 6 社会・経済機能の維持

町及び関係機関は、感染が拡大した場合に、最低限の住民生活を維持するため、公共のサービスの中断や物資の不足により、社会・経済機能を破綻させないように対策を実施する。

## 第4 感染症対策

- 1 指定避難所における便所・廃棄物の消毒、手洗い用薬剤・衛生材料の配置、うがい薬・マスクなどの配付
- 2 インフルエンザ・肺炎・赤痢・食中毒などの予防のための保健指導を実施
- 3 必要に応じ、予防接種を実施
- 4 国及び「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」で定められた対策に基づき、町は、発生段階に応じて対策を実施

### ■ 発生段階の対応

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザなど感染症が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザなど感染症が発生した状態	
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内でインフルエンザ等の患者が発生していない状況
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	(県内発生早期) 県内でインフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状況  (県内感染期) 県内でインフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状況 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

資料 「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」平成30年



## 第24節 災害救助法施行細則（別表第1及び別表第2）

### 別表第1（第2条関係）

#### 1 収容施設の供与

##### (1) 指定避難所

- ア 指定避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
- イ 指定避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により実施するものとする。
- ウ 指定避難所設置のため支出できる費用は、指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり330円以内とする。
- エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
- オ 指定避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、指定避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。
- カ 指定避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### (2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとし、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与するものをいう。

##### ア 建設型応急住宅

- (ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、50戸未満の場合であっても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

- (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができるものとする。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項の許可の期限内(最高2年)とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

#### イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、アの(カ)と同様の期間とする。

## 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### (1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、指定避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### (2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。)又は全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季 (10月1日から3月31日まで)	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 4 医療及び助産

### (1) 医療

ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班において行うものとする。ただし、急迫した事情があつてやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ウ 医療は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 診療

(イ) 薬剤及び治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

### (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。

## 5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

## 6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
  - ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円
  - イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

## 7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 8 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次に掲げる額以内とする。
  - ア 生業費 1件当たり 3万円
  - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件で貸与するものとする。
  - ア 貸与期間 2年以内
  - イ 利子 無利子
- (6) 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、当該制度による資金の活用を図るものとする。

## 9 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
  - ア 教科書
  - イ 文房具
  - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
  - ア 教科書代
    - (ア) 小学校児童及び中学校生徒  
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
    - (イ) 高等学校等生徒  
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - イ 文房具費及び通学用品費
    - 小学校児童 1人当たり 4,500円
    - 中学校生徒 1人当たり 4,800円
    - 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
  - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - イ 死体の一時保存
  - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
  - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円
  - イ 死体を一時保存する場合
    - (ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。  
当該施設の借上げ費について通常の実費
    - (イ) 既存建物を利用できないとき。  
1体当たり 5,400円
  - ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 12 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。
  - ア 棺（附属品を含む。）
  - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇用費を含む。）
  - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
  - ア 被災者の避難に係る支援
  - イ 医療及び助産

- ウ 災害を受けた者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

- (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

## 別表第2（第12条関係）

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度

- 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 24,300円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,900円
- ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,000円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 14,400円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,000円
- カ 大工 1人1日当たり 21,200円
- キ 左官 1人1日当たり 21,700円
- ク とび職 1人1日当たり 22,000円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の規定の例により定める額以内とする。

- 2 政令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した金額以内とする。



## 第3章 自衛隊の災害派遣

### 第1節 趣旨

災害に際し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊など」という。）の派遣を要請する場合、その手続などを定め円滑なる実施を図る。

### 第2節 災害派遣要請ができる範囲

#### 1 計画の方針

災害発生時に自衛隊の派遣要請を行える範囲などについて示す。

#### 2 実施責任者

実施責任者は県知事及び町長とする。

災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、町長は要請ができない場合は、災害派遣を要する旨と本町の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 3 災害派遣要請ができる範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

##### (1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機などによる、被害状況などの偵察

##### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送など

##### (3) 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者などの捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

##### (4) 水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作製、積込み及び運搬

##### (5) 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として地上の防御活動が困難なとき及び人命の危険・人家などへの延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、また空中消火活動上のヘリポートなどが確保できる場合に限る。）

- (6) 道路など交通上の障害物の排除  
施設の損壊した部分、又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土などの排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援  
被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤などは、県又は町が準備）
- (8) 通信支援  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援（自衛隊の通信連絡に支障のない限度の支援）
- (9) 人員・物資の緊急輸送  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
- (10) 炊き出し及び給水などの支援  
被災者に対する~~炊飯~~給食及び給水の支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
- (11) 宿泊支援  
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物などの保安、除去  
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物などの保安措置及び除去
- (13) その他  
その他知事が必要と認める事項

## 第3節 災害派遣要請の手続

### 1 計画の方針

災害発生に伴い、自衛隊に災害派遣要請を行う場合の手続と、連絡先、及び要請を待たずに出動する場合について示す。

### 2 派遣要請

#### (1) 知事の派遣要請

知事は、災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、「自衛隊法」並びに「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」（平成18年4月締結）及び「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長との協定書」（平成22年4月締結）に基づき、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

また、要請しないと決定したときにも、直ちにその旨を通知する。

さらに、自衛隊の自主派遣が実施された後であっても、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とする。

(2) 知事への情報提出

災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

(3) 町長から知事への要請

町長は、災害派遣要請の必要があるとは判断される場合には、知事に対し、次の事項を記載した文書を提出し、自衛隊の派遣を要請する。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信・電話などで要請し、事後速やかに文書を提出する。

■ 派遣要請時記載事項

	記 載 事 項
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他参考となるべき事項

(4) 町長からの要請

町長は、地震災害に際し、特に緊急を要し、かつ前記(3)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。

(5) 連絡体制

県、町と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、町及び自衛隊の連絡窓口などを定めるなど、連絡体制の整備に努める。

■ 派遣要請連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号	
			防災行政無線	一般加入電話
県	平 時	危機管理部 〔危機管理・防災課〕 〔南海トラフ地震対策課〕 〔消防政策課〕	FAX 72-9253 〔72-9320〕 〔72-9317〕 〔72-9318〕	088 (代) 823-1111 〔823-9320〕 〔823-9317〕 〔823-9318〕
	夜 間 ( 休 日 )	守 衛 室	72-9328	088 (代) 823-9320
	災害対策本部設置時	災 害 対 策 本 部	72-2180 FAX 80-640	088 (代) 823-1111
陸上自衛隊	平 時	第14旅団司令部	—	0877 62-2311
		第50普通科連隊 高知駐屯地	477-619	0887 55-3171
	夜 間 ( 休 日 )	第14旅団司令部 当直指令室	—	0877 62-2311
		第50普通科連隊 高知駐屯地 当直指令室	477-611	0887 55-3171

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）など

(1) 偵察の実施

自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集した情報は、直ちに県など防災関係機関に伝達する。

(2) 自主的派遣

地震による災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事などの要請を待たないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が、自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 災害に際し、知事などが自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事などからの要請を待ついとまがないと認められるとき

## 第4節 派遣部隊の受入体制

### 1 計画の方針

町長は、知事から災害派遣の通知を受けたとき、次の事項に留意し、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など、受入体制に万全を期する。

### 2 受入体制

- (1) 町は、自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保
- (2) 町長は、県及び派遣部隊との連絡責任者を指名
- (3) 町は、部隊が到着後速やかに活動を開始できるように、派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画を立案
- (4) 町長及び県知事は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知

#### ■ 災害対策用ヘリコプター緊急離発着場

NO	名称	所在地（主たる地番等）	離発着 エリア 面積	特徴
1	越知ヘリポート	越知甲 3280-5 ※越知町民総合運動場内	960 m <sup>2</sup>	夜間照明完備 Ⓜ付、コンクリート舗装 離発着エリア：カラー舗装
2	野老山ヘリポート	野老山	590 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
3	桑藪ヘリポート	鎌井田桑藪	720 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
4	日ノ浦ヘリポート	鎌井田日ノ浦	600 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
5	桐見川ヘリポート	桐見川 864	650 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
6	谷ノ内ヘリポート	片岡 4381	710 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
7	清水ヘリポート	横島中 4453	576 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
8	宮の前公園	越知丙	—	
9	越知町民総合運動場	越知甲 3268	—	
10	越知中学校グラウンド	今成 2413	—	
11	野老山公民館	野老山 2033	—	
12	横島西部集落活動センター	横島中 1847	—	
13	明治西部公民館	鎌井田本村 5766	—	

## 第5節 派遣部隊の業務及び撤収など

### 1 計画の方針

災害発生後に自衛隊が派遣された場合に現地で行使する権限の範囲と、撤収の時期と手続などについて示す。

## 2 派遣部隊の業務

### (1) 業務

派遣部隊などは、主として人命及び財産の保護のため、知事及び町長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援などに当たる。

派遣部隊到着後は必要に応じて次の事項を県に報告する。

- ア 派遣部隊の責任者の職、氏名
- イ 隊員数
- ウ 撤収予定日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

### (2) 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、自衛隊法、災害対策基本法の規定に基づき、次の権限を行使することができる。

ただし、知事及び町長などが処理するいとまがなく、現地に町の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- ア 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民などに対し、警告、避難等の通常必要と認められる措置を命じ、又は自ら実施する権限
- イ 人命に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入制限、禁止、退去の命令に関する権限
- ウ 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの土地、建物などの一時使用など、工作物の除去などに関する権限
- エ 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの住民などに対する応急措置業務への従事命令
- オ 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両などの所有者などに対し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる権限

## 3 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったとき、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

なお、撤収要請を行う場合には、次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の終末又は推移の状況
- (2) 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機などの概数
- (3) 撤収日時
- (4) その他必要事項

#### 4 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊などの給食・装備器材・被服などの作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費
- (2) 町の負担する経費は、自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設などの借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品などに要する経費
- (3) 町が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品などは、原則として部隊が回収（代品弁償による回収を含む。）
- (4) その他細部の経費の負担などについては、あらかじめ町長と派遣部隊の長との間で協議

#### 5 災害救助のための無償貸付け及び譲与

- (1) 無償貸付け  
災害の応急復旧のため、緊急に必要がある場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のために特に必要な物品を貸付けることができる。
- (2) 譲与  
被災者が都合により町から援助が受けられない場合で、緊急を要するとき、自衛隊は食料品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・ちゅう房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救じゅつ品を譲与することができる。





## 第4編 災害復旧・復興計画

計 画 事 項	頁
第1章 災害復旧対策	217
第1節 趣旨	217
第2節 復旧・復興の基本方針の決定	217
第3節 迅速な原状復旧の進め方	217
第2章 復興計画	222
第1節 趣旨	222
第2節 復興計画の進め方	222
第3節 被災者などの生活再建などの支援	223
第4節 被災中小企業の復興その他の経済復興の支援	226



# 第1章 災害復旧対策

## 第1節 趣旨

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、実施する。

## 第2節 復旧・復興の基本方針の決定

### 1 計画の方針

災害発生後の速やかな復旧・復興は、被害地区の住民にとっては最も望まれることである。そのための考え方を以下に示す。

### 2 実施責任者

実施責任者は町とする。

### 3 基本方針の方向性

町は、災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向などを勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に方向を決定する。また、必要な場合には、これに基づき復興計画等を作成する。

### 4 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、町は、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 5 財産措置など

復旧・復興においては、多大な費用を必要とすることから、町は、県や国に必要な財政支援を求める。

## 第3節 迅速な原状復旧の進め方

### 第1 計画の方針

地震による災害の発生後、迅速な原状復旧を目指すとともに、中長期的目標に向けた計画的復興について早急に検討し、復旧・復興に基本方向を定める。

本町は、この基本方向に沿って、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、協働して計画的に行う。また、復旧・復興の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求める。

## 第2 実施責任者

実施責任者は町、関係機関とする（以下本編の実施責任者は同じ）。

## 第3 被災施設の復旧等

### 1 被災施設の復旧事業

町は、県と連携を図り、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援などに関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業に努める。

### 2 災害の再発防止

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止の観点から、町は、可能な限り改良復旧を行う。

### 3 土砂災害防止対策

災害に伴う地盤の緩みによる土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、町及び関係機関は、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

### 4 地区別の復旧予定時期を明示

ライフライン、交通輸送などの復旧に当たっては、町及び関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するように努める。

## 第4 がれきの処理

### 1 仮置場、最終処分地の確保

町は、がれきの処理について、高吾北広域町村事務組合と連携し、仮置場、最終処分地を確保した上で実施する。処理不能の場合は、仮置場を設定の上、県に応援を要請する。

### 2 分別とリサイクル

町は、収集に当たっては、適切な分別を行い、リサイクルに努めるとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に実施する。

### 3 環境汚染の未然防止

町は、環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理を考慮し、がれき処理対策を適切に措置する。

## 第5 公共施設の災害復旧

### 1 公共施設復旧

災害により被災した公共施設の復旧は、再発防止を考慮した応急措置を講ずる。

災害復旧事業の実施責任者は、各施設の現状復旧にあわせて、必要な施設の新設・改良を行うなどの事業計画を速やかに確立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復に向け、迅速な災害復旧に当たる。

町は、被害を受けた公共施設などの早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定など、災害復旧に向けた一連の手続を以下に定める。

## 2 被害状況の調査と県への報告

施設の管理者は、公共施設などに被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたとき、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

## 3 復興対策組織体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から、復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じて復興本部などの総合的な組織体制を整備する。

また、町は、復興対策の円滑な実施を期すため、町内だけでなく外部の有識者や、専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、関係機関などに職員の派遣を要請するなどの協力を求める。

## 4 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、町は、県などを通じて県内の他の市町村に職員の派遣を依頼するなどして、技術職員を確保する。また状況に応じ、労務者の確保を図る。

## 5 公共土木施設等災害復旧事業

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防施設災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路施設災害復旧事業
- キ 下水道施設災害復旧事業

### (2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 公立文教施設災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設災害復旧事業
- (8) 公営企業災害復旧事業

- (9) 公用財産災害復旧事業
- (10) 上・下水道災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

## 6 激甚災害の指定

町は、被害が発生した場合、速やかに公共施設の被害の実態を調査し、緊急災害査定に備える。被害状況により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用が受けられるよう所要の措置を講ずる。

激甚災害に係る手続と財政援助措置は、次のとおりである。

### (1) 激甚災害の指定

町は、大規模な災害が発生し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、及び指定を受けた場合の手続は、以下のとおりである。

#### ア 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査などについて協力する。

#### イ 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書を作成し、県に報告する。

### (2) 公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

### (3) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業所事業に対する補助の特例
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 中小企業に関する特別の助成
  - ケ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - コ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
  - サ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - シ 中小企業に対する（株）日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 日本私学振興財団の業務の特例
  - エ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - オ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
  - カ 水防資機材費の補助の特例
  - キ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - ク 産業労務者住宅建設資金融通の特例
  - ケ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

## 7 資金計画

町は、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度などに基づく必要な措置を講ずる。

## 第2章 復興計画

### 第1節 趣旨

町は、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成する。また、町は、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進め、被災から一刻も早い再興を図る。

### 第2節 復興計画の進め方

#### 1 計画の方針

復興計画の策定にあっては、可能な限り住民の参加を求め、特に復興を機会にバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した防災まちづくりを推進する。

また、計画策定作業の進捗と並行して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュールを住民に情報提供し、合意の形成を図る。

災害からの復興を進める上で、留意すべき点について以下に示す。

#### 2 復興計画の策定

##### (1) 速やかに復旧の実施

大規模な災害からの復興を、可及的速やかに実施するため、町は、県との連携を図った上で復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

##### (2) 将来像の明示

復興計画は、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いを残すことのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるように努める。

#### 3 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強く、より快適な都市環境整備を目指し、住民の安全と環境保全などに配慮した、災害に強いまちづくりを実施

(2) 将来に悔いを残さないまちづくりを検討

(3) 早急な生活再建を目指す観点から、住民に対し、計画段階から都市のあるべき姿、将来展望、計画決定までの手続やスケジュールを公開

(4) 計画策定に当たっての種々の選択肢などを提供し、広く住民とのコンセンサスを確保

(5) 復興のための市街地の整備は、被災市街地復興特別措置法などを活用

(6) 土地区画整理事業などにより、合理的かつ健全な市街地の形成と、都市機能を更新

(7) 避難経路・指定避難所・指定緊急避難場所・防災活動拠点・延焼遮断帯等となる幹線道路、公園緑地、河川などの整備に当たっては、被害軽減に資する施設として住民に十分な説明を実施

(8) 公共施設ほか建築物の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置を検討

(9) 公園緑地への臨時ヘリポートとしての機能の付加

(10) 既存不適格建築物については、市街地再開発事業などを適切に推進することで解消



## 第3節 被災者などの生活再建などの支援

### 第1 計画の方針

被災者などの生活再建に関する主要な支援の制度について以下に示す。

### 第2 被災者のための相談

町は、被災者の自立に対する援助・助成措置を講ずるため、できる限り以下の事項に配慮して、総合的な相談窓口を設置する。

#### 1 相談所の開設

被災者からの幅広い相談に応じるため、速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

#### 2 相談事項

相談所では、地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況などを踏まえながら、次の(1)～(4)の事項などについて相談業務を実施する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、町は、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

各種の支援措置を早期に実現するため、災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

- (1) 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金など、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金などの特例措置など
- (2) 職業相談：雇用全般にわたる相談
- (3) 金融相談：農林漁業資金及び商工業資金の利用
- (4) 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

### 第3 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給などに関する法律（昭和48年法律第82号）及び越知町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）に基づいて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付けや生活福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

### 第4 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実態に応じて最低生活を保障する措置を行う。

## 第5 税の減免、徴収猶予

災害により国税及び地方税の納付が困難になった被災者の納税については、災害の状況に応じた適切な措置をとる。法令及び条例の規定に基づく、申告・申請・請求その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講ずる。

## 第6 公共料金の特例措置

### 1 郵便事業

- (1) 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん）の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包及び現金書留に限る。）の料金免除
- (4) 被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会などに対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除
- (5) 為替貯金・簡易保険の非常取扱い  
郵便局は、災害救助法適用時には、金融庁からの要請により、為替貯金・簡易保険の非常取扱いを実施する。

### 2 電気通信事業

- (1) 避難指示などにより実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示の日から同解除の日までの期間（1ヶ月未満は日割り計算）とする。）の減免
- (2) 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居などへ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

### 3 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業大臣の認可を受けて、次の措置が実施される。

- (1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- (2) 不使用月の基本料金の免除
- (3) 建て替えなどに伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
- (4) 仮設住宅などにおける臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- (6) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- (7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

#### 4 ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、中国四国産業保安監督部の認可を受けて、次の措置を実施する。

- (1) 被災者のガス料金の納期の延伸
- (2) 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記を適用

#### 5 その他の援助

その他の援助などが他機関から行われる際に、被災者から町による証明を請求された場合は、その内容に応じ、相談所において災証明書又は被害証明書を発行する。

### 第7 住宅対策

#### 1 住宅確保支援策

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、公営住宅などへの特定入居などを行う。また、復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、空き家の活用や仮設住宅などを提供して、復興期間中は被災者の生活の維持を支援する。

#### 2 公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「被災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

### 第8 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備などにより、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

### 第9 医療費などの負担の減免など

被災者の生活再建などを支援する観点から、必要に応じて、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度などにおける医療費負担の減免及び保険料の減免など、被災者の負担軽減を図る。

### 第10 広報連絡体制の構築

町は、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報する。また、被災地域外への疎開などを行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

## 第 11 災害復興基金の設立など

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策などをきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立などの手法について検討する。

## 第 12 メンタルケア対策

災害時には、被災によるショックや指定避難所での生活などの環境変化が大きなストレスとなるため、被災者の精神的な不安を取り除くためにメンタルケア相談所を設け、精神的な支援を行う。

# 第 4 節 被災中小企業の復興その他の経済復興の支援

### 1 計画の方針

被災した中小企業や農林漁業者への主要な事業復興制度について示す。

### 2 連携体制の構築

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 3 中小企業復興資金

町は、被災中小企業に対する資金対策として、町中の金融機関、(株)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による融資と信用保証協会による保証を行うよう依頼する。

#### (1) 融資制度の周知

町は、災害により被害を受けた事業所などに対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図る。

#### (2) 融資の促進

事業所が各制度を利用しようとするとき、町は、被害の実情に応じて融資手続の簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関などに働きかける。

#### ■ 中小企業関係融資の種類

復旧資金の融資	「(株)日本政策金融公庫法」及び「(株)商工組合中央金庫法」に基づく貸付け
労働者住宅建設資金の融資	「産業労働者住宅資金融通法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく貸付け
設備近代化資金の償還免除、延滞措置	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく措置

### 4 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の事業の復旧を促進するため、天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、(株)日本政策金融公庫法による融資の周知及びあっせんを行う。

(1) 融資制度の周知

町は、災害により被害を受けた農林漁業者などに対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図る。

(2) 融資の促進

農林漁業者などが各制度を利用しようとするとき、町は、被害の実情に応じて融資手続の簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関などに働きかける。

■ 農林水産業関係融資の種類

農林水産業経営資金の融資組合への事業資金の融資	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく貸付け
農地災害復旧、施設災害復旧資金の融資	「(株) 日本政策金融公庫」に基づく貸付け
組合共同利用施設の復旧資金の国庫補助	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく補助

5 施設復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行う。

6 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

7 相談窓口の設置

町は被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。